

ネットワーク綱領再言

—新通信制度をめぐる新たな課題—

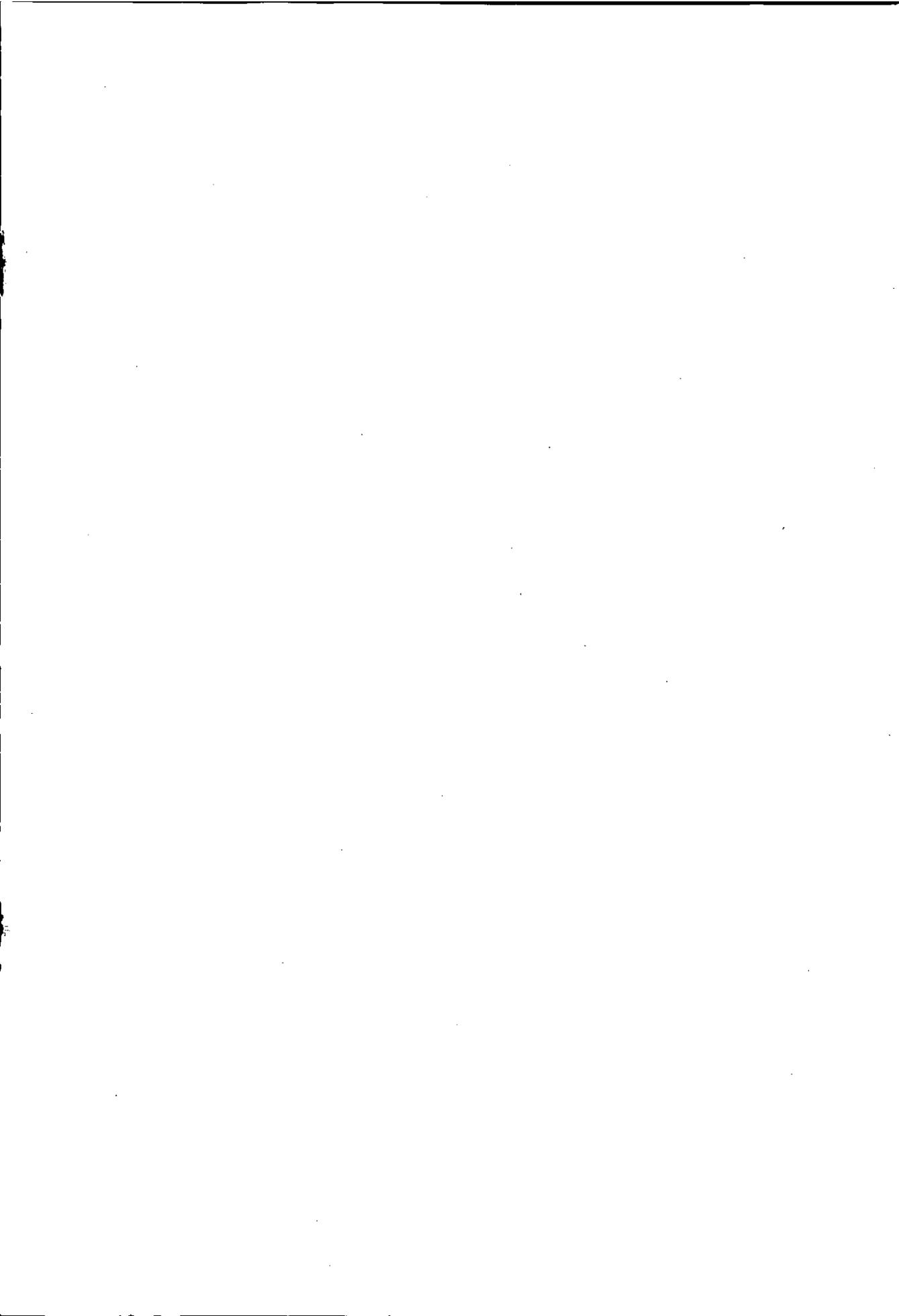
昭和60年3月

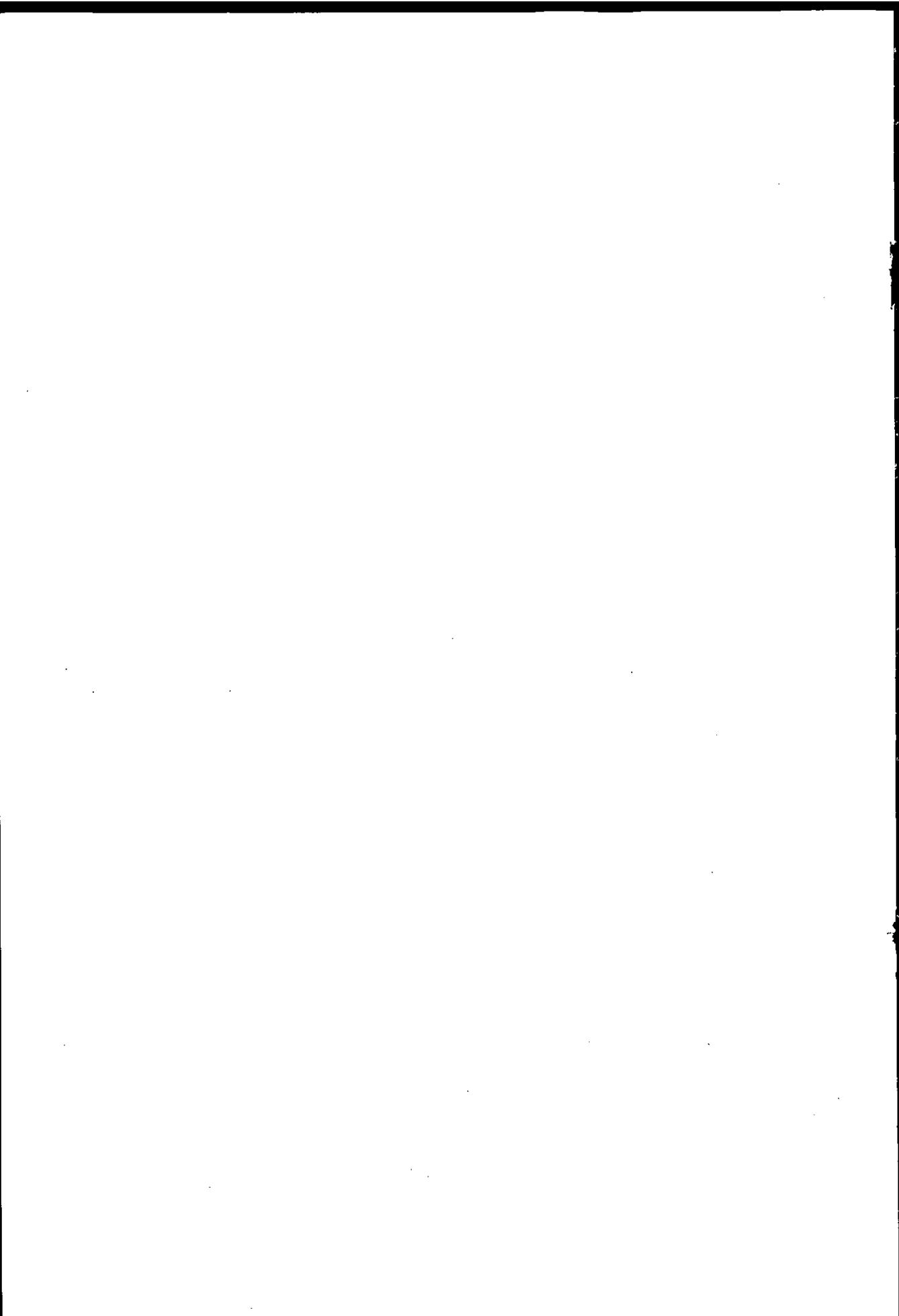
JIPDEC

財団法人 日本情報処理開発協会



この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて、昭和59年度に実施した「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。





は じ め に

高度情報化を指向して、わが国では、産業界や社会において様々な情報ネットワークの形成が進んでおります。ネットワークの利用は、ニューメディアの登場とともに、情報処理と通信が融合した新しい使い方が開発されており、産業活動や社会の情報流通に大きな変革をもたらしつつあります。

政府は、このような動向に鑑み、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とした電気通信体制を抜本的に改革し、民間活力の積極的な導入を計る新通信法を国会に上程し、昭和59年12月両院を通過しました。

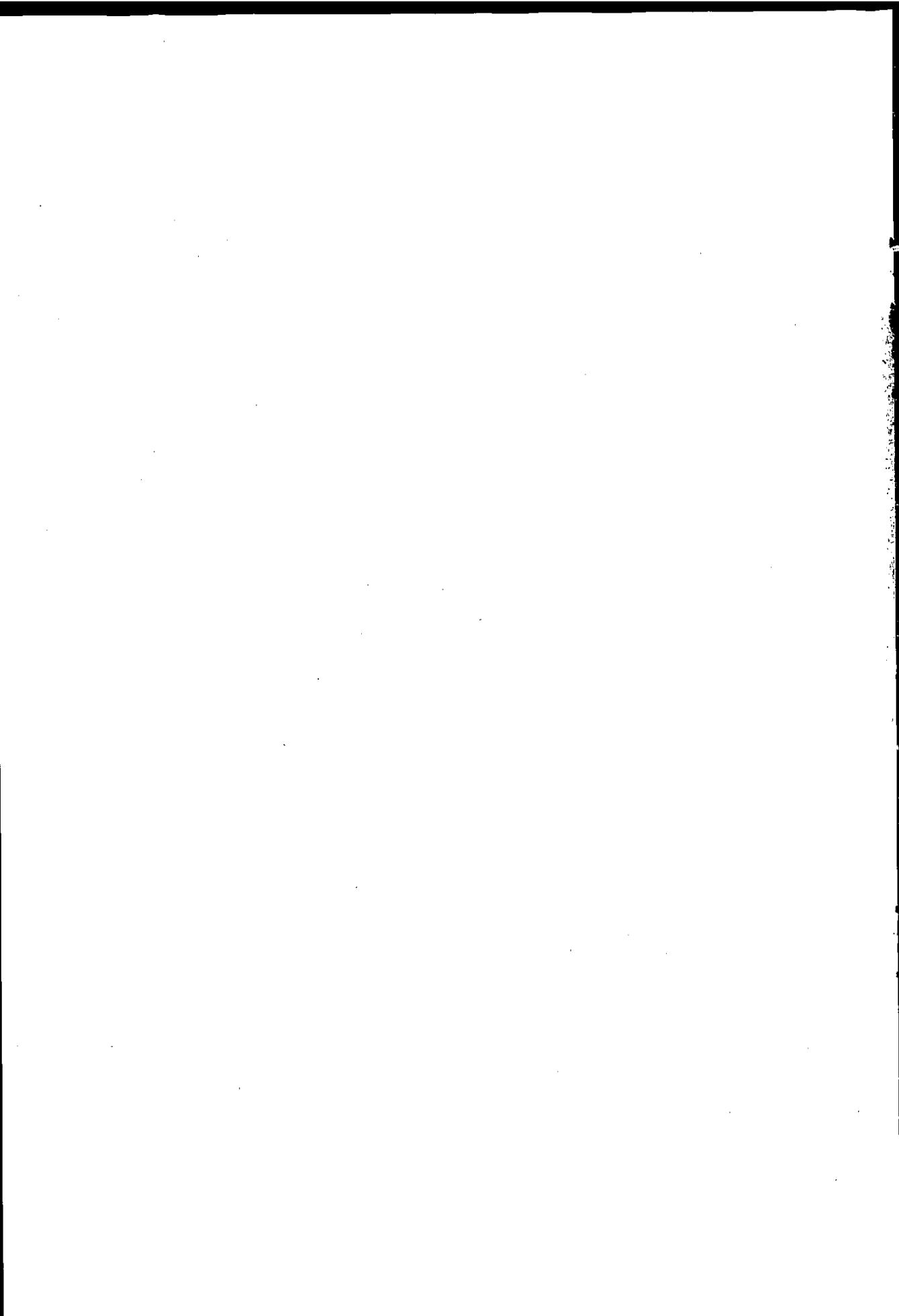
当協会では、かねてより、将来のネットワーク需要の動向把握と主として制度問題について、「汎ネットワーク推進委員会（委員長・稲葉秀三氏）」を設け専門的な立場からの検討を依頼しております。

同委員会では、昭和59年2月に「ネットワーク提言」を取りまとめ関係機関に具申しました。

しかし、同委員会は新通信法施行後もその解釈、運用をめぐり多くの課題があるとし、あらかじめ検討を加え、関係資料と共に本資料を編集し今後の参考に資することといたしました。

多大なご尽力を頂きました汎ネットワーク推進委員会の委員及び専門委員を始め関係各位に心より感謝する次第です。

昭和60年3月



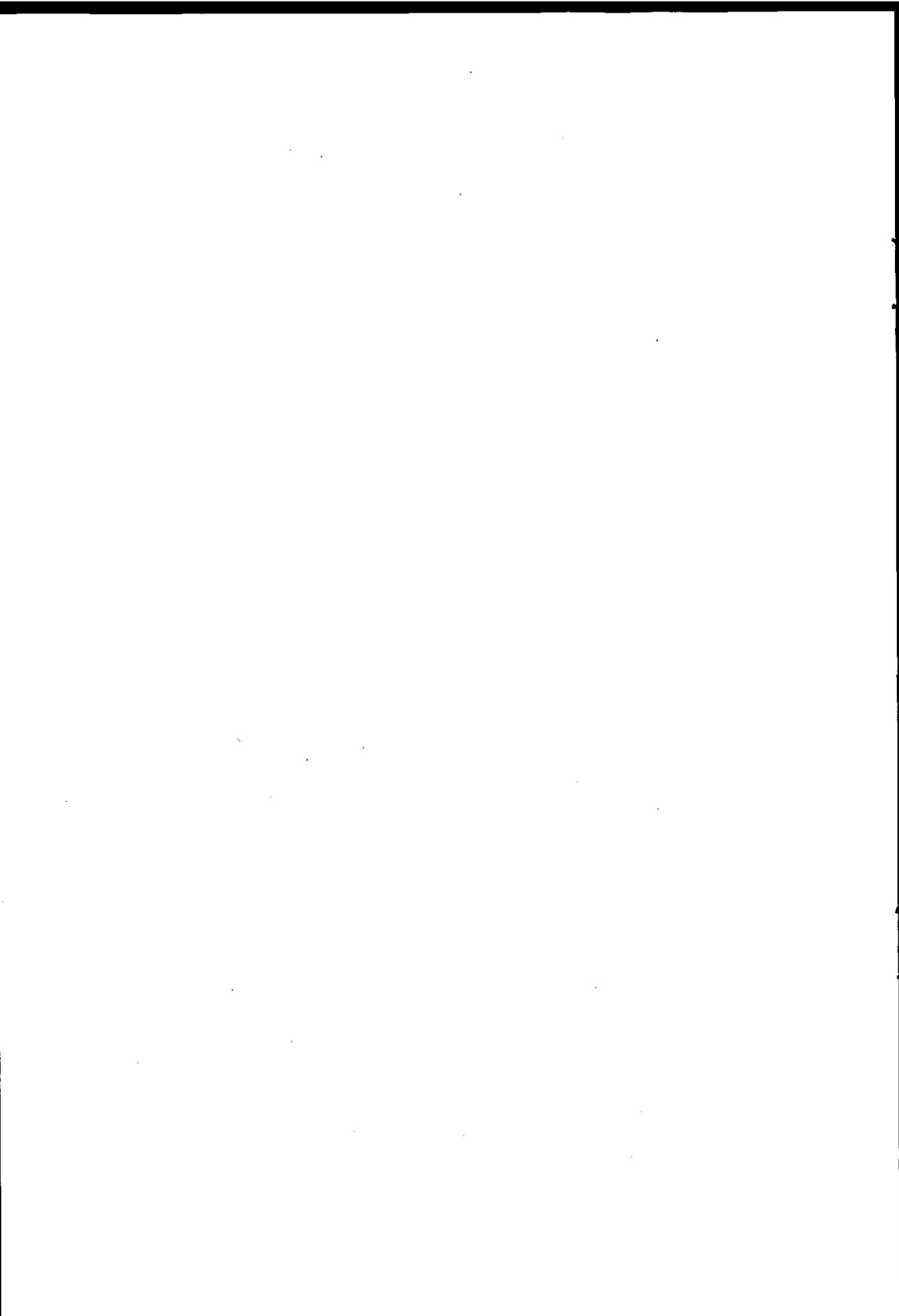
昭和59年度 汎ネットワーク推進委員会
委員名簿

| | 氏 名 | 勤 務 先 | 役 職 |
|------|---------|----------------------|-----------------|
| 委員長 | 稲 葉 秀 三 | (財)産業研究所 | 理 事 長 |
| 副委員長 | 大 野 達 男 | 野村コンピュータシステム(株) | 取 締 役 相 談 役 |
| 委 員 | 阿 部 勲 | 全日本空輸(株) 情報管理部 | 部 長 |
| ” | 上 原 孝 一 | 日本通運(株) 中央情報システムセンター | 所 長 |
| ” | 小笠原 謙 蔵 | 慶応義塾大学 工学部管理工学科 | 講 師 |
| ” | 川 田 博 雄 | ヤマトシステム開発(株) | 常務取締役 |
| ” | 川 畑 正 大 | (財)ニューメディア開発協会 | 理 事 開発本部長 |
| ” | 小 嶋 國 雄 | (株)市況情報センター | 管 理 部 長 |
| ” | 小 西 一 生 | 花王石鹼(株) システム開発部 | 部 長 |
| ” | 武 田 泰 明 | (株)菱感東京流通センター | 取締役社長 |
| ” | 大 村 泰 司 | 日本電子計算(株) | 取 締 役 研究開発部長 |
| ” | 野 垣 内 章 | 近鉄航空貨物(株) | 専務取締役 |
| ” | 柳 井 朗 人 | AT&Tインターナショナル・ジャパン | 支 社 次 長 |
| ” | 田 中 京之介 | (財)日本情報処理開発協会 技術調査部 | 参 与 |

(事務局)財団法人 日本情報処理開発協会 技術調査部

〒105 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内

TEL 03-434-8211 内線451



目 次

| | |
|--|-----|
| 本報告書の趣旨 | 1 |
| 資料 1 新通信法体系の課題 | 3 |
| 資料 2 第二種事業規制の推移 | 11 |
| 資料 3 再掲 汎ネットワーク推進委員会「ネットワーク提言」 (昭和59年2月) | 13 |
| 資料 4 新電気通信事業法をめぐる「汎ネットワーク推進委員会 専門委員会討議」(昭和59年12月) | 17 |
| 資料 5 財経済団体連合会「電気通信事業法等に係わる政省令の 策定ならびに今後の制度運用に望む」(昭和60年2月) | 73 |
| 資料 6 社日本情報通信振興協会「電気通信事業法政省令等に関する 所見」(昭和60年3月) | 79 |
| 資料 7 社情報サービス産業協会「電気通信事業法に係わる政省 令の制定等に関する要望書」(昭和60年3月) | 83 |
| 資料 8 電気通信事業法(抄) | 85 |
| 資料 9 日本電信電話株式会社法(抄) | 97 |
| 資料 10 電気通信事業法施行令(昭和60年4月1日政75) | 101 |
| 資料 11 電気通信事業法施行規則(昭和60年9月1日郵25) | 105 |

資料 12 日本電信電話株式会社法施行規則

(昭和60年4月1日郵23) 129

資料 13 新通信法関連諸規則等一覧表

(昭和60年4月1日公布分) 135

資料 14 第二種電気通信事業者の一般、特別区分のための回線数算定法 ... 137

本報告書の趣旨

昭和59年4月新電気通信事業法および新日本電信電話株式会社法案が国会に提出され、同年12月成立公布され、昭和60年4月より施行されることとなった。

これに付随して、昭和60年4月両法の施行令、施行規則等が公布施行される。

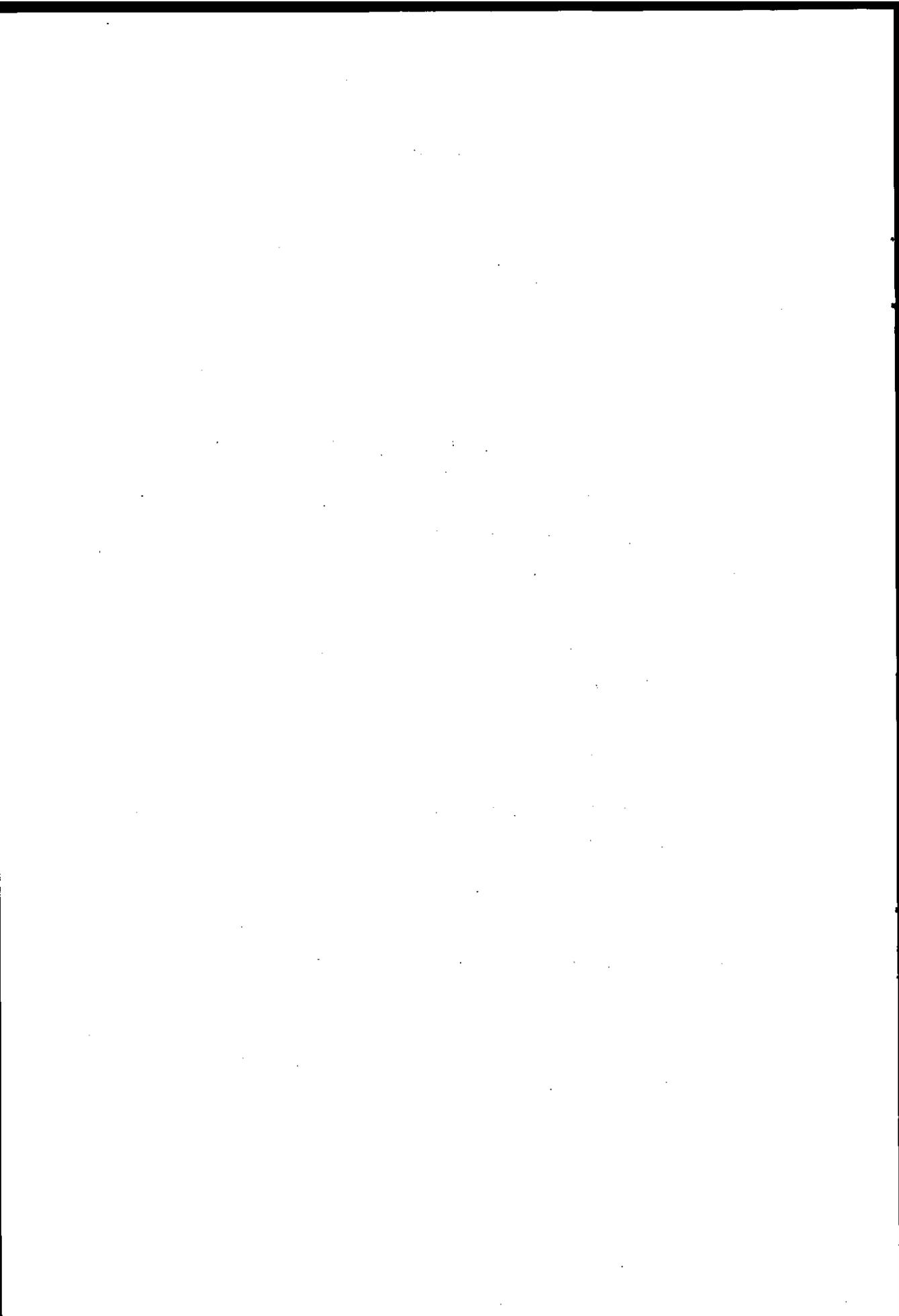
両法案提出に際し、第一種電気通信事業者に対する規制のあり方、第二種電気通信事業者における一般と特別の切り分け問題等をめぐり多くの論議がかわされた。その後、アメリカを主とする海外からの通信自由化に関する意見も相次ぎ、昭和60年4月の施行令等の内容をめぐり内外に再び多くの論議が起きた。

この間、汎ネットワーク推進委員会は59年2月両法案要綱に対する意見を発表し、新通信法体系のあるべき姿に対する問題の指摘と要望を行った。

59年末、本委員会は、その専門委員会により両法案を対象に分析討議を行った。この議論が本書の主体をなしている。

60年春の政省令対象の議論に本委員会はかかわっていない。その理由は、59年2月の提言内容を訂正すべき理由はなく、基本的な問題指摘は上記専門委員会の討議につき、これを公表すれば足りるとしたからによる。

本報告書の趣旨は上につきるが、主として施行政省令をめぐり諸資料を網羅し(目次参照)、昭和59年末ないし昭和60年初における通信法論議の総合資料集とした。



資料 1

新通信法体系の課題



新通信法体系の課題

1. 全面的な新通信法体系構築の必要

昭和60年4月1日施行の新通信法は、電気通信事業法および日本電信電話株式会社法の施行と、これに伴う施行命令並びに主として諸技術関連省令の整備を中心としている。

当委員会でしばしば提言してきたように、真に通信法体系の新構築を計るためには、最少限度有線電気通信法、電波法、放送法などの通信諸法について回線の接続、サービスの接続を最大限自由とする改正が必要になる。

そのような通信法系全体の再構築によって初めて、たとえばCATV網の自由な相互接続、CATVサービスへのビデオテックスサービスの乗り入れなどが可能となろう。

2. 周辺諸法制整備検討の必要（参考1参照）

高度なオンライン情報サービスが展開するためには、狭義の通信法制が整備されるだけでなく、広汎な法制の整備が必要である。この点について組織的な点検、具体策の提案が各方面よりなされることが望ましい。

3. 新規参入第一種電気通信事業の将来

新規参入第一種電気通信事業の将来は、

(イ) 新NTTとの接続

(ロ) 第二種電気通信事業併行進出の有無、進出するときのありかた

(ハ) CATV網その他異種ネットワークとの接続の可非、条件

などによって左右されるものと考えられる。新事業が成立しやすい環境の醸成が望ましい。

4. 第二種電気通信事業の一般・特別区分

当委員会として、昭和59年2月本問題に関する妥協案を提示したが、本来、一般・特別の区分と届出を超える加重手続は不必要であるとするのが当委員会の見解であった。本報告「資料5」の専門委員会討議が参照され、将来、一般・特別の区分を廃し、第二種事業は届出のみをもって可能となる方向の実現することが望ましい。

5. 真の自由競争を実現する公正競争基盤の確立

子会社を含む新N T Tと新規参入電気通信事業者間および新規参入電気通信事業者相互間において公正な競争原理の実現されることが望ましい。

それは、子会社を含む新N T Tの事業範囲の問題であると共に、通信事業規制のありかたの問題でもあろう。

付 回線単純再販売禁止問題

いわゆる回線単純再販売は、電気通信実務上極めて重要な問題だが、その禁止規定は新N T Tの下記約款条項による。(参考2)

難解な表現であって、将来、この規定の解釈の実際につき十分吟味されることが必要であると考えられる。

(参考1)

ニューメディアに係る制度的諸問題

(ニューメディア研究会制度分科会調)

1. 事業運営面での制度的諸問題

| メディア | 項目 | 関係法律 |
|---------|-------------------------------|---|
| CATV | (1) 施設設置に伴う制度的問題 ① 道路等占用問題 | 道路法32条, 36条, 39条, 東京都条例3条, 自然公園法17条, 18条 古都における歴史的風土の保存に関する措置法8条, 民法269条 河川法20条, 26条 |
| | ② 共架問題 | 電気事業法48条, 50条 各社内規 |
| | ③ 施設設置許可申請 | 有線テレビジョン放送法3条 有線テレビジョン放送法施行令 |
| CATV | (2) 事業運営に伴う制度的問題 ① 事業開始届 | 有線テレビジョン放送法12条 |
| | ② 再送信問題 | 有線テレビジョン放送法13条 |
| | ③ 著作権問題 | 著作権法98条, 99条, 100条 著作権条約 |
| | (3) ネットワーク間接続問題 | 電波法 |
| 双方向CATV | サービスの認可 | 有線電気通信法10条 |
| ビデオテックス | ① 法管轄 ② 著作権問題 | 電気通信事業法 著作権法 |
| VAN | 回線利用問題 | 電気通信事業法 |

・上記諸問題の他, 全体にかかわる問題として, 公正競争の問題がある。これは競争原理を導入するに当り, 公正競争を広く実現するという観点から十分な検討が必要であるということである。

3. 利用面での問題

| サービス | 項目 | 関係法律 |
|-----------------------|---------------------------------------|--|
| エレクトロニック クバンキング | ① 無店舗取引問題 ② 法的証拠問題 | 銀行法8条 18条 銀行法施行規則8条 |
| ホームディーリング | ① 無店舗取引問題 ② 法的証拠問題 | 証券取引法33条 商品取引所法8条 |
| ホームショッピング | ① 販売規制問題 ② 大店法問題 | 食糧管理法, 薬事法, 専売法, 高圧ガス取締法等 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 訪問販売法6条 |
| クレジット共同 ネットワークシステム | ① プライバシー問題 ② ネットワーク間接続問題 | NTT約款 |
| 遠隔防災防犯 サービス | ① 防災設備要件問題 ② 無線センサー利用制限問題 | 消防法第4章, 第4章の2 電波法4条 |
| 座席等各種予約 サービス | ① 無店舗販売問題 ② クーポンレス販売問題 ③ 法的証拠問題 | 旅行業法3条, 4条 旅行業法12条の5 |
| テレメータリング サービス | ① 機器の検定問題 ② 料金通知問題 | 計量法12条, 67条 ガス事業法第5章 電気事業法19条 水道法14条 ガス事業法17条 |

・上記問題の他, 各サービスの全体にかかわる問題として, セキュリティ問題と標準化問題がある。

(参考2)

電話サービス契約約款(抜萃)

第6章 回線相互接続

(当社の電気通信回線との接続)

第84条 契約者(共同電話の加入電話契約者を除きます。)は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を所属電話サービス取扱所に提出していただきます。

二 当社は、前項の請求があったときは、次のことを条件として、その請求を承諾します。

- (1) 相互に接続した電気通信回線により行う通話について、その品質を保証するものでないこと。
- (2) 契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行うこととなる場合(通話以外の通信に付随して通話を行うことがやむを得ないとき又は第110条(通話利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を行うため必要なときを除きます。)には、その専用回線がその専用回線がその接続に係る契約者回線の終端のある場所と同一の単位料金区域(料金表第1表第2(通話料金)において定めるものをいいます。以下同じとします。)内に終始するものであること。

(集団用交換設備における専用回線又は自営電気通信設備と契約者回線との接続)

第89条 事業所集団電話の加入電話契約者は、その契約者回線が収容されている集団用交換設備において専用回線又は自営電気通信設備(有線放送電話設備を除きます。以下この条において同じとします。)とその加入電話契約者に係る事業所集団電話又は内部通話用電話の契約者回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、当社所定の書類を提出していただきます。

二 前項の請求があったときは、当社は、次のことを条件として、その請求を承諾します。

- (1) その専用回線又は自営電気通信設備は、その集団用交換設備に収容されている事業所集団電話又は内部通話用電話の契約者回線とのみ接続するものであること。

ただし、その事業所集団電話の契約者回線へ着信した通話又は通話以外の通信を、その集団用交換設備において専用回線に転送する場合は、この限りではありません。この場合において、その転送により通話を行うこととなるとき(通話以外の通信に付随して通話を行うことがやむを得ないとき及び第110条(通話利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を行うため必要なときを除きます。)は、その専用回線がその接続に係る契約者回線の終

端のある場所と同一の単位料金区域内に終始するものに限り。

専用サービス契約約款（抜萃）

第7節 回線相互接続

（当社の電気通信回線との接続）

第35条 専用契約者は、第38条（集団用交換設備における専用回線と契約者回線との接続）

第1項の場合を除いて、その専用回線の一端において、又はその一端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線相互又は専用回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。

二 当社は、前項の請求があったときは、次のことを条件として、その請求を承諾します。

- (1) 相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないこと。
- (2) 専用回線と契約者回線とを相互に接続して通話を行うこととなる場合（通話以外の通信に付随して通話を行うことがやむを得ない場合又は電話サービス契約約款第110条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を行うために必要な場合を除きます。）には、その専用回線がその継続に係る契約者回線の終端のある場所と同一の単位料金区域内に終始するものであること。

（集団用交換設備における専用回線と契約者回線との接続）

第38条 専用契約者は、集団用交換設備において、専用回線とその集団用交換設備に収容されている事業所集団電話又は内部通話用電話の契約者回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。

二 当社は、前項の請求があったときは、次のことを条件として、その請求を承諾します。

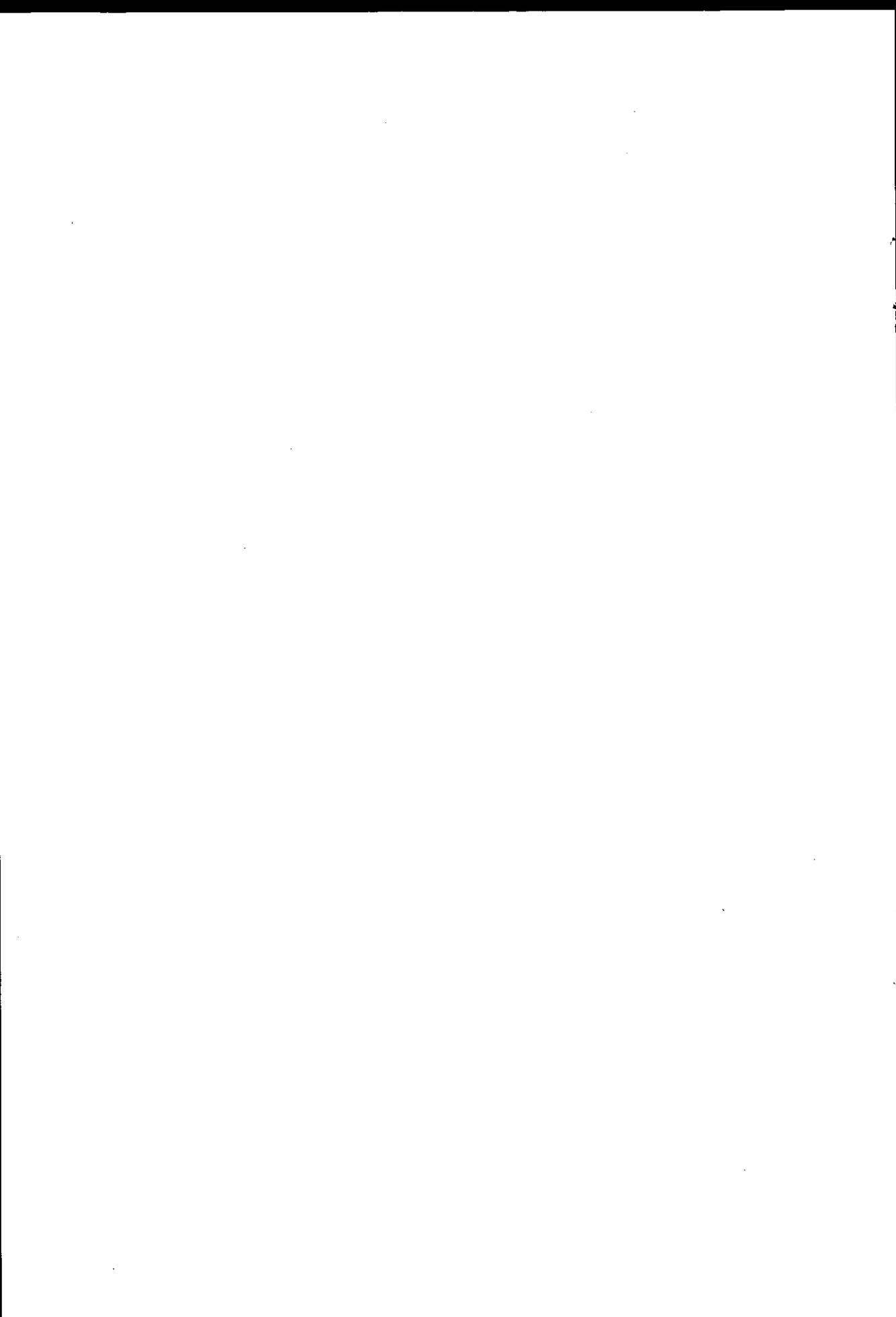
- (1) 相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないこと。
- (2) その専用回線は、その集団用交換設備に収容されている事業所集団電話又は内部通話用電話の契約者回線とのみ接続するものであること。

ただし、その事業所集団電話の契約者回線に着信した通話又は通話以外の通信を、その集団用交換設備において専用回線に転送する場合は、この限りではありません。この場合において、その転送により通話を行うこととなるとき（通話以外の通信に付随して通話を行うことがやむを得ない場合及び電話サービス契約約款第110条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を行うため必要な場合を除きます。）は、その専用回線がその接続に係る契約者回線の終端のある場所と同一の単位料金区域内に終始するものに限り。

- (3) その専用回線を接続することができる事業所集団電話の契約者回線の数が、当社が別に定める数以上あること。

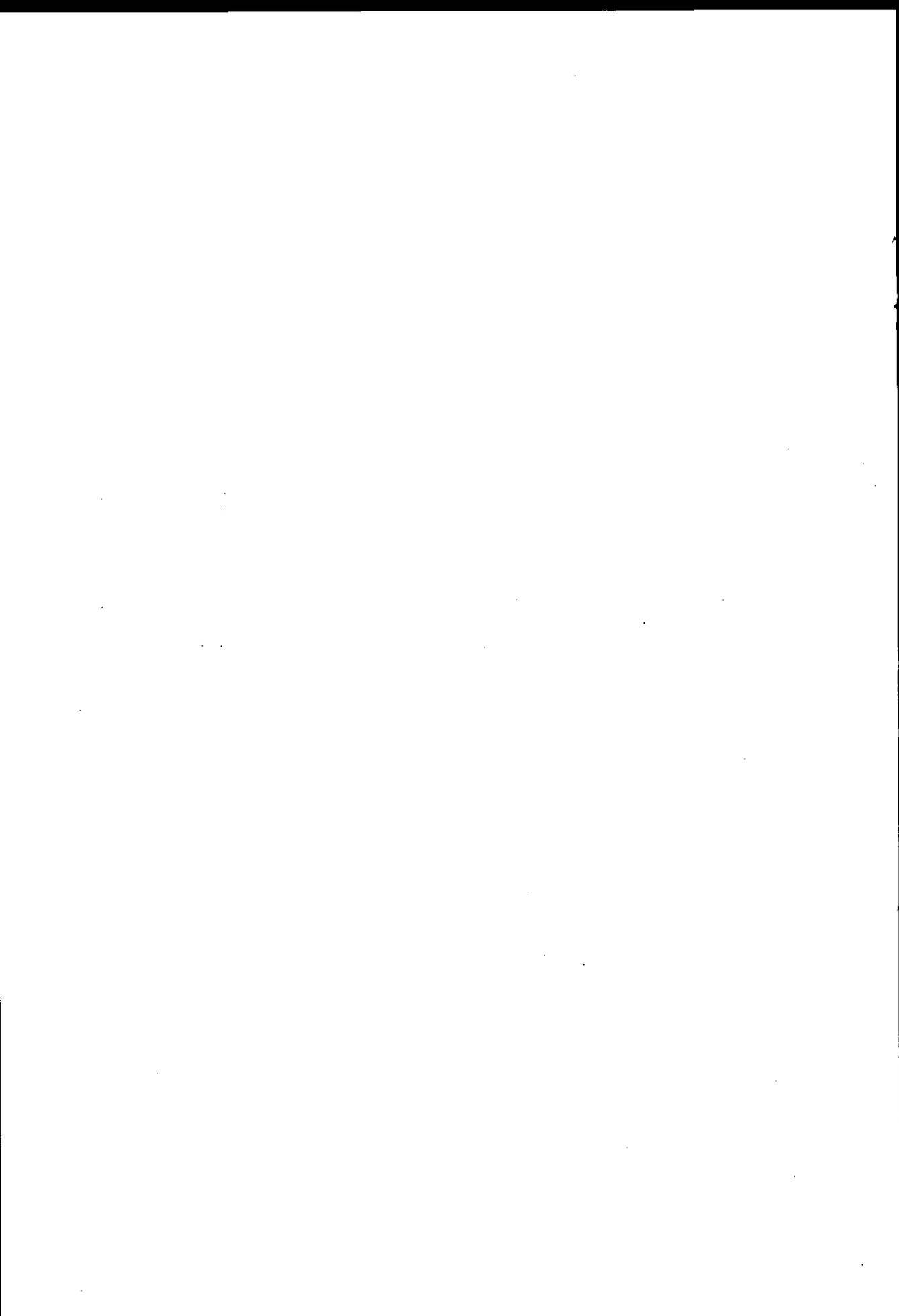


第二種事業規制の推移



新通信事業法における第二種事業規制の推移

| | 法 案 要 綱 (昭和59年2月半) | 汎 N W 委 提 言 (昭和59年2月末) | 成 立 法 に お け る 規 定 |
|--------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|
| 一 般 二 種 事 業 規 制 | 届 出 制 | 自 由 | 「通知」と同じ 届 出 制 |
| 特 別 二 種 事 業 規 制 | 許 可 制 | 自 由 (届出制示唆) | 登 録 制 |
| 外 資 参 入 | 5 0 %未 満 | 自 由 | 自 由 |

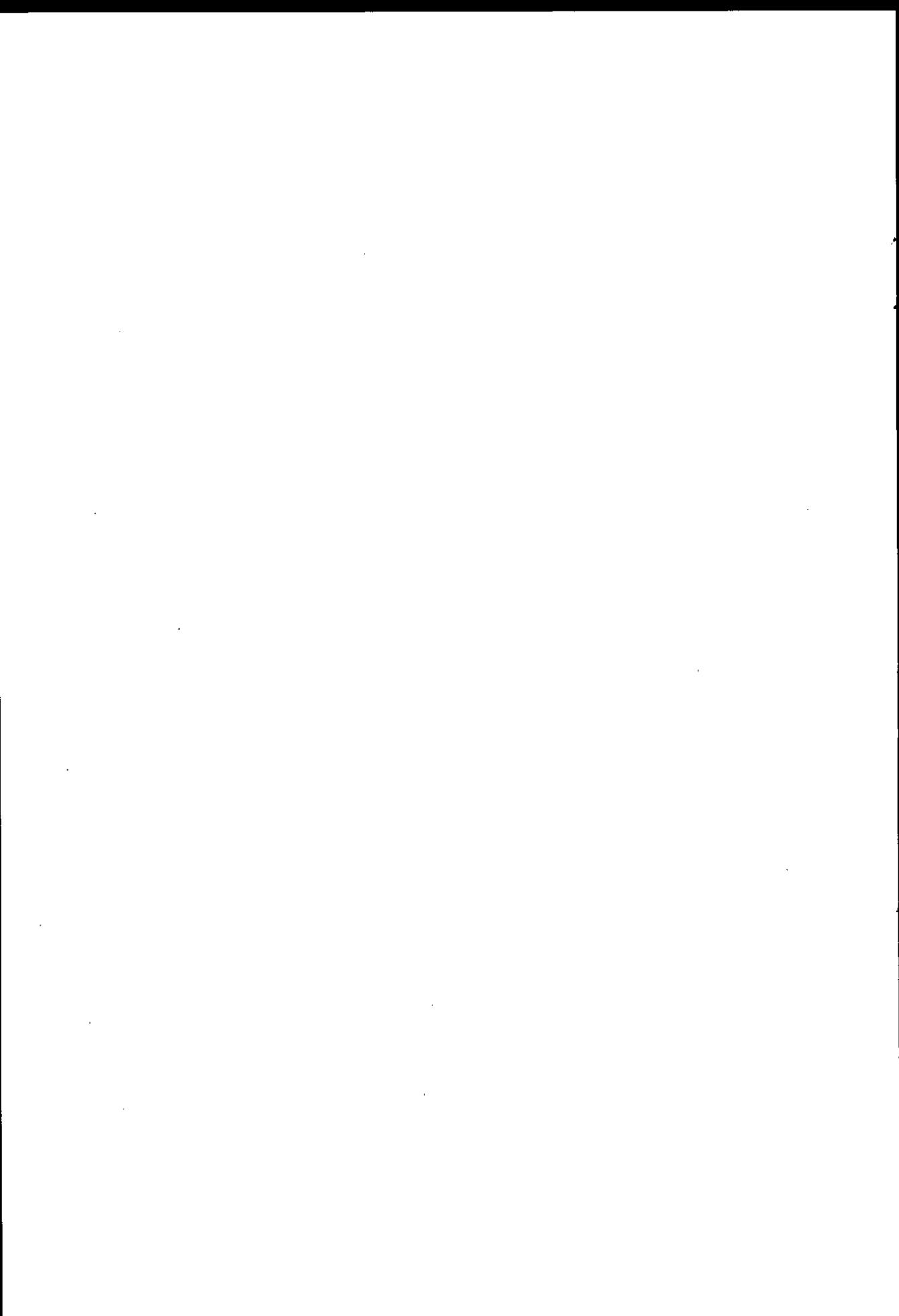


資料 3

再掲 汎ネットワーク推進委員会

「ネットワーク提言」

(昭和59年2月)



提 言 の ま と め

新通信法体系は

- ① 事業規制は必要最少限に留めること。
- ② 通信事業に誰もが自由に参入できること。
- ③ 高度なサービスを提供する事業について規制を加えないこと。
- ④ 公正な競争が実現されること。
- ⑤ 通信回線，通信網，高度なサービスの各種の接続を自由にする事。

を目標とし，すべての関係者のコンセンサスの下に，21世紀に至る社会情報化の基盤形成に，大きく寄与するものであることを期待します。

ネットワーク提言

(事業規制の排除)

1. 基本通信事業者に対する事業規制は、サービス約款の届出制と、必要あるときこれに対する政府の改善勧告権のみでよい。

特定の者のための基本通信事業者について、事業規制の必要はない。

2. 基本通信事業者に対する外資参入は原則として一定の条件の下で認めてもよい。

ただし、国の利益、安全にかかわる問題として必要あるときは、外資参入は制限されてよい。

3. 高度なサービスを提供する事業者に対する規制は必要がない。

4. 高度なサービスを提供する事業者に対する外資参入は、自由とする。

(公正競争の実現)

5. 基本通信事業者は、高度なサービスの提供または通信機器製造・販売を自ら兼営できないものとする。

6. 基本通信事業者が高度なサービスの提供または通信機器の製造・販売を行う別法人に関与するとき、その出資比率に妥当な限度をおくものとし、経理的相互扶助を禁ずるほか、現行私的独占禁止法第9条の2(大規模事業会社の株式保有の総額制限)の趣旨を適用するものとする。

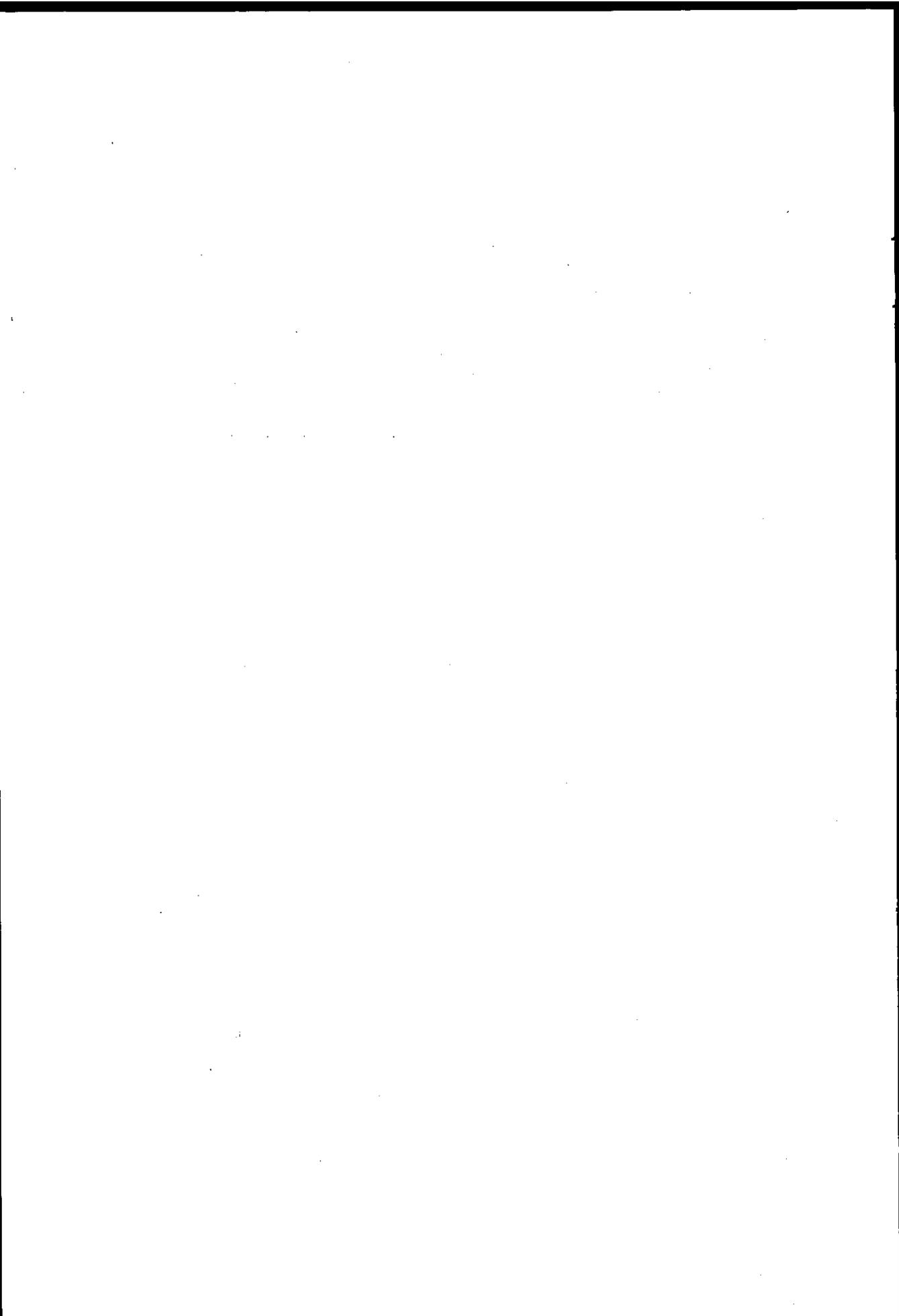
7. 従来、独占通信事業者が負っていた、あまねく公平に通信サービスを提供する業務は競争原理の導入とはなじみにくく、これを見直す必要がある。

(接 続)

8. 通信回線、通信網および基本通信サービス、高度なサービスの相互接続ないし乗り入れはすべて自由とし、接続または乗り入れのための必要コストを超える付加料金はどの当事者に対しても認めないものとする。

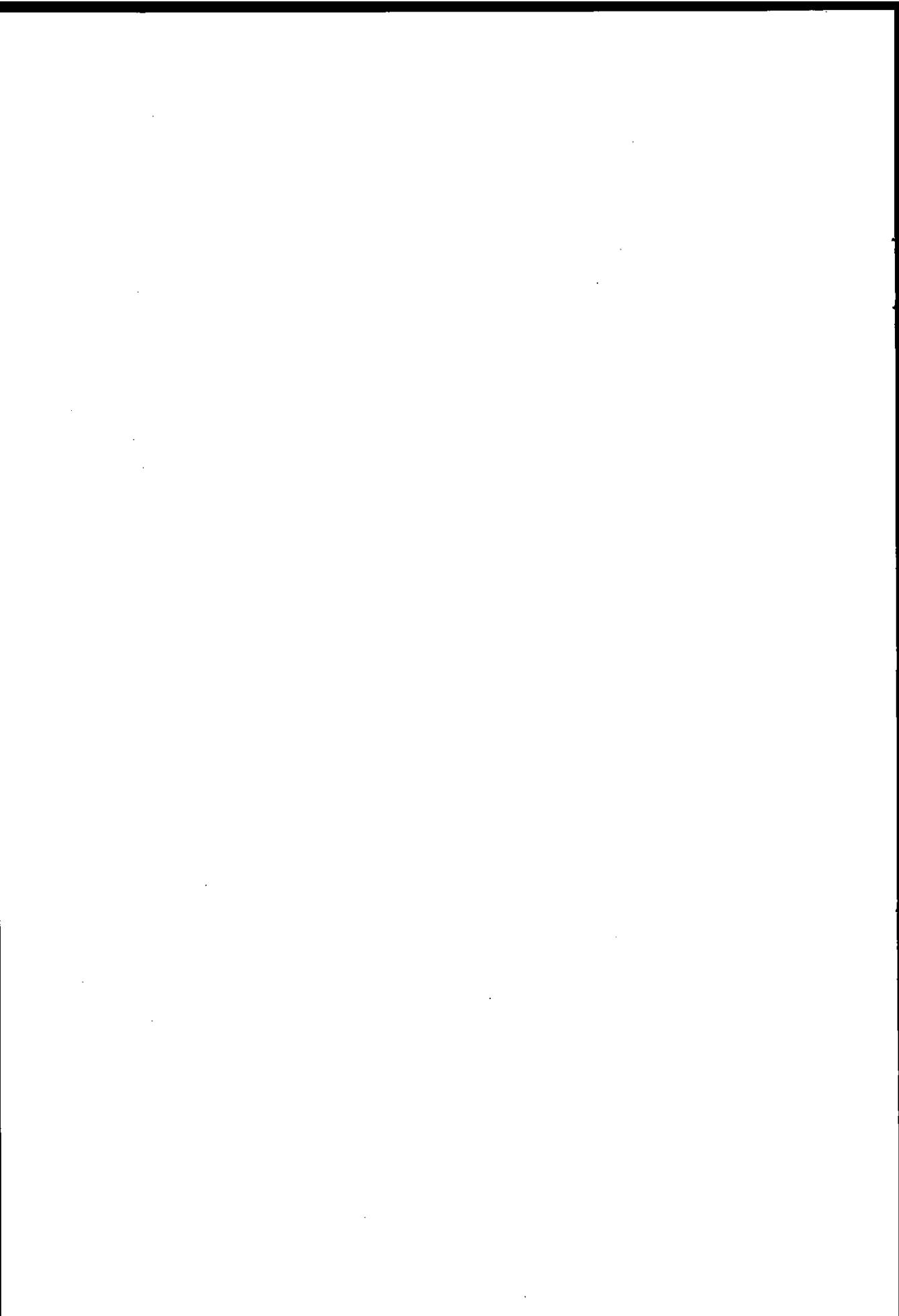
(経 過 措 置)

9. 上記諸提言は、あるべき通信法体系への提言であって、必要あるときは適切な経過措置がとられるものとする。



資料 4

新電気通信事業法をめぐる「汎ネットワーク
推進委員会専門委員会討議」（昭和59年12月）



専門委員会における 新通信法関連討議要約

1. 新規参入第一種電気通信事業者に対する要望

イ. どのようなサービスをどのようにして行うのか、という点が全く明らかではない。

ロ. 新規参入一種事業者が一本化してしまうという話もある。

よって、現段階で発言できない。

2. 第二種電気通信事業者の一般、特別の切り分け基準

イ. 進歩の速い時代に回線数で一般、特別を切り分けるという考えは無意味。

ロ. 回線数の増減によって、一般になったり、特別になったりする可能性があるがどうして対処するか。

ハ. 特定少数にせよ、特定多数にせよ、タリフは通常公表できない。不特定相手ならタリフを公表しなければならない。

ニ. よって、一般、特別の切り分けはタリフ（約款）の公表の有無によって行うのが最も妥当である。

3. 回線の再販

イ. 純粹に電話通信回線のみ再販なら、あるいは問題があるかもしれない。

ロ. しかし、現在の加入網には音声も、データも、FAX 信号も入り乱れて流れている。

ハ. このような時代に再販禁止といっても対象の規定が困難ではないか。

ニ. よって、おおむね再販禁止条項に不賛成。明確に電話再販のみ規定できるならばその部分につき消極的賛成。

4. V A N の あり 方

当分、様子を見るよりなし。仮に乱立するとしても軽々な誘導等は不要。

5. 回 線 の 接 続

イ. 甲一種事業者の長距離回線（中継回線）/乙一種事業者または新N T T の長距離回線（中継回線）接続は、無条件接続、接続チャージ不要。

ロ. 甲一種事業者の長距離回線（中継回線）/新N T T の市内回線接続には、最低限の接続チャージは必要である。

ハ. ただし、その際の接続チャージには妥当な策定根拠が示される必要あり。

6. サ ー ビ ス の 接 続

イ. VIDEOTEX/CATV, VIDEOTEX/VAN, VAN/CATV, などの融合は時代の流れである。

ロ. 促進する方向で必要な法改正を行うべきである。

7. 電波法改正の必要性

イ. 現NTTはあらゆる経路について、事実上短波資源を独占している。

ロ. しかし、その多くは予備回線網であって常時稼動してはいない。

ハ. よって、NTT占有資源の明細公表；有効利用検討へ。

ニ. 微弱電波を開放すべし

8. 一種事業、新NTTの料金体系

第1項と同じく、今暫く様子を見ないと発言が困難。

9. 新NTTの業務範囲、動向

イ. 新NTT自体だけでなく、新NTTとこれを取りまく子会社群全体の動向として見る必要。

ロ. 新NTTグループの圧倒的優勢が問題を起さないよう、国として強力な指導が必要。

ハ. 独禁法は、新NTTグループの優勢を抑え、公正な競争原理を保つ上で役に立たない。

10. 一種事業の事業範囲

第1項と同じく現在判断しにくい。

— 新通信法をめぐる —

A きょうはこの前の専門委員会でお配りしたアンケートの回答項目についてご討議いただきたいと思います。この委員会で意見を1つにまとめられるかどうか分かりませんが、自由に御発言をいただきたいと思います。そして専門委員会として本委員会に対してきょうの議論の結果を何らかの形で提言をしていただくかどうか、また、その意見をどうするかということについても、決めていただきたいと思います。

ところで、アンケートの項目が10項目あるのですが、12人のメンバーが、1項目1人1分でやっても10項目で120分かかるといふ計算になりますので、項目別に大体御意見のそろっていきそうところは、何を強調したらいいのかという点に中心を置いて進めていきたいと思っています。また、ちょっと御意見が分かれている項目もありますので、そういうところに時間をかけてご討議いただいたらどうか、と思います。そういう進め方でよろしゅうございましょうか。

① 新規参入第一種通信事業者への要望

それでは、まず「新規参入第一種通信事業者への要望」という項目でございますけれども、新事業法案が話題になりましてからいろいろの企業や団体が第一種事業に手を挙げていらっしゃるけれども、一体何を、どんな範囲で、幾らでというようなことが全くわからないじゃないかという御意見がかなり出ております。特に事業規模やその態様、技術基準や料金体系等ユーザーとして一番知りたいことについて明確でない。こころ辺のところを早く明確にしてもらいたいというご意見が大部分です。ただ、そういうような御意見の中で、1さんが割合にはっきり、第一種事業者はサービス目的として高速大容量のトランスペアレントな伝送サービスを競争原理に基づいて利用者に提供するということを述べておられますので、こころ辺の御説明をしていただきたいと思っています。

1 別に考えがあったわけではないのですが、こんなところじゃないかなとい

うことなんです。

A 実は私は、今手を挙げていらっしゃるどころ、例えば道路公団にしましても国鉄にしましても、今やっている事業との関係での何か付帯的なサービスないし情報をつけ加えて提供したいというふうなことをうわさに聞いておるのですけれども、そうすると必ずしも、すべてトランスペアレントかどうか、一部第一種事業者として何かそれぞれの特色をお持ちなのかもしれないということが考えられるのです。

I というときは、やはり二種の兼業ということになるのですかね。

A それらのところはどうでしょうか。私は、一種は二種の内容は全部行えるというのが、今回の法の立て方じゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

C そのとおりです。

A だから、一種と二種を横に並べているのではなしに、一種は二種を含むと解釈できます。だから、新電電としては、今付帯事業的にやっていたらいろいろな情報サービスや通信処理サービスについても、とりたてて第二種も併業しますという必要はないのです。また、推測の域しか出ませんが、例えば国鉄は第一種業者として、時刻表だとか予約状況だとかの情報提供をやりたいとか、あるいは道路公団が道路の混雑状況などを第一種事業者としてそれを通じて提供したいとかいうようなことをお考えのようでございます。ただ、その場合も、トランスペアレントな部分以外の分野では、第二種専業としておやりになる事業体と、あるいは競争原理としては同じ立場に立たれるべきだろうと思うのです。このことは新電電についても同様です。

そのほかのところでは、大体皆さんの議論も共通なんです。特に第1番目の項目についての要望について、これだけはつけ加えておきたいというような御意見はございますか。

Cさんは、もうちょっと純民間的な業者が手を挙げていいはずなのに、何か電電公社と体質が似ているようなところばかりしか手を挙げてないじゃないかというような御意見を……。

C いわゆる公共公益事業部門みたいところがたくさん出てきておりまして、民間活力導入という大きな視点からすれば、それに反しているとはいえないのですが、純民間事業者というのがもっとやりやすいような形をとるということの方が、長期的に見たら非常に重要ではないかと思うのです。

当初は民間が先に飛び出しましたけれども、最近みんな考えあぐねているような節があって、いまひとつ元気がない。最初に飛び出した民間が、だんだん落ちてきて、従来の公益事業者が代って表面に出てきているように思われます。公益事業者側も態度をハッキリさせているわけではない段階のようですが、各電力事業も検討は進められているようです。こうした一群の事業者が出てきますと、従来の公益事業部門だけが、今後の第一種電気事業者民間版を扱う主体という姿が本当に好ましいのかなという素朴な疑問を持っているということです。

A この委員会が始まります前雑談中に申し上げたんですけれども、CATVの今の業者の方が今の設備を用いて、ローカルという形で第一種に進出されるような意図は業界にございませんか。

C CATVは、元来ローカルなネットワークなのですが、ローカルな施設を使って第一種サービス、つまり有線テレビジョン放送法で規律されていない範囲、と申しますのはもう少しコミュニケーション（通信）寄りのサービスをやりたいという意見（計画）は出ているようです。しかし、これらローカルの施設を結んで、東名阪のネットワークに構成するような計画は表面化していないようです。こういう通信を含むネットワークを構成するとなりますと、これは映像ネットワークも含めてチョット元気が出ないのではないのでしょうか。そういう現状です。

A 何か全銀協システムのようなものをそこでやろうというような声がどこから出ているようですけれども、あの声はまだ大したことはないのですか。

C そういう構想は昔からあるんじゃないでしょうか。一般ユーザーを対象にCATVの施設を使って通信サービスをやるということになりますと、線（ネットワーク）が相当あまねく広く行きわたっていませんとモノの役に立たないですね。しかしポイント—ポイント間で、例えば銀行の支店なんか数量的に少なくはな

いし、さればとって多くはないといということ、ですから、そういうところを中心にネットワークを組んでいって、その後にローカルなものを今度はもう一つ上のところ（リージョナル）に統合するとかという構想は、前からございました。MISとCATVの結びつきなどを見ましても、第一次ニューメディア・フィーバーみたいなものが42、3年ごろあったのですけれども、そのときの構想なんかはハッキリそういう方向を考えていたと言えます。こうした事例からしますと、CATVを通信の用に供するという考え方は根っここのところにズーとあったのじゃないでしょうか。要するに、回線が安ければ、お互いがメリットが出るということでしょう。ただし、銀行のデータを取扱うというようなことになると、相当厳密な回線管理とデータの秘密保持、要するに通信の秘密保持を実行しなければならぬという問題が出てまいります。この辺については、いまだに未開拓のままというようなのが現状ではないかと思えます。

A この間の世田谷のケーブル火災のようなことで、セキュリティ対策からも……。

C 複数のメディアがあるということの方がいいんですよということを我々は言ってきたのです。“ダブルシステム”ということ、我々は10何年言っているわけです。しかし、金がかかるから、そんなことをしたら国家的損失だということで公社さんを含めコンセンサスが得られないできたのです。

A 特にこの要望事項という点で御意見ございませんか。

H 基本的に早く内容を示してほしいということです。

A 皆さん大体そのような御意見のようでございます。

1の問題はそういうことで、まだわけがわからないからサービス内容やコストを具体的に示してほしい。それからもうちょっと民間の活力を生かしたところも手を挙げてほしいというようなところでよろしゅうございますか。

E この第一種通信事業者というのは、現在、国鉄とか京セラとかなんとかありますね。そういうふうに複数の4社か5社あるものを第一種通信事業者とみなして、それに対する要望ということではなくて、私は、この第一種通信事業者の

話は、既に政治レベルに入っていると思うのです。ここはもう技術とかそんなことじゃなくて、政治の話で一本化して、社長はこの人と、社長も決まっているのです。そういういろいろな話を聞いていますと、何となく、この要望というときに、ばらばら出ているものに対する要望ではなくて、一本化した姿に対する要望というイメージで見ないといけないと思うのです。

特に昨年の6月、FCCがセカンドコンピュータ・インクアアリーに対する考え方をまた出しましたね。あれによりますと、ATTが独自にMCIのような会社をやってもいいのです。そう変わりましたね。ということは、日本に持ち込まれますと、電電自身が新電電と第二電電の2つをつくるわけですね。新電電で第一種を専門に行い、電電による第二電電がVANサービスをやるという風に考えるわけです。社会システムということででかくないといけないから、どうしても一本化したものという大きな存在になってくると思うのです。そこに対する要望という位置づけでこれをお書きになるのか、それとも京セラとか日本テレコムとかばらばらの複数社に対する要望としてお書きになるのか、そこがちょっとスタンスが変わってくるのかなという感じがするのです。

A 一本化の方向はもうはっきりしておるわけですか。

E いろいろな方がおっしゃいますけれども、私どもの調べている範囲では、完全に固まっているというふうに聞いています。

A 新電電と第二電電と2つ。

E そんな感じですか。しかも電電公社みずからが民営の第二電電をつくるかもわからないというふうになってくるのじゃないかとも言われています。そうすると、新電電と第二電電、今のものが一本化した第三電電と、話がかなりややこしくなっているわけですがけれども、それをちょっと考えたのです。一本化した場合と個々の場合とではどうなのか、同じかと思うのですけれども……。

A 一本化して物を考えたら、大分話は違ったものになってきますね。

E その姿が今、何も見えないでしょう。政治のレベルの話は見えるのですけれども、個人名で出てくるわけですよ。あそこの社長を外すとかそういうレベルの

話はよく聞くのですけれども、技術とか中身、事業計画とかというものは何も見えないので、余り言えないな。先ほどおっしゃったように、どう見ても民間のパワーが余り入らないような感じがするのです。新電電が大きすぎて競争原理が働かないという気がするのですよ。それがちょっと感想です。

A そういう状況ですと、それを前提に要望事項をまとめて出すということもできにくいですね。

E できにくい。ただ、そんな背景があるということだけを御参考までに……。

② 第二種電気通信事業者の一般、特別の切り分け基準

A それでは、第1はそれぐらいにしておきまして、第2の、第二種電気通信事業者の一般、特別の切り分け基準に移りたいと思います。これについては、国際にわたる事業であるかないかという1点だけで切り分けたいというご意見と、それからいわゆる大規模についての決め方を相対基準の方がいいという御意見と、大別するとそんなところだったと思います。

B もう1つあるのです。今の中で、いわゆる特定のもののためのネット、不特定のもののためのネットで分けてはどうかという考え方も、その中にはあるのです。ただ、特定とは何かということが非常に難しい。

A まず分け方の問題があって、分ける必要があるかないかということと……。

B 分けることは、もう法律になっているのですから、分けるかどうかということはちょっと困りますが、分け方が、通産は1万回線とか郵政は500回線とかそういう議論と、特定と不特定で分けたらどうかという3つ。それから個別には決めないで、3年ぐらいずつ相対的に何%でやったらどうかというのがあるのではないかということです。

A ただ、皆さんのお答えの中には、国際を除いたら、実際問題として分ける意味があるのかどうかという御意見が出ているわけです。法律に影響を与えることができるかどうかわかりませんが……。

切り分け基準は大変難しいのではないかと思います。これは現実論でいきます

か。実際にある基準が絶対値の形で示されたときに、場合によって、その境目にある事業者は一般と特別の間を行ったり来たりしますね。お客さんが減ったら一般になって、お客さんがふえたら特別になる。これについては、Cさんがおっしゃっていますね。「提供業とその利用者との間には長期にわたる需給の安定が不可欠であり」とありますが、この「施設提供義務を有する新電電が……」というの、どういうふうなことですか。

C 今度の電気通信事業法では、第一種通信事業者は、回線の利用を申し出られた場合には、断れない原則になってます。接続しなければならないということになっているわけです。ですから、自前でLANのシステムを構内に組んでいて、外線にこれを接続したいといった場合、今までは公社が回線規格に合わないとかいう理由で断われたわけです。確かにアナログベースの話では、アナログ信号に雑音に乗ってきて、相対雑音量がふえるとかいろいろな問題がありましたけれども、デジタルですと、波形再生をすれば、間違っただけは間違っただけで伝えるわけですから、まさにトランスペアレントになってくるわけです。そうすると積極的に接続を拒否する理由は希薄になる。従って接続の要望は受け入れなければならない。こういう段階になるとこれまで潜在してきた利用者の利用の継続性の問題が出てきます。利用者の方も、要するにある5年間なら5年間という償却期間は少なくともずっと契約しなければいけないとか、といった問題が今度は出てくるか。あるいはコントラクトベースで接続しているかの問題が出てくる可能性があるということです。アメリカではその辺のところは、いわゆる「一般供給」と「コントラクトベースの供給」と2つに分けています。

私もよく存じませんが、デジタル・ターミネーション・サービスというのは、コントラクトベースのサービスでございますね。ある地点までとにかくデジタルベースで届けて、そこでターミネートしますという概念だと思っております。

A 接続の義務が示されているのは、新しい日本電信電話株式会社法ですか。

C 第一種事業者に通じていると思います。電気通信事業法の34条に「提供義務」というのがあります。読まさせていただきますと、「第一種電気通信事業者は、

正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。」ということになっています。

H 特別第二種もそういうふうなニュアンスはなかったでしょうか。

C 正確には記憶に残っていません。

A そうしますと、極端なことを言うと、新電電会社の全部の回線を利用したいという第二種業者があらわれたときに……。

C まさに、そういう非常に極端なケースが想定できるわけです。新電電に内側からびったり内接するような事業者ができて、新電電はとにかく保守をやれ、料金の徴収もやれ、そしておれのところに全部それを納めろ、それに応じて払ってやるというような人が出ないとも限らないのです。いわゆるロジカルサーキットとか論理ネットワークというような形で考えられるわけです。物理的なネットワーク、線のつながりだけが今まで一般的理解のネットワークだったのですが、こういう概念を超えたネットワークが出てくる可能性がある。特に電電公社の局の配置は、御存じのように何階層かになっていまして、一定のルールに従ってどこかの局を経由して伝送されてゆくわけです。そのときに、例えば、階層化されている局のハイアラキーのどこにでも接続できますよということになりますと、効率の悪いルートと局をバイパスしちゃうことを事業にする人が出てくることになるわけです。こうなりますと、コンピュータ、デジタル回線だけ使いますという事業者でも、コンピュータそのものが一種のスイッチング機能を持ってしまうから、そんなバイパス事業が本当に可能になってくるかも知れないということになるわけです。ですから、どこから網に接続させるかは重要な問題であるわけです。網の最末端のエンドオフィスから接続するならいいというのが一般的な考え方で、現在MCIとATTの接続はそうなっているわけです。日本では、エンドオフィスのアウトプット側につなげるようになるというような話を聞いていますけれども、これが本当ならば、番号計画はどうなるのかなと、人ごとながら心配しているのです。

A 極端なことを言うと、それは第一種としての外側があって、その円周に完

全に内接する形での第二種の事業ですね。そうするとこれは当然特別第二種になるでしょう。その点で規則がかかってくるし、それから第二種としての独禁法にもかかってきませんか。

C そこでですが会社に対する独禁政策（適用除外？）と民間に対する独禁政策というのが、本当にうまくバランスをとって運営できるのかなという問題があると思うのです。新電電に対しては、普遍的な業務の提供を求めている見返りとして全国独占を認めているのだと思うのですが……。

A Hさんは、特別三種については不特定多数というようなことを……。

H その辺は非常に難しいと思うのですけれども、分けるとすれば、これは特別二種としてサービスするのだ、一般二種としてサービスするのだということがはっきり規定できないといけないと思うのです。容量の相対基準ということで一般になったり特定になったりするというのは非常に困るという感じがするのです。特に特別二種は基準が違います。例えば技術者を置くとかそういうことがありますので、これはきちんと規定できる必要があるかと思えます。ただ、その区分けというのはなかなか難しいなと思えます。

I 特別にする理由はなんでしょうかね。わからないのです。

H 不特定多数の場合には、公共の利益というものを一応確保する必要がある。例えば1つの安全、信頼性基準についても非常にきつくある必要がある。その辺に重点があるのじゃないかというふうに私は考えているのですが。

A 特別だからといって義務として無制限に不特定多数からの需要の申し入れに対して、供給側として完全に対応がとれるかどうかというのは、事業としたら問題でしょう。

H 拒否できないと思います。

A 拒否できないと、問題ですね。特別二種の場合に、区域の限定はできないのですか。

C それはなかったと思います。

B 触れていません。

A Eさんの書かれた御意見はどうですか。

E Hさんがお書きになったように、この間、郵政の打ち合わせがあったのです。そこに私も出たのですけれども、そのときの御説明では、規模の話はしませんでしたね。

H そうですね。規模というよりも、不特定か特定か。

E そして独特の不特定の定義をされましたね。私の感じでは、特別というのは契約約款を公開する。不特定多数だから、さあ皆さん条件は同じですよと見せるわけです。ところが一般の場合は、特別のお客様と特定でやりますから、一般には見せないわけです。だから、あるお客様と別のお客様と契約条件が違うかもしれない。

A 個別に対応する。

E それが一般でしょう。一般と特別の差はそこじゃないか。

A 何か概念がひっくり返っている。「一般」というのは、特定の利用者との契約であり、「特別」というのは不特定多数を対象とする……。ややこしいですね。

E そうなんです。私なんかは、実際実務上はそう考えているのですよ。

D そういうことですね。料金体系の公開の義務があるかないかということです。そうしますと、先ほどのHさんのお話にも私も賛同するのですけれども、私どもこの春、外部の計算センターにネットワークオペレーションを、面倒くさくてかなわないから、全部外注してしまったわけです。それをやって感じたわけですが、とにかくこの料金体系を公開されたら私どもも困るでしょうし、計算センターも困るのじゃないかと思うのです。そういう意味で、結局特定のユーザー向けのネットワークが、1つの計算センターのネットワークの中で次々にロジカルにできていく。だから、「一般」の届け出というのは、多分大手の計算センターですと、100、200と届けられるでしょうけれども、実質的に特別二種の登録というのは本当にあり得るのかという気がします。要するに、付加価値評価する尺度がはっきりしない以上料金体系を公開することは難しいでしょう。だから、

いわゆるトランスペアレンススペースのネットワークですと、これは通過したデータ量だけで単純に算定できますから話は簡単ですが、そこに付加価値がアドオンされずと、そこに加入するユーザーによってみんな言ってくるのが違います。

これがEさんのところみたいにネットワーク業者としてのスペックをエンドユーザー側に持ち込もうというようなところだと比較的いいのですけれども、ネットワーク業者自体がエンドユーザー側の言い分を全部受けて、エンドユーザーなりの世界を自分のネットワークの中にどんどんつくっていくようなことになると、これはみんな個別対応ですね。だから、料金体系もみんな個別対応です。だから、それがいかに大きくなったとしても、ある特定ユーザー向けにつくったものというのは、料金体系の公開なんかできないかもしれません。

A これは郵政当局の私的な発言ですけども、業として届けるから業なんであって、業として届け出なければ第二種通信業者ではないということです。その意味は、結局は特定のところを企業グループなら企業グループというふうに限定されておやりになっている場合には、要するにこれまでの概念の企業内通信と同じように自由であって、届け出も何も要らない。それが複数あるということだと、どなたかお書きになっていましたけれども、第二種として届け出るところがあるのかどうか。

K 私は、一般、特別の区別はない方がいいと思います。この区分は厄介な問題です。3年後の見直しときには、是非なくした方がいいと思います。また切り分は基準が要るとすれば、絶対基準よりは、相対基準の方がまだいいんじゃないかと思います。

A そこで、対価を求めるという形ですと業かもしれませんけれども、経費をそれぞれの会社の使用の量とか使用の質によって負担するというふうなことだと、業にならないのです。確かに通信の仕事はなさっているけれども、それは自由ですから、業として行ってないのだ。企業グループで共同で使っているだけで、共同で按分して費用は負担しているということだと、第二種届け出をしなくてもいいということになりませんか。ただそうはいってもセンターさんはそれ自体を

業とされていますから、届け出ざるを得ないでしょうね。

H: 今のところは、中小VANは届け出ていますけれども、この辺になりますと、届け出るか出ないかというのは好みではなしに、多少商売に影響いたします。

A: 届けないと、商売にならないでしょう。

H: そうですね。中小VANというのは、私ども最初届け出ようということで届け出たのですが、全部却下されました。それでやめておこうということにしたのですが営業の方から、早く届け出ないと商売にならないよということで、届け出しました。それと同じことで、今回、一般と特別が出てきますと、特別で届け出るか一般で届け出るか。大分商売にも影響があるなという感じもあり、気になるところです。

A: Jさんは、切りかえがスムーズにいくかどうかという点を指摘されていますね。

J: 500 というのはよくわからなかったのですがけれども、要するにさっきHさんがおっしゃったように、公共的性格というものを重視して、それで安全ケースをかなりとった数が500という形になったという気がするのです。しかし、500という回線は、ちょっと大きなネットワークを持っているところは、1社でそのぐらいになりますね。そうすると、いわゆる不特定かつ多数ということと矛盾しますので、もう少し数値を大きくするのも1つの行き方でしょうな。やはり一般と特別二種の圧倒的な差があるように、うかつに右へ行ったり左へ行ったりすることがないような差をつけることができるのじゃないかという気がしましたのと、もう1つは、回線数だけに着目するというのもちょっと何かよくわかりません。例えば公共性の問題にしても、やはり参加している企業数とかその企業の性格とかというものがある意味で関連があるような気がしたのです。

A: こころ辺は、当局もお悩みのところですね。

B: この議論は、新聞や雑誌には全然出てないのです。ですけれども、これは何か実務的に必要なんですね。ということで、できればもう一遍おまとめ願うとありがたいと思っています。

A Gさんのところはどうですか。

G 突きつめて考えると、どうも当局なんかの話から受ける雰囲気なんかを見ますと、事業者が自分のネットワークをどう世間に売りたいかという姿勢の問題みたいな言い方をされるのです。だからそういう意味では、先ほどのDさんのお話のように、今やっているサービスなんというものはとても公開できる価格帯でやっているようなものじゃないですから、だからうちの姿勢としては、一般二種の中でやるということで方針はなっているのですけれども、ちょっと気になったのは、VANの打ち合わせ、この間のものではなくて、春先に第1回目というのをやりましたね。そのときの当局の発言では、同じような話をされたのですけれども、ユーザーの側からしたら、特別の方が信頼感を持てるのじゃないか、そういう言い方をしたので、そうじゃないのじゃないかなと僕は思っているのです。特定か不特定かということを考えれば、そうじゃないのじゃないかなと思いますけれども、何か郵政省側さんの方もいま一つぴしっとしない。

A 特別二種か一般二種かの区分の基礎は、回線の収容能力とするということでは法に明記されておるのですか。

B それは省令でやろうということになっています。ただし、通産は今のところは政令に持っていこうということでしょう。

A その区分は、回線収容能力ということですか。

B それは春先に当局から伝わったのはそれだけで、あとはだれもわからない。

A Eさん、何か新しいニュースはありませんか。

E 私も当局に聞いたのです。この500回線というのはどういう意味か、1つの交換機の意味か、その意味がわからないのです。そうしたら、余り気にしないでくれということだったのです。ただ、ちょっと私もそういった意味では、規模でいくときに、不特定かつ多数でしょう。私どもの感じでは、私どもも実はお客様と対応しまして、電話じゃあるまいし、不特定のお客様というのは現実にはないわけですよ。ですからむしろ私どもは、大規模の企業をどんと入れますね。そうすると、一遍にどんとお客様が入ってくるわけです。これはどっちなのか。お客

様は特定ですから、これはどっちに入るのかなということを考えるのです。

A お客様が特定だから、一般の方に入るのか。

E それがよくわからないのです。だから私は、契約約款をオープンにするのとそうでないのとということで……。ただ、国際が入ってきますので、それをどうするかですね。この点が本当にあいまいなんですよ。やはりはっきりとしてほしいですね。それを聞いたら、政令を議論するときに話を聞きに行くよという話があるのです。しかしやはり我々の意見としては、例えば回線規模だけではわからないよとかということとは言うべきですね。

A それは言うべきでしょうね。

E 不特定多数というのは、例えば大規模がどんと入って多数だったらどうするか、特定多数はどうするのか、これはやはり聞かなければいかぬと思うのです。

A ただ、現段階ではもう恐らく法案はそんなところの修正が行われるとは思いませんから、そうするとその2つの区分はできるわけで、区分ができる以上、区分の基準というものは妥当なものをつくってくれということになると思うのです。

E ただ、私の希望としては、一般と特別というのは、途中であるときに特別になったり、また何かのときにまた一般に戻ってきたりするのはややこしくて面倒くさいから、そういうのはちょっとやめた方がいいんじゃないか。

A それは皆さん全員おっしゃっているところなんです。

L 私も皆さんと同じ意見なんですけれども、量だけでそういう特別だとか一般だとか分け切れない。それではどういうふうにしたら、その一般と特別というこの法律にきっちりうたってあるような区別がつけられるのかという、その代案はないのですけれども、量だけではちょっとだめなんじゃないか。それ以上の意見はまだ持ってないのです。

A Dさん、この問題について何かご意見はありませんか。

D 結論的には、やはりこの料金問題で、その公開の義務が最たるものだと思います。公開でいくとなると、限りなくトランスペアレンス伝送に近い世界としか言

えないのじゃないか。ということは、結局、不特定多数をサポートするネットワークというのやはり限りなくトランスペアレンス伝送に近づいていくはずなんですからHさんがおっしゃったそういう意味で、不特定多数を対象にするネットワークをサービスしているそういう第二種業者を特別第二種業というくらいがいいんじゃないかという気がします。

A その問題は、後の方の項目でどなたか書いていらっしゃいましたけれども、変換だけというようなものをしていてそれで一体VANなのか、それは普通の通信じゃないかというような御意見も出ていましたけれども、結局そこに近づいてくるわけですね。

D そういうことでしょうかね。事実上特別二種という届け出をされるVAN業者さんというのは、まず当面考えられないのじゃないですかね。

E 国際回線と結んで、国際VANに広げようとなったら、これは特別になっちゃうのですね。

A 国際については、Iさんからご意見が出ていましたね。

I その前に、Dさんがおっしゃったように、特注品でソフトウェアの開発だとか何とかいって、全部特注品だというのだったら、規模というのは全然関係ないですね。

それからもう1つは、なぜ外国との間だと特定にならざるを得ないのか、その理由がわからないのです。恐らくこれは貿易摩擦問題に火をつけるだけだろうと思うのです。

A これは外国に本拠を持つ第二種の業者が日本へサービスを伸ばされるというときの問題ではないのですか。外国のVAN業者が日本国内にそのサービスを広げようとする場合は特別の届け出をしなければならない。そういうケースを想定されておりまして、日本の国内企業が外国へのあるいは外国での第二種通信をなさるという場合は相手国の問題となる。と思いますが……。

I そうすると、例のノン・タリフ・バリアじゃないけれども、明らかにこれは問題になりますね。

A 前から外国資本の進出が問題になっておりましたね。これはあの考え方のあらわれと読むべきなのでしょう。

I ここで取り扱ったらまずいと思います。

A しかし私は、意図はそこにあるのだと思います。日本でGさんが第二種をおやりになっていて、そしてそれを海外へまでそのサービスを伸ばす場合には、もちろん特別でなければならぬのですけれども、それを想定しているのではないのです。外国のVAN業者が外国に根拠を持っていて、日本でそのサービスをやる場合の防波堤なんですね。

I それは確か議論する場所が違うと思うのです。

A しかし、日本企業の対外通信の規制だとは読めないように、僕は感じたのです。違いますか。

E 現実にはそうなのでしょう。

A これはそういう意味では問題なんです。ただ、「どこの国が海外からの通信業者の自由な営業を国内で認めているところがありますか、これはCCITTでも保護されている問題ではないか」ということが当局から説明がありました。この条項の説明としてではなかったけれども。

この問題は、政治レベルのことですので、議論してもキリがありませんから、ここら辺で打ち切ってよろしゅうございますか。

③ 回線の再販

A それでは、今度は再販の問題です。再販問題は大体皆さん共通の御意見が多いのですが、第二種の独占に関しまして、利権的なものをも含めて、Iさんの御意見とCさんの御意見とが、ちょうど両極にあるような気がしたのです。

Cさんの方は単純再販の禁止はやむを得ないという御意見、Iさんの方は伝送路の使われ方ということで、たとえそれが単純再販であっても、そんなことを禁止する意味がないというふうな御意見であったと思います。中間の御意見もありましたけれども、ひとつその辺を明確にしておいた方がいいと思います。

それでは、まずCさんから……。

C 私は、単純再販の定義の問題は別にひとつあると思うのですが、例えばトランスペアレントということが全く処理も伴わないでデジタル信号をコンピュータでスイッチして分散したり、あるいは相互接続したりするということを含めて単純再販であると考えますと、単純再販を禁止することはナンセンスであるという話になってしまうと考えています。私がここに書いておりますのは、要するに先ほど話題になりましたが、とにかく全部買い占めるというような人が、仮想上の話ですけれども、ないとはいえない。であるとすれば、例えば東名阪間の回線を買ってしまえばいいという発想があり得るわけです。回線というのをどの部分でとらえるかということもあるわけですが、市内の回線を買って占めるなんてそんなバカなことをやる人はいないでしょう。そこで、例えば、新電電のある局を指定して、この局とこの局との間を買って占めるというようなことができるのかどうかということなのです。もしそんなことは起り得ないというのであれば、私の書いていることは杞憂に近い話になります。そうであれば単純再販の禁止というのは意味がないだろうと考えます。

A 実際問題として、これまでの概念でいいますと、特定回線もしくは専用回線とかいう形でしか買えないとしますと……。

C ということは、エンドオフィスから出てきたところから先しか買えないということになるということです。

A 施設としてこの局とこの局との間を全部、例えば東京—大阪間のすべての回線をまとめてというような買い方というのはできないだろうと思います。その間に当然電話もファックスもその中に入ってきますから、そういう第二種というのはあり得ないのじゃないかと思います。

K NTTも、自分たちの商売をやっているんで、そのような申し入れがあっても拒否できるのではないかと思います。

C 理論的にはそうなってくるのじゃないかなと思うのです。少なくとも法律を見る限り具体的に区間を想定していないと思われれます。

K 現在の公衆電気通信法では公社は拒否できるでしょう。ですから、極論としてはその考え方があるけれども、具体的に、また現実的にはあり得ないのじゃないかと思います。

C ですから、一番最後のところに、利用者（回線の買い手）というものは性善的であると考えれば、単純再販だとかそれを禁止するとかを問題にするのはナンセンスだ。しかし、性悪的にとらえれば、何をやらすかわからぬというようなことになれば、単純再販はうまくないという話になってくる。とにかく単純再販問題が出てきたときの動機を振り返ってみると、INSを公社が開発する、ところが、INSとはハードウェアだ、そういうようなものはどうせNTTの連中は商売下手でよう売らんだろうから、そういうものを民間におろしてやって、民間がそれを大束で買って利用するのだ、こういう話があったと思います。こういう発想があるとすると利潤動機に基づいてある部分を独占してしまうことの可能性が残っていると思うのです。先ほどエンドオフィスを経由してしか買えないという話がございましたが、例えば東京—大阪間が3万回線だと仮にします。そうすると、3万の回線をいろいろな地域に分岐・分散するとして、とにかく3万回線東京—大阪間で専用線として借り切ってビジネスすることだって理論的にはできない話ではないのです。そういうことが起りますと、そのところを経由しなければということになると、それを集めてそこに乗せてやるという業者だって出ないことはないわけです。

A それは売れないと言うでしょうね。

C 売れないと、しかし、それを断ってはならないということがあるわけですから、想定としては、あり得ると思います。絶対ないという話じゃない。もっとも、東名阪というのは借りるのが非常に大変だということでしょうが、他の比較的買い切り易い例えば大阪—福岡間とか広島—福岡間とかいうようなある区間を限って考えることもできるのじゃないか。多分いろいろなところに網のアキレスの腱といいますか、電電のネットワークの中の要所要所にあるボトルネックを押さえればできるということが考えられるのです。

最近、ボトルネック・モノポリーという概念が出てきていますが、フィジカルなあるいは物理的な問題として、やはりネットワークにアキレスの腱に相当する部分はあると思うのです。その区間を買い占めれば、かなりあくどい商売ができる。その結果は、結局利用者の価格アップになってくる。ただし、これは不当な提供をしていると認められれば行政が介入することができることになっていて、郵政省が介入して指導することになるでしょうが……。

A 公取は許さないでしょう。それから直通の回線だけ借りても、経由したも
のまでは買えませんね。

C 東名阪はおっしゃるとおりで北陸か中仙道とか他の迂回ルートがあります
ので、なかなか簡単に押えられませんが、例えば青函のルートなんかだったら、
現実味を帯びてくると思います。

H だけれども、その辺のところは今でも許す容量の範囲内ということになっ
ていて、これは新しい体制でもそうなるのじゃないですかね。

A この議論に関しましては、電話の問題が中心だったと思います。一番最初
のスタートはそこだったと思いますけれども、これは新電電会社の公共性の問題
につながりますが新電電会社法の中には、広くあまねく公平にということも明記
されていますね。

C それは残すことになっています。「公益条項」と俗に言っていることですが、
あまねく広く提供する義務を課して、そのかわりNTTの独占を一応認める、
そういう理論構成になっているはずですよ。

A そういう中で電話の問題があって、回線網を買って電話としてだけ再販す
るのは、第二種でそれだけを専門の業とすることはできないようにするというの
がねらいであったわけですがけれども、皆さん大体同じようなこととお書きになっ
ていたのは、そんなことを言っただけで、サービスとしての電話サービスというこ
とと、施設としての電話というのとは離れてきていますから、施設としての電話
線なんというのは、いわゆるサービスとしての電話だけに使われていないから、
そういうようなものを制限をつけても意味がないから、だからつけるべきでない、

単純再販かどうか区別できないという御意見が多数だったと思いますが、それについての御意見はございますか。そのところが一番のポイントだと思います。

Jさんは、基本ルールを……。

J やはりユーザーとしては何でもやっていいというのが一番楽でいいような気がしますが、ただ、それをやっちゃうとクリムスキムの典型的なものが全部できるということは、これはいろいろ議論があるところですから、こういう問題と、自由に使うという接点のところだと思うのです。だから、極小化したところは残してもいいような感じがするのです。例えば電話だけにしても……。

A 電話線を利用して、ちょっと質は落ちますけれども、山の奥の方であっても離島であってもデータベースのサービスは受けらるわけです。

J そうですね。例えばもう全部デジタル化しちゃうということになりますと、データ伝送もやり、電話もやるとなると、そのあたりは非常に難しいのです。一度当局に聞いたことがあるのですけれども、そのあたりはまだ議論してない。もっぱら電話のいわゆるクリムスキム的なことは禁止になるかもしれぬよというような言い方はしているのです。

A これもそうやろうとすると、非常に難しいだろうと思いますね。サービス内容まで規制あるいは監視ができるかどうかということ、ファクシミリなんかはもっとも身近な問題だと思うのです。現在では電話線を使ったファクシミリが普及していますから、普通の電話はいかぬ、ファクシミリはいい、そんな分け方はできないわけでしょう。

J ましてオールデジタル伝送になっちゃう場合は、本当にどうしようもないという気がしないでもないのです。

A 大多数の御意見としては、そこら辺のところでの問題をおさめさせていただいてよろしゅうございますか。

④ VANのあり方

A それでは、次に、VANのあり方です。

このVANというのは、少なくとも法の上ではVANという言葉は使っていません。それで、一体これはどういうふうにしていったらいいのか、私も焦点がわからなくて弱っているのですが、Kさん、何か……。

K 難しいですね。VANというのはますますわからなくなってきました。VANを突っ込んで考えてみますと、Valueの、大部分は変換機能だと思うのです。例えばパケット交換機を導入しますと、ISOのOSIレベル3までは標準化できるわけです。するとレベル4以上が問題であって、そこはパケット交換機の性能以上のいわゆるSNAとかHNAというネットワークアーキテクチャの世界に入っていくわけですね。そこも今ISOやCCITTが標準化しようとしています。IBMも大分ISOのOSIレイヤ(レベル)に近づこうとしています。そうすると、レベル4以上が標準化されると、極論すれば変換機能の必要がなくなってしまう。とすると最後のValueとは何かということ、それ以後のVANがわからなくなってきました。

しかし、標準化するのは時間がかかるでしょうから、異機種通信とか異なったアーキテクチャーをお使いになっているコンピュータ間同士の通信を仲介するという開かれたネットワークを提供するという意味では、まだまだVAN業者の存在価値があるのかなと思っています。だが、VANというのはもう要らなくなるのじゃないかと、ちょっと弱気になってます。

A ただ、この設問はその基礎の上に立っての話ですけれども、設問としては、いわゆるVANというのは、今の中小企業VANといわれているようなものを想定をしての話なんです、その場合に、VANとは何かという問題を抜きにして、他人のために何らかの情報処理とメッセージスイングとをおやりになっているのを中小企業VANと呼んでいるわけですから、そういうセンターが全部第二種としての届け出をしなければならないことということになれば、それに対してはどうかというふうに問題の方向を変えて物を考えていただいたらどうでしょうか。

K そうですね。今の私の考え方以前の状態の問題ですね。ちょっと僕は先を見過ぎているようです。

A そうしますと、GさんとかFさんというところは大変な問題だろうと思いますけれども、Gさんは何かそんなつもりはないのだという……。

G どう答えたらいいのかわからなかったのですけれども、今の中小企業VANというのとは、とにかく紳士協定みたいなものだと思うのです。だから、現実的には来年4月以降のサービス内容というか、実態はどうあれ、届ける、届けないというのは、その会社がどう解釈したかという問題であって、特に誘導なんかしても、余り意味をなさないのじゃないかと思うのです。

A 現実には処理はあっても、それはごく僅かで、ただ入ってきたものを交換をして出していくメッセージ・スイッチング的な機能が大部分だということの方がかなり多いですね。そうすると、そういうような業務を「業」として見た場合には、それがさっきの話で、ある程度タリフの公開かどうかということが境目だというお話もあったわけですが、ただそれでもそういうふうなところは届け出なさいというような行政指導なり、省令等が出てくるとなると、やはりそこで問題はなくなるはない。

G どうなんでしょうね。やはり業界こぞってというか、業界の大多数が、計算センターの場合ですが、届け出を事実としてしてしまえば、逆に届け出ないと先ほどのHさんじゃないけれども、商売に影響するみたいなものがあるから届け出ることになってくるだろうとは思いますが。

A 営業的到断。

G ええ。

A Eさんはどうですか。

E 私は、通信処理といいますか、ある程度の高度処理を含まないものは本来受けつけてはいけないと思うのです。現在65社ですか、65社、81システムもう受けちゃっているのです。それでお話をお聞きしますと、明らかにメッセージ交換だけのものもVANだということに現在なっているわけです。

そんな状況でありまして、今ここで区分けをして、これからの人はだめよとかということではできないのじゃないか。先ほど営業姿勢という話もありましたけれども、一応来たら受けつけていくというような感じで、今ここで、これがVANよとか、あなはVANじゃないからだめよとかというのではなくて、いましばらくはしようがないのじゃないか。

A ただ、逆に議論ををひっくり返しまして、単に今届けられるところは届けてくださいよということの是非と、これから同じようなことをおやりになるのに、おれのところは届け出ないのだ、いやそれは困る、届けてくれというふうなことになるのかどうか。

E それはどうですかね。VANは随分出ちゃっていますね。

A もうないですか。リザベーションVANなんて……。

E 最近、手づくりVANとかというものがあるそうです。

K 駆け込みのVANラッシュですからね。

E 一番新しいのを聞いたのは、カラオケVANというのがあるのです。あれは完全にメッセージ交換だけなんです。何も付加価値がないのです。

しかし、ニューサービス、ニュービジネスですからああVANだということを言うわけです。VANとはかくあるべしというのは、今の時点ではちょっと難しいですね。だから、しようがない、このままどうぞ、4月になったときにもう1回そこで整理した時点で、もうワンラウンド議論があるのじゃないかなと思うのです。

A そうすると、届け出なければならないということはあっても、余り気にしなくてもいいということですか。

E むしろ今の中小企業VANというのは、来年の4月からはどうなるのですか。もう1回届け出るのですか。

H 自動的なんです。

E 私はそう聞いているのです。ですからその辺を見込んで、うちはVANじゃないけれども、1回やっておこう。

A おりたいところはどうなんでしょうか。

E ないのじゃないですか。

I データセンターなんかV A Nだとは言っていないのですけれども、オンラインでやっていますから、先ほどおっしゃったまさに営業姿勢だと思うのです。

A さっきも私、言いましたけれども、届け出るから業なんであって、届け出なければ業にならない。不思議なことになるのじゃないか。だから、そこで行政指導が働かないか。お宅は届け出てください。あなたのところは大きいから特別だ。

H 杓子定規に言いますと、現在メッセージ交換をやるのは、届け出なければやっちゃいけないのです。今後一般二種、この場合には特定でいっていますから、その業務ごとに届ける必要があるのかなという感じがせぬでもないのです。

G そうは言っていませんでした。

H 届け出たら、もう何でもいいのですか。

G そう言っていました。

A それは業務内容は自由でしょう。1つの届け出の中でつけ加えてもいいのじゃないですか。

H 今はそういうことですね。

G 今はシステムごとということですよ。

A ただ、私の心配しているのは、さっきもちょっと申し上げたことなんです。1企業グループの中というクローズドで、それでメッセージ交換できるわけです。メッセージ交換だけでなくもいい。いろいろな処理を含めてもいいのですけれども、そういうようなところは本当に届け出なくてもいいのかどうか。そのセンターはどこかにあるはずですから、親会社にあるのが一番普通でしょうけれども（別会社でもよい）、そこが関係会社からお金を集めておやりになる。それは費用の按分だけでなくできるのです。親会社の利益移転の方法として取れるのです。コスト3,000万円かかっているところを、もうかっている子会社には5,000万円出せと言って、もうかってないところは負けてやるとか、届けてないところはそれこそクローズドの中でやられますから……。

D 今おっしゃっているのは、こういうことですね。ある企業がアプリケーション・システムを展開していった結果として、届けなければならぬようなシステムになってしまった。要するに、意識しなくても、流通システムなんというの、どんどん展開していきますと、結果として別企業間のスイッチングをある企業が中心になってやることになるわけです。これは何もVANをやるなんて意識してないわけなんです。結果的になっちゃう。みんななりますよ。

A 実態として子会社あるいは提携会社を含めた形で、後の項目でまた料金問題があるのですけれども、今の遠距離が非常に高い状況の中では、通信量の多いところは、束ねた方が安くなるに決まっていますから、本当のメッセージを、音声だけに限らず、例えばファクシミリなり何なり含めた形で束ねることができるのです。それで、業界として、横のものをまとめられるか、資本系列で縦でまとめられるかどうか別として、束ねて使うという方法でおやりになるということを考えられるところはあると思うのです。特に東京—大阪間というのは通信量が多いですし、こういう例は沢山出て来ると思いますが、果たしてそういう使い方に対しても届け出を義務づけられるのでしょうか。

D 結果的にそうなったシステムというのは、届けようという意識が出てこないのじゃないですか。

A これはある意味で不公正な競争が出てくることになるのです。それを計算センターさんなんか業としておやりになろうとしても、その部分は手がつけられない。やはり逆にそこも届け出てくださいよ。という意見が出ませんか。

H ちょっと……。

A このところは、皆さん余り御心配なさそうだから、議論はそのくらいにしておきましょう。

⑤ 回線の接続

A 割合に問題なのは、その次の回線の接続の問題です。

これを読んでいまして、私もちょっと疑問がわいてきたのですが、一体なぜこの接続について、接続はしなければならないでしょうけれども、そのことについてチャージのあり方が問題になるのか。一体だれが、だれからチャージを取るのかということなんです。今は新電電がお取りになるというような方向で皆さん考えていらっしゃるけれども、しかし考えてみると、そういうふうにはばかり言わなくても、利用してやるのだからチャージをよこさないという言い方だってできると思うのです。この考え方は、独占の考え方が片方にあるから、あるいは末端への全国あまねく公平にという義務づけがあるから、だからやはり残るのだというふうに理解していいのかどうか。あるいは片方ではクリムスキミングの心配があるから、だからここで出てくるのか、あるいはもう1つの要素は、遠近格差のある今の料金体系があることを前提にしてこういうふうなものが議論になるのか……。一体接続チャージの本質は何なのですか。

I 恐らく問題は、引込線のところというのが一番お金がかかって、回収できないということになる。長距離はどんどん安くなりますから、第二、第三がやる、長距離は第一がやる。そうすると、一番金のかかる分配のところ、引込線のところを使わせろというのには、やはりチャージを取らなければ引き合わないということなんでしょう。

A それが1つですね。それと遠近格差の問題が1つあります。

I しかし長距離というのは、多重化すれば安くなりますからね。

A ただ、一番基本になる根っこのところが遠近格差がなくなってきたときに、果たして末端へのチャージを払って真ん中だけやろうというのは得かどうかということですね。

I 長距離を単純にコスト計算してやったら、市内の引込線の部分というのはどうしても上げざるを得ないでしょうね。だから、やはり長距離が下がって、短距離が上がるという結果になるだろうと私は思うのです。両方絡んでいると思

ますね。

K 相互接続も、ローカルとローカル、それからローカルと長距離と、いろいろな接続形態があります。だから、分けないと混乱します。

A だから、今の総裁も、それはいただくというふうなことを既に公の席でおっしゃっています。

K それはローカルな部分との接続のことでしょうかね。

A よくわかりませんが……。

K 私は、長距離回線同士だったら、自由に相互接続されて、自由に使った方がいいと思います。問題は、長距離回線とローカル回線の相互接続です。基本的には、アクセスチャージをとるのは、独占とか排他の思想が強過ぎるように思います。技術の問題じゃないような気がします。今ATTがとっているのは、ローカルのところのアクセスチャージですね。

A 結果的にはアメリカでは料金が上がっている。それが利用者にとって有利かどうかなんです。

Eさんは、これはどういうふうにお書きになっていますか。

E まず最初の2行は基本的な問題で、特にチャージの話なんですけれども、その次に書いているのは、これを取りますと、チャージを認めざるを得ないと思うのです。思うのだけれども、そこが料金次第でこれは競争になるのかどうか。今、電話網とDDXPの接続、あれは3分20円ですね。あれは1年半とまっているのです。なぜとまっているか。VAN業者が反対しているからです。高いというわけです。これはどうせ一種と一種ですから、当然長距離ですね。ローカルは全部電電ですね。ローカルが入って、電電の長距離のところも電電のDDXといくわけです。ところが一種業者は、別に使用するたびに、そこで接続チャージがかかるわけです。当然競争したら負けるのじゃないか。だから、場合によっては、新規参入者が入ってきても競争にならないのじゃないか、そこをどうするのか。そういった意味で、かなり行政指導で押さえるとか何とかしないと、そんなもの一種は使わないのじゃないか。

A ローカルの末端回線を持っているのはNTTであって、それはかつ義務づけられているとすれば、それを利用しての第一種の通信業というのは、接続料を払わなければ仕方がないということでは御議論ないでしょうか。

C 接続チャージを払ってでも、第二電電のような構想がやっつけられる間は幸せだと思います。そのうちにローカルの市内料金を上げて、かついわゆる長距離部門を下げまして、ローカルの長距離に合わせた勘定ではNTT収入は一定で変わらないという新料金体系をとられたら、いわゆるポテンシャルゼロのところへ強力が物を運ぶようなものになってしまう。富士山のような高いところはポテンシャルの違いがあるから、強力の値段が高いわけですが、それと同じ理屈で、ポテンシャルゼロになってしまいますと、なかなか商売のチャンスがないことになるのじゃないかという感じがします。

A 1,000メートルぐらいの山でもジュース1本250円ぐらいします。

C バリューが出るからじゃないかと思うのです。

それともうひとつは、単純にアクセスチャージというだけでは議論が噛み合わないわけで、アメリカでも算定基準だとかで非常にもたもたしているわけです。だから私は、都内にアクセスする場合と、鹿児島の人吉市あたりにアクセスするのと同じ条件ではおかしいのじゃないかなという感じがします。そういう点でも、何らかの算定根拠みたいなものがなければ、接続の相手側、つまりNTTの料金体系が変わることによって、第二電電のような事業はモノすごく影響してくるんじゃないでしょうか。Eさんがおっしゃるようにフラットになっちゃったら、多分事業メリットが出てこなくなっちゃうと思います。

これもやはり全くの仮想の話で、どうなるかわからないのですが……。

A ここの設問は、業者として一種と一種なんです。ところが、二種が別々の第一種をお使いになってサービスをやろうという話になってくると、それの上に乗っかってきますから、話はますますややこしくなってくるのです。それがさっきの話でペンディングになっている理由かもしれません。

ここのまとめは、大体皆さんの想定としては、やはり末端は新電電ということ

になりそうなので、そこで何らか妥当なものに、それは均一というのではなしに、妥当なものを要望するというふうな結論になりますでしょうか。

私も、やむを得ないだろうという現実論に立ちまして、特に新電電がそのために末端を独占しているという優位性から、新電電の側に特に有利にならないようにということを希望したいと思います。それから、小規模ローカルな第一種業者が出てくることを実は待望しているのです。そうした場合に、そういうところの経営が成り立つというようなことも考えていただきたい。また、第二種のサービスも含めて、最終ユーザーのコントや便宜のことも考えてほしいと思います。そんなところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、一種の接続はそういうことにして、今度は二種の接続なんです、二種は業態が一層複雑になってくると思いますが、CATVでビデオテックスサービスを行おうと、単に新しい事業法だけではだめであって、有線電気通信法あるいは今の有線テレビジョン放送法の改正等が必要だと思われれます。そこら辺、どなたか意見がありますでしょうか。

C 現在の解釈では、CATVでビデオテックスサービスを行うことはできませんということになっています。郵政省の中にはできるという意見もございまして、ビデオテックス等のデータベースへアクセスするという点については、電電公社にも接続を指導してやらせるつもりである、という意見もあるようです。

それから有線電気通信法の改正が必要であるというのはまさにそのとおりでして、事業法の成立に伴いまして必然的に変わってまいります。ここは有線テレビジョン放送法の改正が必要という意味じゃないかと思うのですが……。

A 放送法は改正の意図はないのですか。

C 何等かの改正が必要でしょうが、それは後で申し上げます。

ポイントを申しますとCATVの問題はいつも放送と通信のサービスとの接点に関わる問題になってくるのです。放送法というのは、表現の自由を原則とするもので、どんな意見でもどんな手段でも、知らせ、伝えることができるということがひとつの基本的考え方になっている。それに対して、通信では、いわゆる「通

信の秘密の保護」という問題があります。前回、前々回ですか、そんなに保護の要らない通信だってあるじゃないかという話がありましたけれども、一応そういう大原則がありまして、これが今なかなか調和がつかないというのが現状なんではないでしょうか。

A そういう思想の問題があるのですか。私は、放送というのは1対nという関係で、かつ一方通行だけだ。1対nであっても双方向であれば放送ではない。n対nはまして放送ではない、通信であるというふうに理解しておったのですが、その根底にはそういう思想があるわけですか。

C そういうことがあるようです。ですから、同じnといっても1対マスと、1対特定というようなタイプがあるわけです。その「特定」に対しての通信（放送）が同報通信分野になるわけです。その同報の分野というのが、実は放送業と通信業のにらみ合いの場所になっていまして、一種のグレーゾーンになっていきます。かなりいろいろな思惑があるようで一例をあげれば、衛星問題にすぐこの問題が結びついてくるのです。衛星は基本的には、電波を撒き散らすわけ（但し、ダウンリンク）ですから、インテルサットだっどこでも受けようと思えば受けられるわけですから、こうしたグレーゾーンの取扱いがヤッカイになってくるでしょう。CATVでビデオテックスを伝送する問題とか、CATVを使ったVANだとか色々考えられるわけですが、更に広く考えれば、VAN業者がCATV施設を伝送路として使う。たとえば、ビデオテックスをやるというようなことだってあるわけでございますから、そういうことを想定して今後はモノを考えなければいけない状況にあると思います。けれども、現在の有線電気通信法は、設備の設置は自由であるが、それを繰り返し「業」として提供してはならない。それは公社の独占事項である、ということが原則になっています。

ですから、現行（改正前の）有線電気通信法を基本法としている間は、何か新しいサービスをやろうとしますと、そのサービスにひとつひとつ事業法がひっついていかないと新サービスが実行できないといった構造になっているのです。私の方で提出した図でマトリックス状の絵がありますが、この絵のように横にクシ

刺し状に業法を定めないと広範なサービスを調和できないということを申し上げているわけで、今度の法改正では包括的に「電気通信事業法」という形が出てきたわけです。

メディア運営主体表

| | 電 話 | 放 送 | C B SS | 電 力 | ガ ス | 国 鉄 | 高 速 道 路 | C A T V | C 双 方 向 A T V |
|-------------|----------|---|------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|------------------------|
| 計 画 主 体 | 国郵 会政 | 免周 許波 数 | | 通産省 | 免通 許産 | 運輸省 鉄建公 | 運輸省 | 許認可 郵政省 | |
| 建 設 主 体 | | | | | | | | | ? |
| 所 有 主 体 | | | 通信 主体 | | | | | | |
| 維 持 主 体 | | | 宇宙衛 星機構 | | | | | | ? |
| 1 次 運 営 主 体 | | | 通信 主体 | | | | | | |
| 2 次 運 営 主 体 | VAN等 | 多重放 送IP | なし | なし | なし | なし | なし | 放送 事業法 | ? |
| 利 用 者 | 自由 | 一方供給 （専用） | | 一方供給 ○ | 一方供給 ○ | 自由 ○ | 自由 ○ | 一方供給 ○ | |
| | | ア 施設を借り切る （24H借り切る） イ 時間利用（公衆利用） ウ 施設部分を買いとる 所有権 所有権移譲 | | | | | | | 電気通信事業法等 関連法制の変化による |
| 再 販 売 | going | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 未出現 | 〃 |

計画主体としては微弱な働き

VAN業については“利用者”なのか“運営主体”なのかを明確にする
回線御しを受けて再販売することの是非。

今後は省令段階でどういうふうに配分されていくかという問題がございまして、御検討になっているらしい。実は私どもCATV事業者にとりまして、事業法は深い関係が出てきそうで双方向通信機能をどうというふうに今後取り扱っていくか

ということについて、郵政省に対して民間側からリコメンデーションを出すような勉強会というか、ワーキンググループのようなものを公式の会議のもとに置きまして、今検討しているのです。その中で、この双方向のCATVをやった場合にどこまでが有線テレビジョン放送法で規律できる範囲で、どこから先まではできないのかということは今検討しているのです。

アバウトな話としては、現在の有線テレビジョン放送法の枠からはみ出る通信的なサービスは、第一種電気通信事業申請をすることになると考えているのですが、CATVの施設を使ってVAN的なサービスをやりたいということになりますと、施設については現行の有線テレビジョン放送法で施設許可をもらっているわけですから、その上に今度は第一種電気通信の許可を受けることになりそうなのです。

そういうふうに当面3年間はいこうと考えていらっしゃるらしい。はっきり出てこないのですけれどもね。

A 2つ看板を上げる。

C 提供する業務によって分けてゆこうということを考えて、やっておるわけです。ですから、同じ公衆回線を経由する場合でも、1つはキャプテンのデータベースにアクセスしたり、あるいはプライベートなビデオテックスのデータベースにアクセスしたりするというようなこと、いろいろな形のものがこれから出てくる可能性がある。それにさらに衛星で番組供給なんかが出てくれば、そういうものともに接続することが考えられるというようなわけで、イメージ的にはこんな形の検討を進めているわけです。

ですから、私の意見としては、こういうような設備としての面と業務としての面をマトリックス状に区別して考えてゆくことがだんだん必要になってくるんじゃないのかという感じがします。

A 私も全く同感ですね。現在の公衆電気通信法は、実をいうとあれはサービス内容で分けてあるわけですね。

C あれは基本は電話なんです。

A 基本は電話なんですけれども、電話のサービスであるとか加入電信のサービスであるとかあるいは電報のサービスであるとかいうふうに、機能というか、サービス内容というか、業務というか、それで分けてあるのですが、実はそこに矛盾が生じてきまして、この間の法改正のときに、設備サービスだとか回線サービスだとかいうものが入ってきて、今度は設備面からの概念が出てきたのです。今度の新法でも、設備の方とサービス内容の方との区分が余り明確にされてない面があるんじゃないかと思うのです。

この間、雑談会のときに申し上げたのですけれども、利用者の方からすると、設備云々は見えないところでいいんであって、サービスだけがはっきりしてくればいい、そういうふうに思って、そういうふうな法体系が片方では必要ではないか。片方では設備面がなぜ必要かという、それにかかるコストの問題がありますから、そうすると先ほどの接続の問題やチャージの問題などいろいろ絡んでまいります。だから、たしかに、Cさんのおっしゃるようにマトリックスで見えないとわからなくなっちゃうのじゃないかという気がします。

これに関しては、どなたか、融合は当然であるというお話があったのですが、これはサービスとしては融合していきますから、設備面でもそれが自由に行えるようにということでしょうか。Gさん、何か。

G 将来的に考えれば、当然だと思いますけれども……。

A Kさん、何かありますか。

K どうしても結合せざるを得ない方向にいくと思います。特に日本は供給ソフトが少ないですからこれを相互に供給し合うための結合が必要です。

A 要望としましては、やはりそれができるような法の整備をお願いしたいということですね。Eさんはいかがですか。

E ここは、法体系の整備だけです。

A そうですね。法体系の整備に持っていかないと、混乱しますね。ニーズとか、自然の勢いはそこへいつているはずですから……。

⑦ 電波法改正の必要の有無と、その他波に関する問題

A それでは7番の電波法の改正と波に関する問題です。

議論の前提としてIさん、セルラー方式というのをちょっと御説明いただけませんか。

I 今、周波数というのは有限の資源であるから、むやみには使えないということですね。ただ、非常に弱い出力だと、半径何キロとかいうことを決めておいて、同じ周波数を離れば使えるから、範囲内でまた異なる範囲間を中継することによって、通信できるわけです。これは自動車電話がそうなんです。アメリカは広いですから、あちこちに使われ始めています。これで電波の利用ができるだろうと言うことです。

A そういうふうな形で有効利用を可能にするような法にしていけないといけないという……。

I そういうことです。

A そうしますと、その電波の利用法ということでは、データであっても、あるいはその他いろいろな業務あるいはサービスであっても、乗ってくるものは皆乗せたいということでしょうか。

E 今、自動車電話の第二電電とか、ポケベルの第二電電とか、いろいろ話はあるわけです。私どものユーザーさんを回っていると、センサーと電波をくっつけて仕事をしたいのだけれども、電波法について教えてほしいとか、そういうお客さんが結構いらっしゃるのです。だから、当然微弱電波の開放というのはやってほしいですね。そういう意味では、電波法の改正というのはぜひ今から前向きに検討してほしい、こういう要望です。

A これは行政に対する要望は当然ですが、委員会としても電波については余り研究してないのです。ユーザーさんに対してそういう啓蒙もしておりませんから、協会としても何らかやらないといけないかもしれませんね。Lさんは電波を随分使っておられるでしょう。

L 私は無線のことはよくわからないのですが、波に関する設問だったものから、有限の中で使っていくためには、多少不便な波でも使っていくかざるを得

ないのじゃないかといったような意見を書いておいたのです。

A 電波に関して、ほかに御意見ございますか。

C 参考のためですが、電電公社法というのは、有線電気通信法だけを根拠にしているのじゃないのです。電波法というもう1つの大きな法体系がありまして、要するに設備面としては有線電気通信法と電波法が基本になっているのです。業務提供面として公社法がある、こういう位置づけですので、いわゆる公社のそういう波の利用というものを今まで使う人がなかったということと、それから波の開発というのは、無線の装置、特に送信管の、昔でいうと送信管、今でいうとトランジスタあるいはインパットダイオードとかありますけれども、そういうようなデバイスの開発の問題まで絡んできているのです。それによる一種の非常に知られざる独占形態があるということをひとつ御認識いただく必要があるのじゃないかなと思います。

それで、波はもう業務用に割り当てられて、ないということになっているのですけれども、本当にそうかなというのも少し勉強してみる必要があるのじゃないか。というのは、ほとんどが予備回線になっている場合が多いのじゃないか。回線がオーバーフローした場合に使うということで、普通使っていないものがあるわけなんです。波ですから、混信が起るといけないということでそういうことになっているわけですが、今みたいにこれだけいろいろなコントロールがきいてくれば、使っていない間だけ使えるという波があったっていいという感じがありますし、そういう利用の方法だって考えられるわけですから、その辺のところをやはりマークしておく必要がある。今後はマークしておかないといけないのじゃないかなというような感じがいたします。そうしませんと、周波数が物理的に制約された有限の国家資産であるというようなプリンシプルに立って、タイトな姿勢が続きますと周波数を大幅に握っている新電電さんと、第二電電なんかが競争するというのを考えると、一方が非常にアンフェアな状態に置かれる危険性がある。この辺はぜひマークしておく必要があると思います。

A 新しく第一種に進出されるところが、通信用の電波としては電電公社に独

占をされておるといふ状態で進出が可能なのかどうかということですね。

聞くとところによると、京セラさんのグループが衛星をあきらめてマイクロに切りかえようとして電電公社さんと交渉を始めたら、周波数問題でごくわずかしかなかくて、ほとんど不可能な状態になっているということですが、それは実際問題として再分配なんというのは可能でしょうかね。

E 不可能でしょう。電波法の制約もありますけれども、ルート of 制約もあります。大きなルートをほとんど押えていますから。

K 電電公社のマイクロウェーブルートは全国ほとんど網羅しています。そして使っている周波数は決まっています。

A 容量さえあれば、あと残っているのは国鉄ですね。

E 京セラのマイクロルートというのは、たしかないですよ。

あとはしようがないから、太平洋の上とか日本海の上を、海洋中継所で飛ばすのですね。

K しかし衛星にアクセスする電波も地上マイクロ回線と混信するので、おそらく民間では使えないでしょう。しかし、よくよく探してみれば、使えるところがあるかもしれません。それから、下の方の低い周波数帯たとえばVHF帯とかあるいは非常無線用の電波帯を有効利用するとか、民間に開放できる周波数帯域があるのではないかと思います。電波行政については、今まで民間のアンタッチャブル部分でしたからその気になって調整すれば開放できる周波数があるかもしれません。

E 結構地方自治体が使っているのです。地方自治体がバックアップというか、災害対策用に使っているのです。だから、先ほどおっしゃったように、波は有限資源というものの、微弱とか細かく見ていけば、いろいろあると思うのです。

A しかし、いろいろ周波数の違う、電波のすき間を集めてきて1本にしてつなぐというのは、大変なことだな。

K それは技術的にも大変難しいことです。

A それでは、ここは、そういうようなことを含めて法の整備をお願いしたい

ということになりましょうか。

⑧ 一種事業、新NTTの料金体系

A 次に、8番目の第一種事業、それから新しい電電会社を含めての料金体系の問題というところに入ります。

現在、特定回線の遠近格差は最高1対40になっています。遠近格差の是正はユーザーとして必要な方向ですが、この遠近格差が少なくなると、VAN業者の収入源に影響を及ぼすということで、どこら辺に線を求めたらいいかということですが、これは大変難しい問題です。

Cさんは何か図を描いてらっしゃったけれども……。

C 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ポテンシャルゼロの話です。料金の、絶対額に差額があれば、まだいわゆる参入の機会があるというご意見もありましょうけれども、かなりな打撃を受けることは間違いないのじゃないかと思えます。

A 皆さんからご意見をいただいているのですけれども、現実にも今、中小企業VANで仕事をおやりになっている各社の御意見を一通り伺ったらどうかと思います。

G どうもギブアップしちゃったみたいな書き方をしましたけれども、当然中小VANが開放される以前からこの遠近格差の解消というのは、そういう趨勢に乗ったようなものですから、もちろん我々やっている中でも先ほどのお話の単純再販に近いようなサービスもありますけれども、ただ、それを事業の主体としたら、民間VANというのはちょっと難しいのじゃないかなということですよ。

A これを見越して現在電電会社がどんどんその方向を進めていらっしゃるけれども、これからまだ進めるとおっしゃっていますね。あれはどこら辺まで進められるのですかね。

G その辺の見通しがよくわからないのです。

J 私は、1回北原副総裁の話を書く機会があったのですが、そのときおっしゃっていたのは、1対nにしまして、nは1けたの数字だ、こういうふうなお話でした。何か講習会で何人か集めてそういう話をしていました。

A そのことが余り急激に行われますと、もちろんそれを第二種として業としていらっしゃるところも打撃を受けますけれども、これまでの料金体系、遠近格差の大きいことを前提にして企業内通信合理化をされているところは、その設備投資がむだになってくるのです。非常に問題なんですね。

H そうですね。

J そういう見方もあるのですけれども、ただ、遠近格差の是正というのが、トータルの通信コストが下がっていくという方向であれば、それはある意味では問題がないと思うのです。例えばそういう今の料金体系のもとで通信コストを、安くする工夫をやっていっているのです。それが例えば1カ月1,000万円として、遠近格差の是正により、それが800万円になれば、それはそれで結構だと思っているのです。

私がここで書いたのは、VANの問題は、情報処理という観点からとらえると、それがトータルで安くなっていけば、それだけ普及するということですし、日本の場合、特にVANと言っても、Vの比重が多いというか、要するに情報処理の部分はかなりあるということで、特にVAN業者なんか聞いても、遠距離だから例えば情報処理のコストをここは30円です。そして同じ内容で近距離は10円ですという行き方はやってないようなところも現実問題としてありますね。ですから、そういう意味でトータルで下がる方向であれば、VAN業者さんにとってじまになるかならぬかという問題は、そうはならないようなことも考えられるんじゃないかという気もするので、そういうふうに書いてみたのです。

A 今のお話は、遠近格差の問題と、それから大量仕入れにしたら安くなるという、大量というか高速、そういう料金体系がありますので、それとも絡んできませんね。

K 技術論的には、衛星通信が出たときに、距離の概念がなくなりました。パ

ネット交換も従量制ですから、距離の概念というのは入ってきません。しかもだんだん大量伝送、多重化の技術が進みますと、ますます距離の概念が薄まってきます。今後の技術革新はどうしても距離の概念がなくなるという方向にあるのじゃないかと思います。VANの場合は、基本的にはそういう遠近格差でもうけるべきじゃない。もっとほかのところでもうければいけないのではないか。自然にそうなっていくだろうと思います。

H 確かに遠近の料金格差による収入だけを見ますと、余り価値はありません。このあたりは、できれば順次そういう格差をなくすということで、いつごろにはどのくらいにするというものを提示していただきますと、計画を立てやすくなります。そしていろいろな機器がむだにしないで済みます。そういうものを示してもらえれば、最終的には遠近格差をなくしても構わない。

A Lさんは、企業内としては随分早くからネットワーク化されていますね。

L 当社の場合、通信電話費というか、そういうものが年間60億ぐらいかかっているのです。それで、これは非常に大きな問題なんですけれども、今の形からいけば、現在は東名大といいますか、そういったところにI規格で内線電話式に使っている。しかしながら、東名大だからペイするよ。ほかのところについては、いかに企業内で多くても、例えば東北と九州と話をする機会はそう頻繁にあるかといいますと、そうたくさんはないような雰囲気なんです。

A 物の動き自体がないから、当然情報の動きもないということですね。

L そうです。ですから、物流と情報の流れといいますか、そういうものは付帯して動くものだと思うのです。ですから、遠近格差の問題についてはなくしていく方向にありますし、そうあってほしいと思うのですが、先ほどおっしゃられたように、それをもとにして高速デジタル等を使って束ねていこうということになりますと、現在の料金体系ということを考えざるを得ないわけです。

それが、やった途端にさあ変わっちゃったということになると、おまえくびだよと言われる。確かにそういう問題が、金額が大きいだけに、非常にこわい問題があるという気がするのです。ですから、方向づけとしては、DDXのように1

対 1.5 という形にだんだんくなっていくであろう。それを見越して今ある通信電話費をどう削減していくかというのが私どものテーマであり、悩みでもあるのです。

A 設備に10億かけて費用が年6億節約にはなったけれども、来年になったらフラットになっちゃったといったら大変なことですね。

Dさんのネットワークとしては、この問題はどうか。

D 東名阪を高速回線をリースして、それで両極に多量化装置をつけてやっているのですけれども、しかししょせん技術の進展の当然の帰結として、これは遠近格差というのがなくなってくるわけですし、この流れに竿をさすわけにいかないのです。私どもユーザーの立場で設備投資をするとしても、多重化装置の設備費なんというのは、額なんて知れているのです。それよりもやはり遠近格差というか、全体の回線コストの低減化ということが必然的にあるので、私どもとしては、この問題は、全体としての通信コストが高くなったのでは問題ですが、料金体系として遠近格差をもっとなくしてゆくというのが望ましい方向だと思います。

A これをまとめますと、先ほどのお話で、方向として当然だし、その方向を進めなければいけないが、まずその進め方について、段階的にやって、それをなるべく前広に明示してもらいたい。

それから第二種業者としては、それだからこそというか、そういうことを踏まえて、情報処理で価値を得られるような方向に進まざるを得ないというのが共通のお話でございましょうか。

E 我々VAN業者としましては、アプリケーションで商売しようと思っているわけです。ですから、そちらにウエートをかけますので、遠近格差というのは余り意識していないというのが実態なんです。むしろ料金全体が下がってくればこれは一番いい話ですし、それが1つ。

それから今、Hさんがおっしゃったように、一体電電はいつごろになったら料金を下げたり、新しい回線サービスをつくったりするののかということを、もうちょっと事前にきちんと計画を発表してくれ。これは経団連で我々言っているわけです。ですから、そういうことをちゃんとここへ入れていただければいいんじゃない

いかと思います。

B 数字をひとつ申し上げますと、58年度のデータ通信の中で、回線サービスの公社さんの売り上げに当たるものが1,400億円弱でございまして、それに対して原価が700億余で、いわゆる収支率が63%、ですから37%もうかっていらっしゃるわけでありまして、十分その余裕はあるはずでございまして。

念のために、御参考はその1,380億の回線サービス収入のうち、内部勘定つまり設備サービス、各種サービス等を集めたものに対する回線料が140億です。ということは、公社さんの場合にはちょっと特殊でございまして、設備サービスの方が赤字ですから、収入が1,360億あって、それからコストが1,500幾ら、それでコストに対する回線費用が業者として10.1%ということになります。

民間の方のオンラインサービスのところだけ抜き出した集計がIPAから出ています。その場合、民間の場合には4%弱です。なぜかという、明らかに公社さんの場合にはまさにメッセージ交換が自由にできた。特に銀行システムが大きいですね。ですから、回線費用の比率が大きい。ですから、来年4月以降は、民間業者の方のコストに占める回線の費用の比率も当然上がってくるだろう。

大体、数字は現状ではそういうことです。

A 今までの議論は、公社というものを前提にしての第二種業者としての問題点であったと思うのですが、新しい第一種の問題、今の公社の料金体系では遠近格差が縮まるという中で、一体進出に対してどう影響を及ぼすかということと、それから最末端のユーザーに対してどうだということと、その2つの観点はまだ議論が十分されていませんでしたけれども、1さんちょっとその辺に触れていただけませんか。

I 先ほどの接続料の問題に絡むのですけれども、結局長距離を下げるということになると、どうしたってその見返りとして市内料金を上げてくる、そういうことなんで、それはやはり納得のいく接続料でその辺をバランスをとらなければいけないということなんです。しかもユーザーに負担をかけないということなんです。

A ただ、新しい第一種業者として進出される場所は、これまでやっていら

っしやる新電電の遠距離の料金が下がるとなると、コンペティションの条件としては悪いですね。

I そうですね。同じようにやらなければならないから、商売は非常にやりにくい。

A そこへ持ってきて接続のチャージということが絡んでくる、こういうことになりますね。

それでは、この問題は、ここら辺のところを付記するということでもよろしゅうございますか。

⑨ 新NTTの事業範囲

A 次に、9番、新電電の事業の範囲ということで、新NTTに、法文上、事業を制限する規定はありません。新聞記事によっても、通信機器の製造を除くあらゆる分野への進出意欲が伝えられる。それは巨大な新コンツェルンの形成につながるのじゃないかということで、新電電の業務範囲がどうあるべきかという議論でございます。

まず、新電電が有利なのか、有利でないのかというのは、私は当然有利だ。皆さんもそういうふうにもむしろそっちの方の心配を書いております。

この間の日経ビジネスでは、むしろ体質上民間に新しい電電が対抗できるのかという観点から特集されておりました。しかし、そういう企業体質や社風の問題は、きょうはおいておいた方がいいんじゃないかと思うのです。

新電電は、事業の制限がない。つまり、第一種業者は第二種の業務を何でもできるということですし、Eさんのお話だと、新電電の第二電電があって、それから新しく進出するもう1つの第一種が出てくるというふうな形になってまいりますと、新電電を考えた場合に、第二種の業者よりも、既に第二種業務をデ本という形でお持ちだということもあるし、設備や技術を持っていらっしゃるということもあるので、どの点から見ても有利である。

それから先ほど来の議論のように、遠近格差のことだとかあるいは電波のチャ

ンネルの問題だとかいろいろな条件からしても、当然新しく進出される第一種業者よりも有利です。さらに現在ではまだ電電公社の業務は法定という枠があるのですが、新電電になると、それがなくなるので、現電電よりも新電電の方がさらに有利になるのじゃないか、普通図式的にいうとそうなるのじゃないかと思えますけれども、そういった中でそういう議論が成り立つのか成り立たないのかを含めまして、これは皆さんから御意見をいただきましょうか。

それでは、Dさんの方から……。

D 私のところはユーザーの立場でございますので、どんどんやってください。

A コンペティションは幾らあってもいいから、末端ユーザーとしては、いいものが安ければいい。

D そうです。

L 私も、大きくていろいろな意味で有利だというのは、現有設備があることですし、技術もあるし、絶対的に有利だろうと思うのです。それで競争原理がうまく働けば、我々ユーザーとしては、安いところを選んで回線を借りていけばいいことであって、どんどん競争を激しくしてもらって、値崩れするのを望んでいるというところですが、法律をわざわざ改正して競合体制をつくろうというのが大きな目的だろうと思うので、余り片方に有利過ぎると、せっかくこういうふうにしたことが結局自然淘汰されちゃって、巨大なものだけしか残らなかったという結果にならないような歯どめを何か考えていかなければいけないのじゃないか。そうなると、業務的な内容について余り制限を加えるよりは、何か別の例えば独禁法のようなものが作用して何とかその辺がいけないのかなという感じでのです。せっかくこういうような形にしたことが無にならないようにしてもらいたいというのが、私の意見です。

H 私も、基本的にはやはり新しい電電が有利だと考えるのですけれども、特に電電公社さんのデ本とかそのあたりは、今までの電話の収益を大分注ぎ込んでいます。その辺は私もちょっと書いておきましたけれども、こういうサービスは、特に民間の発展を阻害している。この辺は、今独禁法だけではコントロールしに

くいのじゃないか。民間の発展に悪影響のあるようなことについては、これから相当押さえていく必要があるのじゃないかと考えます。

A いい方法がございますか。

H いや、どうも……。

J 私の場合は、投資活動をやるということについてはいいと思うのですけれども、ただ、無制限ということにはやはりいろいろ問題があるでしょうから、よく言われているような内部補助の禁止とか、そういう点は最低かけていくべきじゃないかと思えます。

K 私は、やはり資本の大きい企業は多少のハンデを負ってもらわなければいけないと思います。政府の指導力がどこまで発揮できるか。ぜひ指導力を発揮してもらわなければいかぬだろう。ただ、新電電にしたのが、公正競争原理の導入ということであったとすれば、本当に公正競争ができるという何かしっかりしたものを持っていてもらわないと、困ると思います。この間公取の話を書きましたが、公取では情報産業の研究はこれからだとおっしゃっていました。とすると、当面は政府の指導力しかないと思います。

A 既成事実の方が先にできちゃう。

I 具体的には、新電電は何年間これをやってはいけないということと、あとは分野別の独立採算制というものしかないような気がするのです。ただ、やり過ぎますと、逆差別ということになりますから、実際にできるか、何らかの歯どめというのは必要だろうと思います。

A それにつきましては、現在のデ本の仕事、設備サービスは暗黙の1つの枠みたいなものがある、公共のサービス又は民間でできないサービスをやるのだ。この2つに限定していくというふうなことで何年か前におっしゃっていましたね。ところが、私は、公共のサービスへも民間が進出していただかないと困ると思うのです。そこで、おっしゃるように、ハンディキャップが現実的にあるのかどうか。これは営業的な要素の外にいわゆる政治的なものと絡んでくると、よけいしんどい気がするのです。

G やはり何らかの歯どめはぜひ必要だと思うのですが、具体的にどういう法律で絡めるかというのは、ちょっとわからないのです。結局、今回の改正の趣旨である競争原理が働くような環境をつくっていかねばならないと思うのです。

例えば、卑近な話ですが、この間の世田谷の火事なんかは、やはり独占の弊害が出た結果我々が迷惑をこうむって、立ち直りが早いといっても、公社さんのペースでしかならなかつたわけですから、とにかく独占というのはあれで痛いほど身にしみていますから、競争の原理がうまく働くような歯どめというのは、具体的にちょっと提案できませんけれども、ぜひとも何か考えなければいかぬなというふうに思います。

A Eさん、何かいいアイデアがありますか。

E 要するに、新しい法律で、分割とか新分野進出の規制を盛り込まなかつたのは失敗であるなんて書いてありますが、ただ、私は一言申し上げておきたいのは、新電電というところに事業の制限というのはあるけれども、今既に電電は動いていますのは、電電関連の子会社なんです。そういう子会社がどんどんできてくるはずなんです。それから既にある電電の子会社、ポケベルとか自動車電話とか船電話とかあります。ああいうのが業務をどんどん拡大するのです。例えばポケベル会社のVAN進出というのがあるのです。ですから、通信産業は依然として電電グループがリードしているのです。電電もそうだけれども、電電関連グループ、いろいろな関係会社、それがばっと出てくると思うのです。それに対応しての民間ということを考えるべきじゃないかと思うのです。単に電電だけではなくて、電電関連会社、それを十分考えなければいかぬと思うのです。

しかし、さりとて民間どうするのだと言われたら、どうしていいかわからないけれども、ただ、技術移転とか要員の派遣とかいろいろな具体的なところを並べて、それでぜひ国の強力な指導力といいますか、そういうものを発揮してほしい。今までのところですと行きますと、民間ができるのは、サラ金とかパチンコとかボウリングとかゴルフ場とか、命に関係してないようなところ、要するに公社のやらないところということで、民間ができないようなところを公社がおやりに

なって、民間のできるどころもおやりになるわけでしょう。我々は公社がやらないところという、そんなところなんです。現実には、公共性とおっしゃるところに我々は既に入っています。もういろいろな地方自治体一緒になりまして、民間が現在入っている。

いずれにしても、やはりこのままですと、どんどん大きくなっていくのじゃないか。電電だけだったらまだしも、電電関連会社というのが、民間の名のもとに、実は電電の子会社だ。

A ここに書いてありますけれども、通信機器の製造だって、子会社もしくはその孫会社がやって、それでその本体が売り込みに一生懸命になっていらっしゃる。

E 今度また新しい会社が4月からできて、一生懸命端末の販売をやります。あれなんかもそうですね。しょうがないのですけれども、しかしというところですね。そんな感じです。

C 私は、皆さんの御意見のあった中で、独禁政策と内部相互補助、要するに公社さんがおやりになることに対していろいろな子会社を通じてでも何でもいいのですけれども、内部相互補助を厳密に監視していかなければいけないのじゃないかと考えます。例えば先ほどお話が出ましたDDXの場合、DDXのどこかの分が既存の市内回線の分から内部補助されていると考えなければおかしいと思うのです。既にフィックスされている部分が、知らない間に他のサービスに利用されていることは、大いにあるんだろうと思う。これは見過しがちですけれども、内部補助というのはやはりシッカリ見ておく必要があるのじゃないか。

それから独禁政策ということに対して悲観的な御意見がありましたけれども、やはり強化していく以外に方法はないと思うのです。アメリカではanti-trust law というのがあって、これは非常に独自のシステムであるのですが、世界に類を見ない形で発達してきており、それは100年とか200年の長い間かけて、アメリカ建国以来の自由主義的精神でつくられてきたものなのです。ですから、こういう伝統のないわが国でとってつけたように電気通信分野にanti-trust law に準じたような

独禁政策をしくということは、さしあたり絶対無理だろうと思います。しかしそういうことは今後十分注意していかなければいけないし、後で法律ができたことだってあるわけでそれが分割議論なりに発展していくきっかけにもなり得るわけですから、やはり独禁問題は引続いてマークしていく必要があるのではないかという感じがいたします。

A 大体皆さんの御意見は共通だというふうに理解しました。

⑩ 一種事業の事業範囲

A それでは最後に、第一種事業の事業範囲、これもちょうど今の問題と裏表の関係になりますので、お1人ずつ御意見をいただきたいと思います。

さっきEさんから、新規進出の一種業者は1つになっちゃうというお話がありました。一応きょうは一般論ということでお話しいただいたらと思います。

新規事業者が、さっきのような新電電とのコンペティションの中で新規事業に進出されるということはもともとそういう趣旨なものですから、事業制限の必要はないということなんですけれども、そういう点では多分御意見は変わらぬと思いますが、状況が変わっている。Bさん、変わっている状況というのをちょっと先に説明していただけませんか。

B 臨調が考えたような、あるいは今年の夏ごろまでみんなが考えたような、一種、二種はちょっと別としましても、今我々が考えているよりももう少し競争状況ができるのじゃないか。例えば、この1回目は不賛成でしたけれども、地方分割を含めまして、ところが、1年半ぐらいの間にむしろはっきりしていることは、今のような日本の独禁法が働きませんでしょうし、それから委員会が言っていた機能分割も一応率直に言って当事者の間にもまだ残っていますけれども、現実化することは相当困難だろう。今、Eさんがおっしゃったように、グループとしてはどんどん拡張する方向に行くだろうということ。

それからもう1つは、特に一種は、先ほどもどなたかがおっしゃったように、実はむしろ官的なもの、それもさらに合同してしまうような状況ですと、競争条

件なんというものはすっ飛んでしまうわけです。そうしますと、状況が変わってくるわけですから、制限の必要はないといったものの、いわゆる第二電電も実は非常に官の色の強い一種のようになってしまうとちょっとおかしくなってくるという意味で、状況が変わってきているということです。

A そういう状況ということで、一言ずつで結構でございますが、御意見を伺いたいと思います。

D 私は、制限しなければいけないと思いますが、よくわからないのです。

L 私は、京セラだとか日本テレコムだとかそういうものが独立して、それぞれが第二電電といいますか、新しい第一種業者が幾つかできる。それが今までの既存の大きな新NTTと競争をしていくという姿を想定していたものですから、巨大なものを2つぐらいで競争していくということは想定してなかったのです。

いずれにしても、先ほども言いましたように、こういうような形に持っていった目的があるわけですから、なるべく制限を加えずに自由な競争の中でやっていったらいいという意味で、制限を置く必要はないというのを意見として書いたわけですが、そういう状況になってくると、私も、はっきり言って、ちょっとわからないというところです。競争が吹っ飛んじゃうということになりますと、考えを改めなければいけないのですが、全然考えが出てこないのです。

A この第一種事業者というのは、事業法の上では、新電電であるか、それとも第二電電であるか、ローカルであるかということは全然区別してないのですね。そういう状況だと、項目には「制限」と書いてありますが、反対に、助成が必要かどうかということでも結構ですが。

H やはり新電電以外はきっと大変だろうということを前提にすれば、制限などということはする必要は全然ないだろうというふうに考えます。できれば今おっしゃっていましたように、何とか新電電に対抗できるように何らかのバックアップをするという方がむしろ必要なんじゃないかという感じがします。

J 私も同じ意見なんですけれども、要するに新電電というのは、例えば本来業務のほかに付帯業務、目的達成業務と、いろいろおやりになるわけですから、

そういう意味でもまた企業体力をつける意味でもどんどんやってよろしいのじゃないかと思うのです。

K 私も、第二電電が巨大化したら困ると思います。あるいは巨大連合ができたら困ります。そうなったら、新電電と同じことになります。そうすると、一番最初の原点に戻らなければいけないのじゃないか。公正な競争原理という原点に戻って巨大化したら、ハンディをつけなければいけないと思います。

I 私は、第二、第三、第四の電電ができるということで、そういうことになったら、結局供給過剰になりはしないかということをお心配したのです。しかし、さっきおっしゃるように2つしかできないというなら、メリットはなくなるのじゃないかという気がします。今のところは、どうもわからないというところですよ。

G 私も、今の段階のというか、そういう環境になった場合の意見というのは用意していませんでしたのでお答えができないのですが、巨大な新電電に対する対抗勢力という意味では、制限というのはないのじゃないか。設問の第1で、サービス内容がはっきりしないというのがありましたが、それがないと議論の種がないとは思いますが、何をやるにしても、制限というのはチョットできないのじゃないかなと思います。

E ここに書いてある表現、裏側から見ているような感じなんですけれども、通信というのはやはりインフラストラクチャーでございますので、全く規制がなく、何でもかんでもできるということになってきますと、結局やったけれども1年つぶれちゃったとか、サービスはいいと言ったけれどもすごく悪いとか、やはり電電の方がいい、新電電の方がいいということになりますと、もう全然意味がわからなくなっちゃいますので、セカンドパラグラフにありますように、何か運用開始までの話を最近よく言われるのです。そうでなくて、運用開始後お客様に迷惑をかけてはならない。そのところはばしっとした規制がある。それが例えば事業計画のチェックであり、あるいは運用体制のチェックであり、メンテナンス体制とか、サービス品質をクリアにしろとか、そういったいろいろな意味でのお客様に迷惑をかけないという原点での規制は絶対要ると思うのです。そ

こがもしうまく通れば、その後展開については、規制というのはむしろ要らないかなという気はいたします。

ただし、入ってくる方は規制は要らないよと言っておいて、電電には規制をかけるというのはややこしくなってくるので、ちょっとさっきと矛盾しますけれども、国民にとって利となるのは、やはり両方とも除くということがあると思います。原点に帰ることだと思います。その原点は、Kさんがおっしゃったように、競争原理が働くということもそうですし、それからもう1つは、お客様にとってどうなんだということでしょうね。その2つのポイントから見て判断すべきではないかなと思います。

C 私もほぼ同趣旨のことを書いておりますけれども、第一種電気通信事業者というのは施設を持っているのですが、施設をインフラというふうにとらえますと、やはりこれは規制というか、ルールがありませんと、何も無い状態で例えば施設をつくりたいという場合に、逆に物すごく制約になるのです。これはやはりあるルールを課してもらってあると、こういう条件で、こういうルールでやるのだということがオープンにできますと非常にやりやすい。だから、例えば今のCATVなんかもそういうインフラ的な要素を持っている、設備を持っているものでございますから、そのCATVの今までの発展を妨げてきたものというのは、そういう面でのルールが何もないからです。何もないために、電柱共架をすとか公共の土地を使うというときになっていろいろな問題に遭遇してきているわけです。ルールがないためにてんでんバラバラな阻害要因に出くわしてしまうというのが、今までの発展を妨げてきた原因とも言えるくらいでございます。

第一種電気通信事業者ということに話を戻せば、やはりその参入あるいは発展障壁にならない程度のルール化ということには必要になるだろう。そのルール化の数というのは、恐らく現在の有線テレビジョン放送だとか有線電気通信法で定められているものに比べれば、アイテムとしては物すごくふえてくる。そういうアイテムがふえることが、規制強化であって、デレギュレーションの傾向に反するという誤解をまず解かないと、とにかく何も無いフリーなものというのは、私は実は

幻想じゃないかなと思うわけです。我々10何年やってきまして、そういうことを実感として痛感しておるということを申し上げておきたいと思います。

A ありがとうございます。

以上で、一応全部の項目を終えました。最後にひとつまとめ方の問題を御相談したいのですが、これはやはり報告書の形にまとめられますか。

B はい。

A そうしますと、まとめ方ですが、実はきょうの私の運び方が、皆さんから御提出いただいたアンケートを1つ1つたどっていくやり方をしておりますので、報告書としては、アンケートをつけるということではなしに、きょうの話の運びの中で各人御発言していらっしゃるどころ、あるいは項目によっては御発言を願わなかった方もあるのじゃないかと思えますけれども、速記をとっていただいておりますから、アンケートの中にお書きになっていて、きょう御発言のなかったところも一緒につけ加えていただいたらどうか。それでアンケート自体は報告書の中には全然載せないという方向でまとめさせていただいたらどうかと思います。そうでないと、ちょっと発言者にアンバランスが生ずるのではないかと思います。それからアンケート自体も、十分意を尽くしてない。非常に短い時間でさっと書いてメモ的に出していただいたものですから、そういうようなまとめ方にさせていただいてよろしゅうございましょうか。

それからもう1つ、それぞれの項目の中で皆様の御意見で、かなり要望なりあるいは提言というふうなお話が出てきておりますけれども、それらのものを抽出してまとめて、もう一遍この会議を開いていただくかどうか、何らかの作業をしてそういったものをつくるかどうかということについての御意見をいただきたいのです。

これは一応本委員会に出すということになりますね。

B そこは本委員会の御判断にお任せ願って、もし本委員会の方で必要ありと思えば、お集まり願うかあるいは書面の連絡をさせていただきまして、全項目にはならないと思えますけれども、とりあえず必要な法律が年内には通るでしょう

から、例えば今の二種の切り分けなんというのは急がないと間に合わないわけ
でございます。この報告書は3月か4月にゆっくり出てくるわけですから、そこら
辺の判断は本委員会へ御一任願ったらいかがかというのがお願いでございます。

もちろん黙ってはいたしません。本委員会のもとで若干作業をしまして、改め
てお集まり願うか文書の連絡で御了解いただくかということは、あらかじめ御了
承いただきたいと思えます。

A そうしますと、きょうの御発言の中で重要と思われるようなものを整理し
て、そしてそれを皆さんの御了承のもとにとりあえず本委員会に出すというこ
とですね。

B それと、きょうの記録は記録として出させていただきたいと思えますが、
委員会に諮って、完全にチェックしていただいた上で発表いたしたいと思ってお
ります。

A そういう形でとりあえずきょうのまとめだけは本委員会に出していただく。
その取り扱いは本委員会に任せる、そういうことでございますね。

それでは、報告書の件と、本委員会に対する取り扱いはそういう形でやらして
いただきたいと思えます。

あと10分ほどございますが、御意見ございますか。

C 先ほど接続義務のことを申し上げましたけれども、第52条に「自営電気通
信設備の接続」というのがございますので、ちょっと補足させていただきます。

これは第1項、第2項ありまして、第1項は1.2と2つに分かれておりまして、
技術基準に合わない場合であるとか、それからつなぐ相手方が郵政大臣の認定を
受けていない場合だとかを除いては、その請求——請求というのは、接続の請求
でございますけれども、「その請求を拒むことができない。」というふうになって
おります。

ちょっと横道になりますけれども、この問題をとらえて、CATVの施設とゲ
ートウェを介して外部回線とどう接続するかということが問題になっていまして、
パソコン通信についてセッションレイヤまで一応標準化されてきましたので、こう

した動きを受けて検討してみようということでもワークしているということでもあります。

その過程で出てきている感じを申しますと、第二種の切り分けについては、どうやら事業として提供するかしないかということでも分けるような雰囲気でございます。500回線相当というお話がありましたが、例えば全国に線を借りて展開されている事業者のどの部分を指して500なのか。出線、入線もあるわけでございますので、その辺も技術的にはナンセンスな議論じゃないかという気がしています。

A センターのコンピュータにつないだから1つなのか、その端末が499あるから499としてやるのか。

C そういうことですね。それが出線と入線の関係になりますから、その辺を考えますと、やはり物理的に回線相当数というのはチョットないのじゃないかなという個人的な感じがしております。

A そうですね。そういう1,200 bps換算ということですが、それも非常に物理的な表現だから……。

それでは、長時間ありがとうございました。

(財) 経済団体連合会「電気通信事業
法等に係わる政省令の策定ならびに今
後の制度運用に望む」(昭和60年2月)



電気通信事業法等に係わる政省令の 策定ならびに今後の制度運用に望む

昭和60年2月26日

懇 経済団体連合会

1. 通信回線利用の自由化と公正かつ有効な競争条件の整備

(1) 電気通信事業法等のいわゆる電電改革関連三法が本年4月1日を以て施行され、これに伴ってわが国の電気通信は約百年続いた独占体制から競争の時代へと様変わりし、また、通信回線利用も大幅に自由化されることになる。国際競争下にあるわが国産業としては、高度情報化時代を迎えて、通信ユーザーの立場から、良質かつ低廉で多彩な通信サービスがタイミング良く提供されることを強く望んでおり、産業分野を中心としたネットワーク化を推進する上から今次改革に期待するところは大きい。今回の改革を真に意味あらしめる見地から、回線利用の自由化の徹底と通信分野における公正かつ有効な競争条件の整備による民間活力の発揮こそ今後の通信政策の重要課題である。

(2) 昭和57年7月の臨調基本答申は、民営化によって電電公社を十分な当事者能力を持ち、徹底的に合理化された経営体とすることと同時に、競争導入による独占の弊害の除去と、分割による新電電会社の規模の適正化とを提言している。今次改革では分割は当面見送られ、また、事業法上、新電電会社と新規参入者とは全く対等に位置づけられているが、新電電会社は初めから全国ネットワークを保有し、かつ、電波の優先割当を受けている等、新規参入者より有利な面があり、新制度移行後も当分の間、新電電会社の独占的地位は存続することとなろう。このため、制度上は競争が導入されても、新電電会社と新規参入者との公正な競争条件が整備されなければ、新規参入は名目的なものにとどまり、実質的に今次改革は巨大な新電電会社の出現を生み出したにすぎないことにもなりかねない。加えて新電電会社については付帯業務についても自由とされた結果、その強大な資金力と技術力をもって新規分野に進出し、既存の民間企業を圧迫する事態も十分考えられる。他方、通信回線の利用の自由化については、新電電会社の契約約款の内容如何によっては引続き利用を制限される可能性を残している。

翻って、通信分野に競争を導入して長い経験を有する米国の動向をみると、回線利用の自由化を徹底させる一方、支配的地位にあるAT&Tに対して厳しい制約を課すことによって新規参入の促進を図ってきており、自由な回線利用の保証と有効な競争とを通じて国全体としての通信コストの削減、電気通信の高度化を図り、通信ユーザーの利益の実現に努めている。

る点はわが国としても参考にする必要がある。

- (3) この点に関し、当会は、既に昭和58年10月の「今後の通信ネットワークのあり方と電電公社の経営形態に関する見解」において、通信回線利用の自由化を求めるとともに、新電電会社については通信回線の提供業務に徹し、データ通信設備サービス等の部門の分離を行なう必要があること、および、通信分野への競争導入に当たっては公正かつ有効な競争を確保するための措置が必要であり、特に料金決定について慎重な検討が必要であることを指摘した。また、59年3月の「電気通信法制度改革に関する見解」においても、許可制、届け出制等についてはできるだけ自由な制度とすること、新電電会社と新規参入者との規模の違いをも考慮し、新電電会社による内部相互補助の禁止、研究成果の公開等、公正な競争が成り立つための措置を講ずる必要があること、新電電会社による投資が自由とされる結果、進出分野あるいは進出の態様によっては問題を生じる恐れもあるので慎重な対応が望まれること等を指摘した。

電気通信事業法等に係わる関連政省令の策定ならびに新制度の運用に当たっては、上に指摘した諸点を踏まえて、回線利用自由化の徹底と有効な競争状態の早期醸成とを基本とし、現実に新規参入が可能となるよう電波の割当等の措置を講ずるとともに、新電電会社が新規参入を阻害したり、或いは新規参入者を実質的に支配下に置いたり、既存の民間企業を圧迫するようなことが生じないよう十分配慮する必要がある。

なお、従来、公的独占下にあった事業が全面的に自由化された場合の独禁政策のあり方については、わが国として未だ経験がないが、通信分野におけるユーザー・ニーズの充足と新規参入促進の見地から、独禁法の適切な運用が望まれる。

2. 関連政省令ならびに制度運用に係わる要望

現在、政府部内において政省令を策定中であるが、政省令案や契約約款認可方針等を一刻も早く公表し、関係方面の意見を十分徴すべきである。さしあたり、現時点で気のついた基本的事項について、以下の通り要望する。

(1) 第一種電気通信事業関連

- ① 電気通信事業法第9条に基づく事業許可に際し新規参入者に対して参入の初期段階から多ルート化を要求することは、新規参入者にとって過大な負担となり、実質的に新規参入を制限することに繋がりかねない。電電公社の電話網全国敷設に戦後長期間を要した事実を鑑み、新規参入者に最初から過大な義務付けを行うべきではない。
- ② 事業法第9条に基づく第一種電気通信事業に係わる許可、同第14条に基づく軽微な変更の許可ならびに同第31条に基づく契約約款の認可等については、行政改革の趣旨に沿って、極力、提出書類、手続き等の簡素化を図るべきである。その際、許認可事項範囲、手続き

等の運用に際して、支配的立場にある事業者とそうでない事業者とで扱いを区別している米国のケースが参考となる。

- ③ 新規参入者のネットワークを利用する場合、当面、ダイヤル桁数が多くなる、サービス地域が限定される等、新電電会社を利用する場合と比べて不利となる可能性が大きいところから、顧客の獲得に当たって、料金水準の決め方如何が一つの大きなポイントとなる。このため、契約約款の認可に当たっては、新規参入者にとって裁量の余地のある料金設定を認める必要がある。

また、新電電会社と新規参入者の網に対するユーザーからのイコール・アクセスを実現するための方策について今後検討する必要がある。なお、網間接続の接続料については、設備使用料のみとすべきである。この点は、第二種事業についても同様である。

- ④ 新電電会社による内部相互補助の防止については事業法第33条の会計整理の規定のみであるが、同条の適切な運用に加えて、データ通信設備サービス等の部門の分離を進めるとともに、機器製造分野への進出は、当分の間、行なわれないことが望まれる。
- ⑤ 第一種事業者、特に新電電会社と第二種事業者のあり方に関し、第一種事業者が自ら高度サービスを行なう場合、料金、サービス品質等の回線提供条件において、第一種事業者の自己使用と比べて第二種事業者が不利とならないよう措置する必要がある（例えば、PBXのダイヤルイン・サービスの提供、DDKパケット交換網と電話網との接続サービス等）。
- ⑥ 事業法第43条に基づく事業用設備の管理規定、同第44条に基づく電気通信技術者の選任に関しても、新規参入者に過大な負担とならないようにすべきである。
- ⑦ 事業法第90条に基づく適用除外となる小規模の設備については、回線延長距離等により具体的な数字をもって定めるべきである。
- ⑧ 新電電会社の契約約款において専用線の単純再販売についてはこれを制限できることになっているが、これは今回の通信自由化の意義を大きく損なう恐れがあり、ユーザー・ニーズの充足の見地から、回線利用の自由化を更に進めるべきである。

また、新規参入者が専用線サービスを提供する場合、当面、ユーザーとのアクセス回線については新電電会社網を借用せざるを得ないので、その場合は単純再販売を認めるべきである。この点については、第二種事業者がアクセス回線を借用する場合も同様である。

- ⑨ 今次改革は、国際通信分野にも競争を導入することとしており、現実に新規参入ができるだけ早く可能となるよう国が積極的に対外調整に当たる必要がある。
- ⑩ このほか、自動車電話、ポケットベル・サービス等の分野についても、現実に新規参入が可能となるよう措置する必要がある。

(2) 第二種電気通信事業関連

- ① 事業法第22条に基づく一般第二種事業に係わる届け出、同第24条に基づく特別第二種事

業に係わる登録、同第27条に基づく変更登録ならびに同第31条に基づく特別第二種に係わる契約約款の届け出等に関しても、極力、簡素化を図るべきである。

- ② 国際通信を扱う特別第二種事業については、国際勧告上の制約があるが、専用線を利用した新規参入が可能となるよう、国として早急に取り組む必要がある。
- ③ 事業法第93条に基づく第二種事業に関する関係行政機関との協議については、円滑かつ迅速な対応を要望する。

(3) 技術基準関連

- ① 事業法第41条に基づく電気通信事業用設備の技術基準、ならびに同第49条に基づく端末設備の接続の技術基準に関連して、従来の技術基準はサービスの種別および端末の種別毎にそれぞれ定められていたが、これらをネットワーク毎に一元化することが望ましい。また、技術基準の設定に際しては、国際的な勧告・規格、国民生活への普及度、技術的成熟度等を考慮しつつ、必要最小限とすべきである。

技術基準適合認定については、諸外国の不必要な誤解を招かぬ様、明確化、簡素化を図るとともに、指定認定機関は厳正中立なものとするべきである。

- ② 事業法第52条に基づく自営電気通信設備との接続の技術基準についても、必要最小限とすべきである。
- ③ 第一種通信事業者、特に新電電会社の作成する技術的条件については、実施前にこれを開示し、他の通信事業者や機器メーカー等が十分対応できるよう措置する必要がある。

(4) その他

- ① 上記以外にも新制度の実施に当り、様々な問題が予想されるので、新制度の運用に当たっては通信ユーザーとしての産業界の意見を十分反映できるよう配慮されたい。
- ② 許可、登録、届け出等の許認可事項については、手続きの簡素化ならびに処理の迅速化を旨とするべきである。

3. 新制度を真に意味あらしめるために

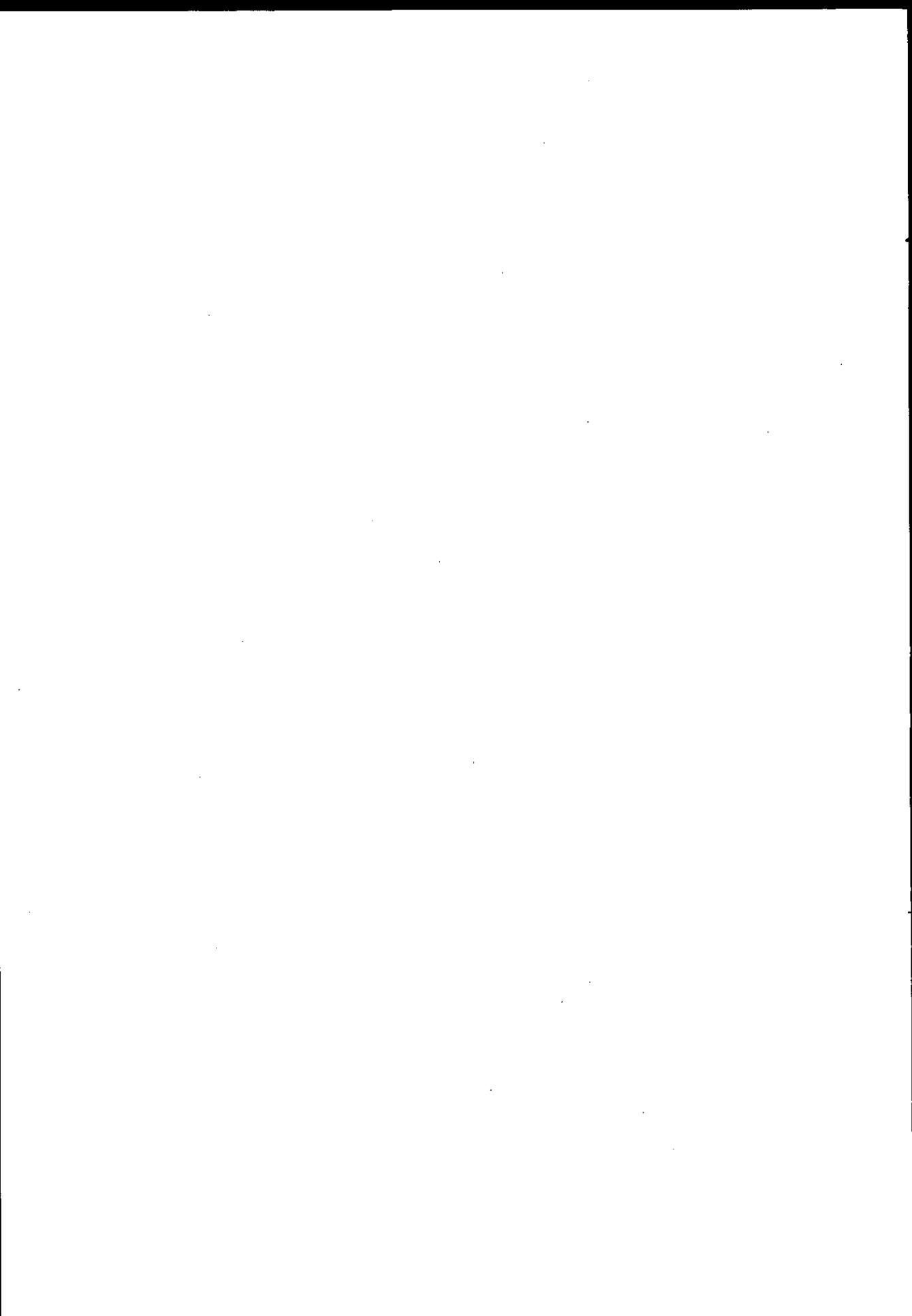
- (1) 今次改革により、通信回線利用の自由化、電電会社の民営化および通信事業への新規参入が可能となるが、初めに述べた通り、通信ユーザーからみて、良質かつ低廉で多彩な通信サービスがタイミング良く提供される事態の出現が究極の目的である。通信ネットワークは今後の高度情報化社会を支える国の重要なインフラストラクチャーであり、新制度下の複数事業者体制においては、ユーザー・ニーズの充足を旨として、各ネットワーク間の相互接続やシステムの信頼性確保を図るとともに、競争と協調を通じてわが国電気通信全体の高度化を実現することが重要である。

その意味で、新電電会社については、徹底した合理化努力によってコストダウンを図ると

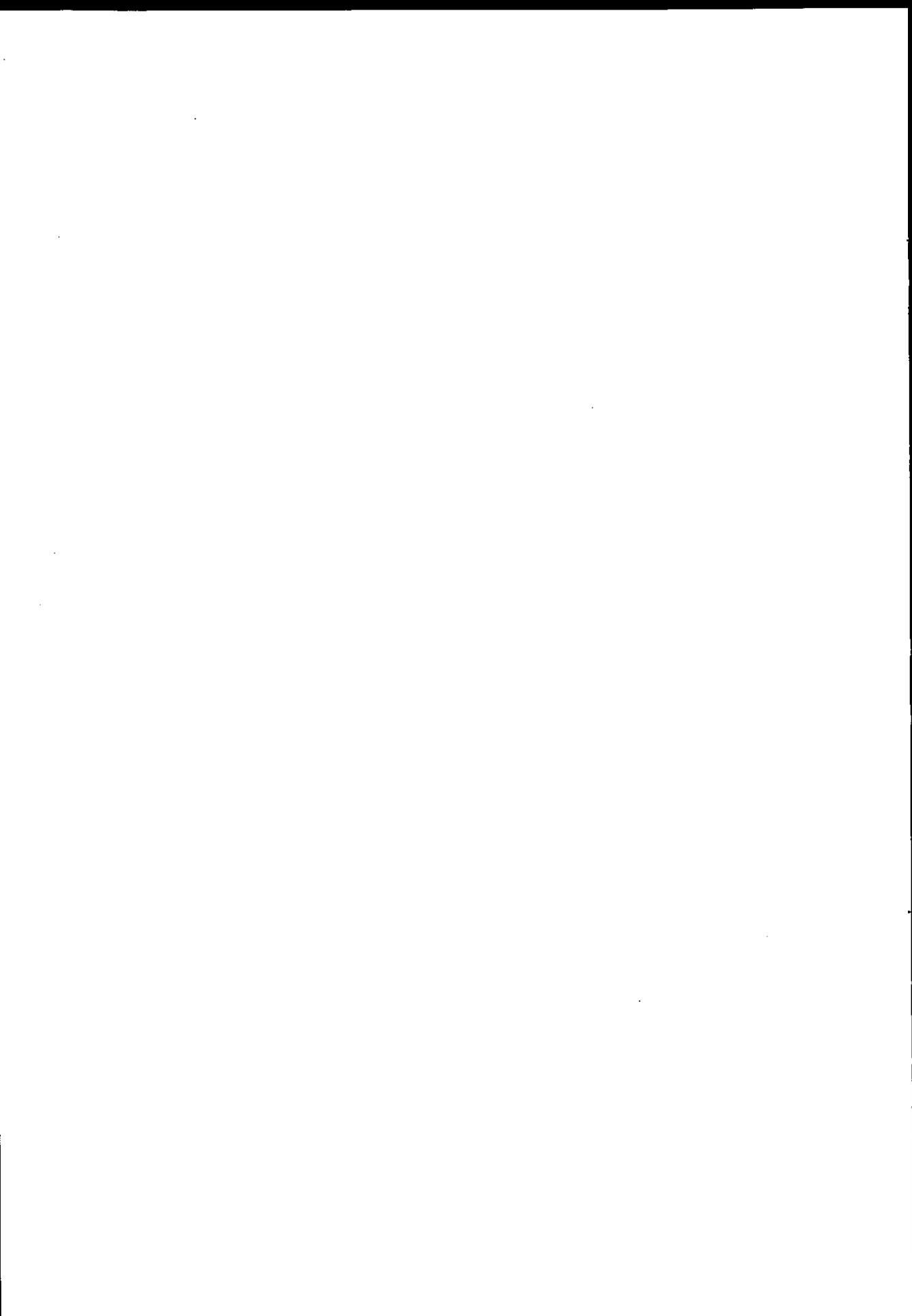
ともに、優越的地位の濫用にならぬよう節度ある経営態度をとることが望まれる。一方、新規参入者についても民間らしい創意工夫の発揮と自立の精神が望まれる。加えて、今次改革の趣旨を体した行政当局の適切、的確な法律の運用が不可欠である。

- (2) 今回の通信自由化に際し、自由化された分野に各種行政が新たに介入するようなことは避けるべきである。むしろ、通信の全面自由化とこれによるネットワーク化の進展に伴い、各分野において様々な改革が求められており、政府部内において十分な連絡と調整を図り、国際的にも開かれた今後の情報通信時代に相応しい環境整備を行なうことが望まれる。
- (3) 今回の改革では、新電電会社のあり方については5年以内に、また、電気通信事業法の施行の状況については3年以内にそれぞれ見直すことになっており、ユーザー・ニーズが充足されたかどうか、有効な競争状態が出現したかどうか、ならびに技術革新の進展に合った体制となっているかどうか等を勘案して、所定の期間内に見直しを行なうべきである。

以上



(社) 日本情報通信振興協会「電気通信事業法
政省令等に関する所見」(昭和60年3月)



昭和60年3月8日

郵政大臣

左藤 恵 殿

社団法人 日本情報通信振興協会

会長 志場喜徳郎

電気通信事業法政省令等に関する所見

社団法人 日本情報通信振興協会は、我が国電気通信分野改革の趣旨に全面的に賛成して、電気通信事業法の成立にいささか微力を尽くすとともに、関係政省令の内容に重大な関心をもって、機会のある限り積極的に意見を述べて参りました。その政省令案がいよいよとりまとめの段階に入った今日、基本的には2月26日付経団連要望書「政省令の策定ならびに今後の運用に望む」に賛同するものでありますが、特に会員構成が電気通信利用者企業及び第二種事業志向企業を中心とする当協会の立場から、同要望書に重ねて下記に見解を述べさせていただきます。

記

1. 現在とりまとめられつつある政・省令、特に特別二種のきりわけ基準、技術・設備・端末等に関する各基準は、二種事業について当協会が要望し、主張してきたところが十分に反映されており、基本的に賛意を表明するものであります。

一般に議論の多い一般二種、特別二種きりわけのための設備基準も、新規に開放された、いわば何人にとっても未知の分野の当面の基準としては妥当と考えるものであり、当協会が緊急に実施した会員調査もこれを支持しております。

一般二種については実体は自由化にひとしく、特別二種についての規律も、その不特定多数を対象とする公衆通信事業的性格から、その内容は必要最小限であると判断します。

そもそも通信事業そのものは、一般二種を含め規模の大小を問わず本来公共的なものであり、利用者の信頼を勝ち得てこそ、はじめて成立しうる事業でありますから、法的自由の下における行政上の運用も自由化の実現に徹底することを期待する反面、その法的自由に対応して自主的な二種事業の発展と自己責任にもとづく地位の確保のため、当協会及び業界として自律努力を積極展開すべきであると認識しております。

なお、二種について登録、届け出その他に関して省令等に定める手続きは、十分に簡素であると考えますが、運用実績で我々の期待にこたえ、海外の批判がいわれのないものであることをぜひ証明していただきたいと考えます。

2. 電気通信市場が自由化されるとはいえ、現実的には新電電がひき続き独占的地位ともいえるべき強力な地位を占めるものと予想されますが、自由化の趣旨は新電電の自由化ではなく、新たな民間活力の導入にあることにかんがみ、その現実を前提に公正競争確保と新規民間企業の育成のため、また究極的には法改革の精神に即しての国民利便の増進のため、格別のご努力をたまわりたくお願いします。

(1) 新電電の料金政策・制度、回線利用制度（共同利用に対する制約撤廃その他）、並びに直接に此等を表現する利用契約約款が改革の趣旨にそうものであるように、郵政省が強力に指導すること。またその案及び方針が速やかに公けにされて大方の批判に供されること。

(2) 新電電のデータ通信本部関係事業については、事業部門間の相互補助を厳禁することで足りると思うのは楽観的にすぎると判断せざるを得ず、分離を速やかに検討すること。

(3) 新電電の新分野進出、特に情報通信分野への進出については、その進出自体あるいは進出の態様如何によっては、法改革の趣旨である新規参入による活性化及び公正競争の確保に重大な支障を招来するおそれが強いので、あくまでも改革目的に沿って新電電の活動を慎重かつ厳重に規制する等のご配慮をいただきたいこと。

(4) 特別二種の判定上の基礎条件である「不特定多数」対象の解釈をできるだけ明確にし、かつなるべく多数を例示して理解を促進するとともに、不特定か特定か疑わしいときは特定と解する姿勢をあきらかにして、自由化につき未だに存在する一部の無用の誤解をとくよう一層努力されたいこと。

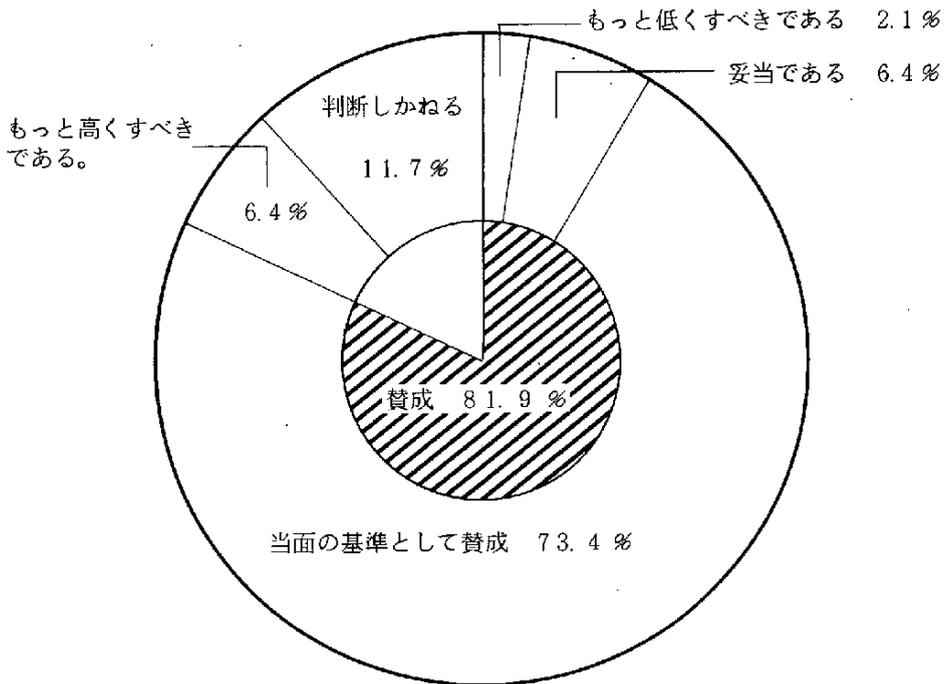
以上

第二種電気通信事業に関するアンケート結果

(社)日本情報通信振興協会
 (60.3.7現在 集計 送付数271 回答数94)

1. 200ビット換算500回線の規模について

| | 第二種電気通信事業への進出計画 | | | 合計(百分率) |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|
| | 現にもっている | 将来考えるかもしれない | 考えていない | |
| もっと低くすべきである *1 | 2 | 0 | 0 | 2 (2.1%) |
| 妥当である | 4 | 2 | 0 | 6 (6.4%) |
| 当面の基準として賛成 | 19 | 43 | 7 | 69 (73.4%) |
| もっと高くすべきである *2 | 4 | 2 | 0 | 6 (6.4%) |
| 判断しかねる | 4 | 5 | 2 | 11 (11.7%) |
| 合計 (百分率) | 33 (35.1%) | 52 (55.3%) | 9 (9.6%) | 94 (100.0%) |



(社) 日本情報通信振興協会の概要

日本情報通信振興協会は、情報通信業、金融業、証券業、商社、出版、マスコミ等広範な業種を横断して結成され、情報通信の制度に関する提言、総合的調査研究を行うことを目的とする社団法人である。

設立 昭和58年10月

会長 志場喜徳郎 (㈱市況情報センター会長)

会員数 271 (昭和60年3月1日現在)

アンケート回答企業

情報通信業 (68)

㈱アイネス
㈱IBS
伊藤萬情報システム㈱
㈱岩手電子計算センター
㈱インテック
㈱エフ・エム
㈱MISインターナショナル
㈱応用工学研究所
㈱沖ソフトウェア関西
㈱カタナビジネスサービス
㈱カナザワコンピュータサービス
㈱管理工学研究所
協同組合ベルセンター
共同コンピュータサービス㈱
共同VAN㈱
㈱KIS情報科学研究所
㈱神戸コンピュータサービス
国際IBS㈱
㈱コンセプトアンドデザイン
コンピューターコンサルタント㈱
コンピューターサービス㈱
㈱市況情報センター
システム・デザイン㈱
㈱システムブレイン
シマツ㈱
㈱シャープ
㈱ジャパン・ファシリティ
㈱城南システムビューロー
㈱情報処理研究所
㈱西武情報センター
㈱ゼネラルリサーチオブエレクト
ロニクス
㈱全商コンピュータサービス
セントラルシステムズ㈱

㈱セントラル情報センター
双光エシックス㈱
㈱ソフト技研
㈱ダイケイ
㈱高崎協同計算センター
娯楽情報システム㈱
㈱TKC
㈱TGS・C&C
東京コンピュータシステム㈱
東京ソフトウェア㈱
㈱デンサン
㈱電算
㈱電脳
日本IBM㈱
日本SDC㈱
日本NCR㈱
日本システムテクノロジー㈱
㈱日本電子計算
日本ビジネスオートメーション㈱
㈱BSN電子計算センター
東中国通信サービス㈱
日立情報ネットワーク㈱
㈱フジミック
㈱ブレイン
㈱平和情報センター
北海道ビジネスオートメーション㈱
三井情報開発㈱
安川情報システム㈱
㈱山一コンピュータ・センター
㈱山形電子計算センター
ヤマトシステム開発㈱
四日市データ通信㈱
㈱ラテックス
㈱両備システムズ
㈱ワンビシアークライブズ

金融・証券・保険 (13)

アコム㈱
大阪屋証券㈱
岡三証券㈱
㈱京都信用金庫
㈱三和銀行
㈱住友銀行
㈱第一勧業銀行
大同生命保険相互会社
㈱東海銀行
同和火災海上保険㈱
日本生命相互会社
野村証券㈱
㈱北海道拓殖銀行

商社 (5)

伊藤忠商事㈱
日商岩井㈱
丸紅㈱
三井物産㈱
三菱商事㈱

マスコミ (3)

NHK
山陰中央テレビジョン㈱
㈱電波新聞社

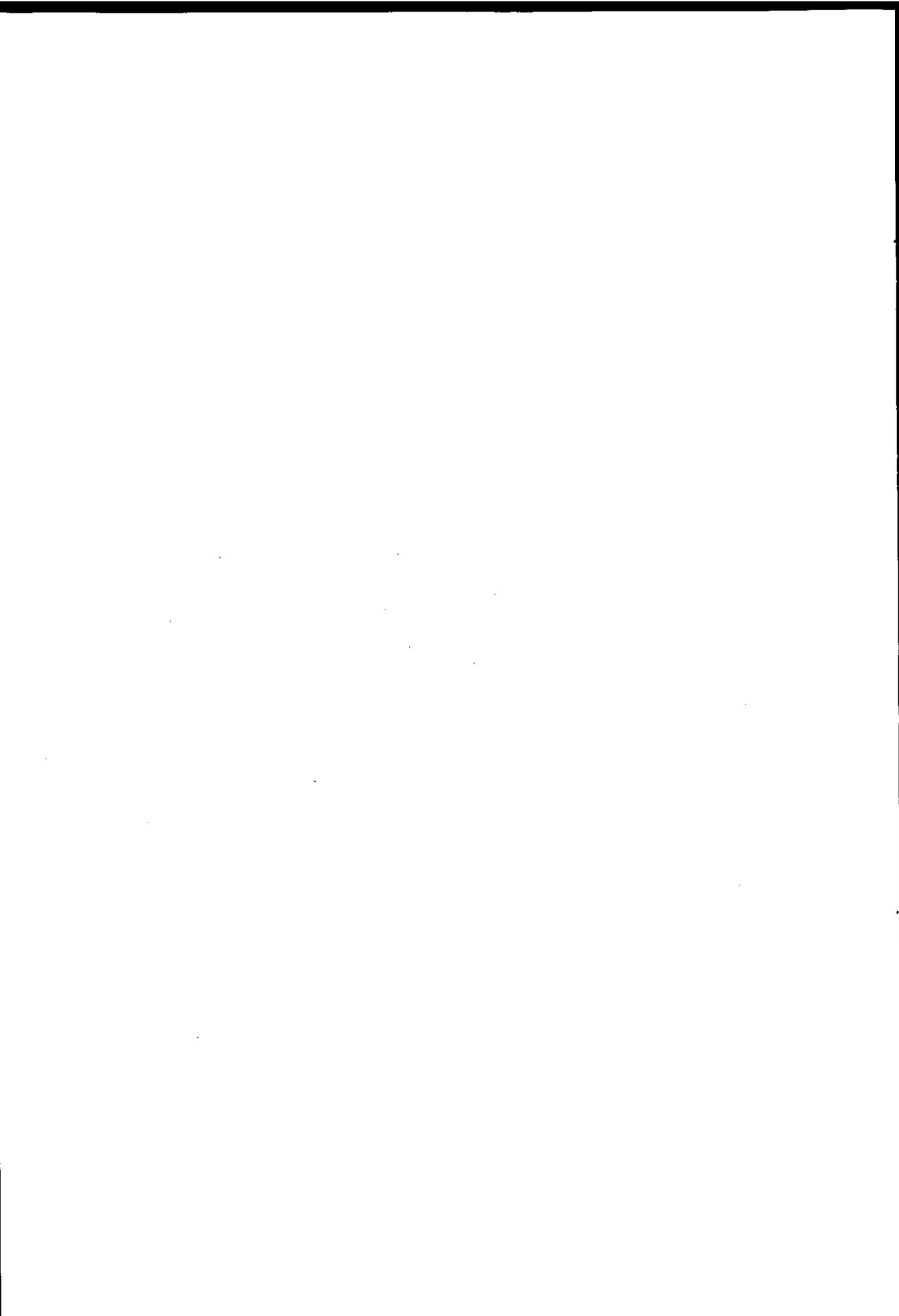
その他 (5)

旭川電気鉄道㈱
学校法人中西学園
㈱社会環境システム研究
所
日本電話施設㈱
広島建設工業㈱

計 94社

資 料 7

(社) 情報サービス産業協会「電気
通信事業法に係わる政省令の制定等
に関する要望書」(昭和60年3月)



昭和60年3月12日

郵政大臣

左 藤 恵 殿

社団法人 情報サービス産業協会

会長 谷 澤 一 郎

電気通信事業法に係わる政省令の 制定等に関する要望書

来る4月1日から施行されます電気通信事業法等は、通信回線利用制度の自由化および電気通信事業分野への自由競争制度の導入により、情報サービス産業の今後の発展に大きく寄与するものと評価しておりますが、今後の関連政省令の制定等に際しましては、法制定の主旨が十分生かされるよう配慮されることを強く要望いたします。

特に、特別第二種電気通信事業者は、本来不特定多数を対象とし、全国的、基幹的サービスを提供することを目的とする事業者であり、一般第二種電気通信事業者との切り分けに当たっては、この趣旨に沿い、限定目的のために特定者と結合する回線（専用回線等）は、設備規模の算定に含めるべきでないと考えます。また、算定を要する回線についても、電気通信事業法施行令案の算定方式から一步を進め、通信回線速度の如何にかかわらず、算定方式では同一のものとみなすことが適当と考えます。

さらに、従来の電電公社データ通信本部関連事業は、新電電会社では、本来分離別会社として運営されるべきであると考えますが、当面の運営においても、一般の第二種電気通信事業者との間に公正な競争が成り立つよう十分措置されることをお願いいたします。

以 上



資料 8

電氣通信事業法（抄）



電気通信事業法（抄）

（昭和59年12月25日法律第86号）

目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 電気通信事業

第1節 総則（第6条－第8条）

第2節 事業の許可等

第1款 第1種電気通信事業（第9条－第20条）

第2款 第2種電気通信事業（第21条－第30条）

第3節 業務（第31条－第40条）

第4節 電気通信設備（以下略）

第1款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第41条－第48条）

第2款 端末設備の接続等（第49条－第55条）

第5節 指定試験機関及び指定認定機関

第1款 指定試験機関（第56条－第67条）

第2款 指定認定機関（第68条－第72条）

第3章 土地の使用（第73条－第88条）

第4章 雑則（第89条－第99条）

第5章 罰則（第100条－第114条）

附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

- 2 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 3 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 4 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第1項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第9条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係わる事業を除く。）をいう。
- 5 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第9条第1項の許可を受けた者、第2条第1項の規定による届出をした者及び第24条第1項の登録を受けた者をいう。
- 6 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（検閲の禁止）

第3条 電気通信事業者の取扱中に係わる通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第4条 電気通信事業者の取扱中に係わる通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係わる通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（電気通信業務に関する条約）

第5条 電気通信事業に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第2章 電気通信事業

第1節 総 則

（事業の種類）

第6条 電気通信事業の種類は、第1種電気通信事業及び第2種電気通信事業とする。

- 2 第1種電気通信事業は、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）を設置して電気通信役務を提供する事業とする。
- 3 第2種電気通信事業は、第1種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

（利用の公平）

第7条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（重要通信の確保）

- 第8条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。
- 2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

第2節 事業の許可等

第1款 第1種電気通信事業

(第1種電気通信事業の許可)

- 第9条 第1種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様
 - (3) 業務区域
 - (4) 電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

- 第10条 郵政大臣は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。
- 1 その事業の提供に係わる電気通信役務がその業務区域における需要に照らし適切なものであること。
 - 2 その事業の開始によって、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。
 - 3 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 4 その事業の計画が確実かつ合理的であること。
 - 5 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

- 第11条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する者に対しては、第9条第1項の許可をしてはならない。
- 1 この法律又は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）若しくは電波法（昭和25年法律第131号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受ける

ことがなくなった日から2年を経過しない者

- 2 第19条第1項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 法人又は団体であつて、その役員のうち前2号の1に該当する者があるもの
- 4 日本の国籍を有しない人
- 5 外国政府又はその代表者
- 6 外国の法人又は団体
- 7 法人又は団体であつて、前3号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員_の3分の1以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が3分の1以上であるもの

(事業の開始の義務)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「第1種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

- 2 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。
- 3 郵政大臣は、第1種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第1項の期間を延長することができる。
- 4 第1種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第9条第1項の許可に係わる電気通信設備(郵政省令で定めるものを除く。)が第41条第1項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。
- 5 第1種電気通信事業者は、その事業(第2項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係わる事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第13条 第1種電気通信事業者は、第9条第2項第1号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信役務の種類等の変更)

第14条 第1種電気通信事業者は、第9条第2項第2号から第4号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第1種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
- 3 第10条及び第11条(第2号を除く。)の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第12条の規定は、第1項の場合（業務区域の減少の場合を除く。）に準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「第9条第1項」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第15条 第1種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- (1) その電気通信役務を効率的に提供するために当該委託を必要とする特別の事情があること。
- (2) 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第16条 第1種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第1種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第1種電気通信事業者たる法人と第1種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第1種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第10条及び第11条の規定は、前2項の認可について準用する。

4 第1種電気通信事業の全部の譲渡しがあり、又は第1種電気通信事業者たる法人の合併があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第1種電気通信事業者の地位を承継する。

（相 続）

第17条 第1種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が2人以上ある場合においては、この協議により定めた事業を承継すべき相続人。以下同じ。）が被相続人たる第1種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後60日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があった場合は、その期間の経過したとき又はその処分があったときに、第1種電気通信事業の許可は、その効力を失う。

3 第10条及び第11条の規定は、前項の認可について準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第18条 第1種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、1年を超える期間についてすることができない。

3 第1種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けな

ければ、その効力を生じない。

- 4 郵政大臣は、第1種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第1項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消し)

第19条 郵政大臣は、第1種電気通信事業者が次の各号の1に該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

- 1 第12条第1項の規定により指定した期間(同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。
 - 2 前号に規定する場合のほか、第1種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
 - 3 第11条各号(第2号を除く。)の1に該当するに至ったとき。
- 2 郵政大臣は、前項の規定により第9条第1項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消し)

第20条 郵政大臣は、第14条第1項の規定により第9条第2項第2号から第4号までの事項の変更の許可を受けた第1種電気通信事業者が、第14条第4項において準用する第12条第1項の規定により指定した期間(第14条第4項において準用する第12条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その認可を取り消すことができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第2款 第2種電気通信事業

(第2種電気通信事業の種類)

第21条 第2種電気通信事業の種類は、一般第2種電気通信事業及び特別第2種電気通信事業とする。

- 2 一般第2種電気通信事業は、特別第2種電気通信事業以外の第2種電気通信事業とする。
- 3 特別第2種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第2種電気通信事業であつて、当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第2種電気通信事業とする。

(一般第2種電気通信事業の届出)

第22条 一般第2種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様
- 2 前項の届出をした者（以下「一般第2種電気通信事業者」という。）は、同項第1号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
 - 3 一般第2種電気通信事業者は、第1項第2号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（一般第2種電気通信事業の譲渡し等）

- 第23条 一般第2種電気通信事業の全部の譲渡し又は一般第2種電気通信事業者について合併若しくは相続があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第2種電気通信事業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により一般第2種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
 - 3 一般第2種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
 - 4 一般第2種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合は、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（特別第2種電気通信事業の登録）

- 第24条 特別第2種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様
 - (3) 電気通信設備の概要
 - 3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

- 第25条 郵政大臣は、前条第1項の登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第2種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

- 1 前条第2項各号に掲げる事項
 - 2 登録年月日及び登録番号
- 2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなけ

ればならない。

(登録の拒否)

第26条 郵政大臣は、第24条第2項の申請書を提出した者が次の各号の1に該当するとき、又は当該申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 1 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 2 第28条第1項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 3 法人又は団体であつて、その役員のうち前2号の1に該当する者があるもの
 - 4 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者
- 2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第27条 特別第2種電気通信事業の登録を受けた者(以下「特別第2種電気通信事業者」という。)は、第24条第2項第2号又は第3号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係わる事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。
- 3 第24条第3項、第25条及び前条の規定は、第1項の変更登録について準用する。この場合において、第25条第1項中「次の事項」とあるのは「変更に係わる事項」と、前条第1項中「第24条第2項の申請書を提出した者が次の各号の1に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係わる当該申請書」と読み替えるものとする。
- 4 特別第2種電気通信事業者は、第24条第2項第1号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届け出があった場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第28条 郵政大臣は、特別第2種電気通信事業者が次の各号の1に該当するときは、第24条第1項の登録を取り消すことができる。

- 1 特別第2種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 2 不正の手段により第24条第1項の登録又は第27条第1項の変更登録を受けたとき。
- 3 第26条第1項各号(第2号を除く。)に該当するに至ったとき。

2 第26条第2項の規定は、郵政大臣が前項の取消しをした場合に準用する。

(登録の抹消)

第29条 郵政大臣は、次条において準用する第23条第3項若しくは第4項の規定による廃止若しくは解散の届け出があったとき、又は前条の規定により登録の取消しをしたときは、当該特別第2種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(準用)

第30条 第23条の規定は、特別第2種電気通信事業者について準用する。

第3節 業 務

(契約約款の認可等)

第31条 第1種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項及び第49条第1項又は第52条第1項第1号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係わるものを除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- (1) 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 第1種電気通信事業者及びその利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- (4) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。
- (5) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (6) 第8条第1項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第1種電気通信事業者は、第1項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

4 第1種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信役務の料金を減免することができる。

5 特別第2種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項に係わるものを除く。）について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約約款の揭示)

第32条 第1種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者は、前条第1項の認可を受けた契約約款（第49条第1項又は第52条第1項第1号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第111条第2号において同じ。）又は前条第5項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように揭示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項又は第5項の郵政省令で定める事項に係わる提供条件について準用する。

(会計の整理)

第33条 第1種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第34条 第1種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第35条 電気通信事業者は、第8条第2項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

第36条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第1種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第31条第1項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第1種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第1種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第1種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第1種電気通信事業者に対し、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第37条 郵政大臣は、一般第2種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者（以下この条において「第2種電気通信事業者」という。）の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第2種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第

2種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第2種電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第1種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第2種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)

第38条 第1種電気通信事業者は、他の第1種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第39条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に関する第1種電気通信事業者間の協議がととのわない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあった場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に関し、前条第1項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があった場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議がととのわないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第2項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第2項の裁定のあったときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がととのったものとみなす。

6 第2項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があったことを知った日から3月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第2項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定等の認可)

第40条 第1種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和60年4月1日から施行する。

(検 討)

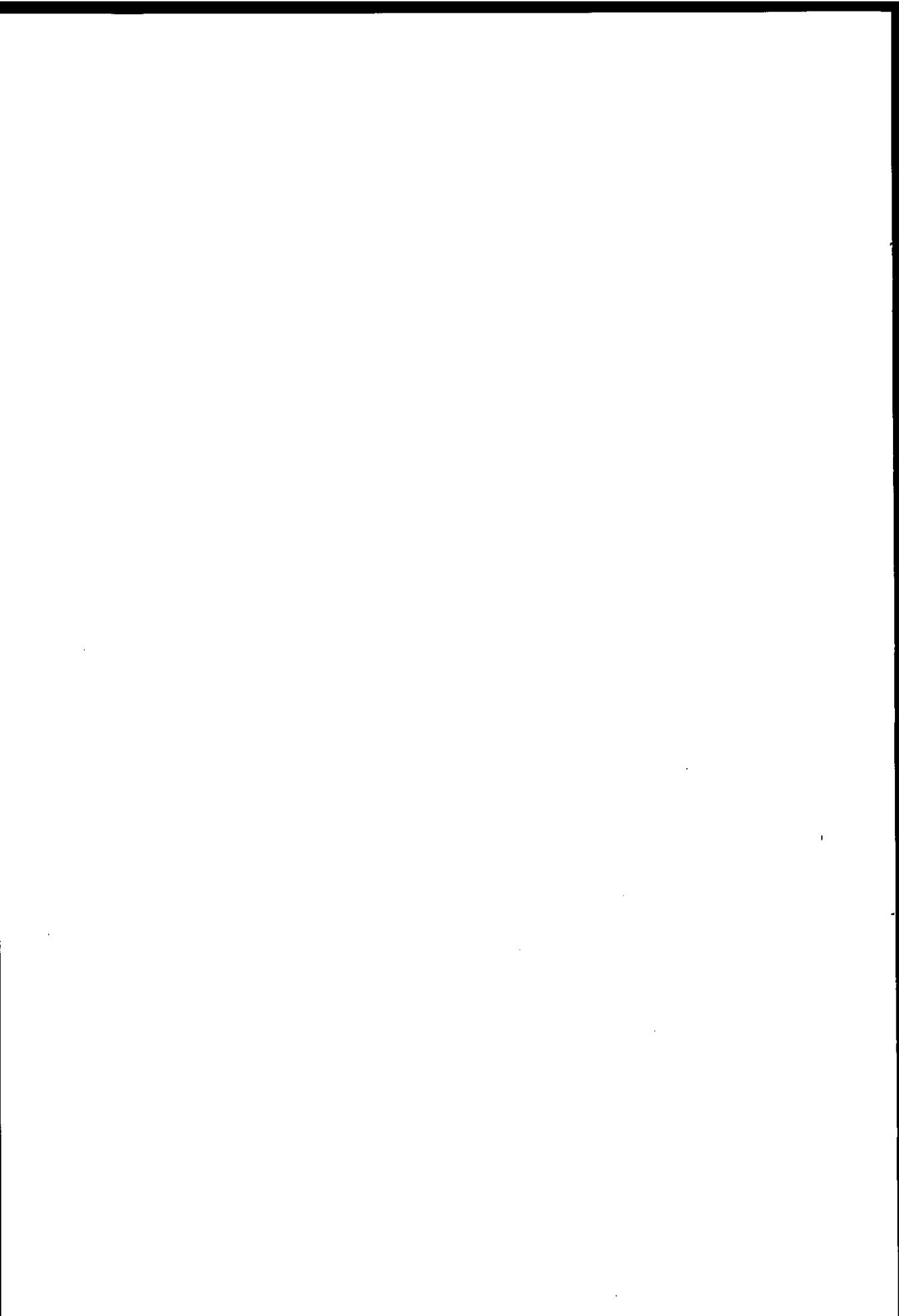
第2条 政府は、この法律の施行の日から3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第3条 公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)は、廃止する。

資料 9

日本電信電話株式会社法（抄）



日本電信電話株式会社法（抄）

（昭和59年12月25日法律第85号）

（目的及び事業）

第1条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに付帶する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（責務）

第2条 会社は、前条の事業を営むに当たっては、常に經營が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会經濟の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上發展に資するよう努めなければならない。

（事務所）

第3条 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第4条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の總数の3分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を發行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。轉換社債又は新株引受権附社債を發行しようとするときも、同様とする。

（政府保有の株式の処分）

第5条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

（商号の使用制限）

第6条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

（社債發行限度の特例）

第7条 会社は、商法（明治32年法律第48号）第297条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の4倍を超えてはならない。

（一般担保）

第8条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第9条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の変更等）

第10条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議（会社と第1種電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第 号）第6条第2項に規定する第1種電気通信事業をいう。）を営まない法人との合併であって、会社が存続するものについての決議を除く。）についての郵政大臣の認可は、同法第16条第2項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（事業計画）

第11条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第12条 会社は、毎営業年度終了後3月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

（重要な設備の譲渡等）

第13条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（監査役及び監査命令等）

第14条 会社の監査役は、3人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監督)

第15条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第16条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第17条 郵政大臣は、第4条第3項、第10条第1項(定款の変更の決議に係わるものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係わるものに限る。)、第11条又は第13条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

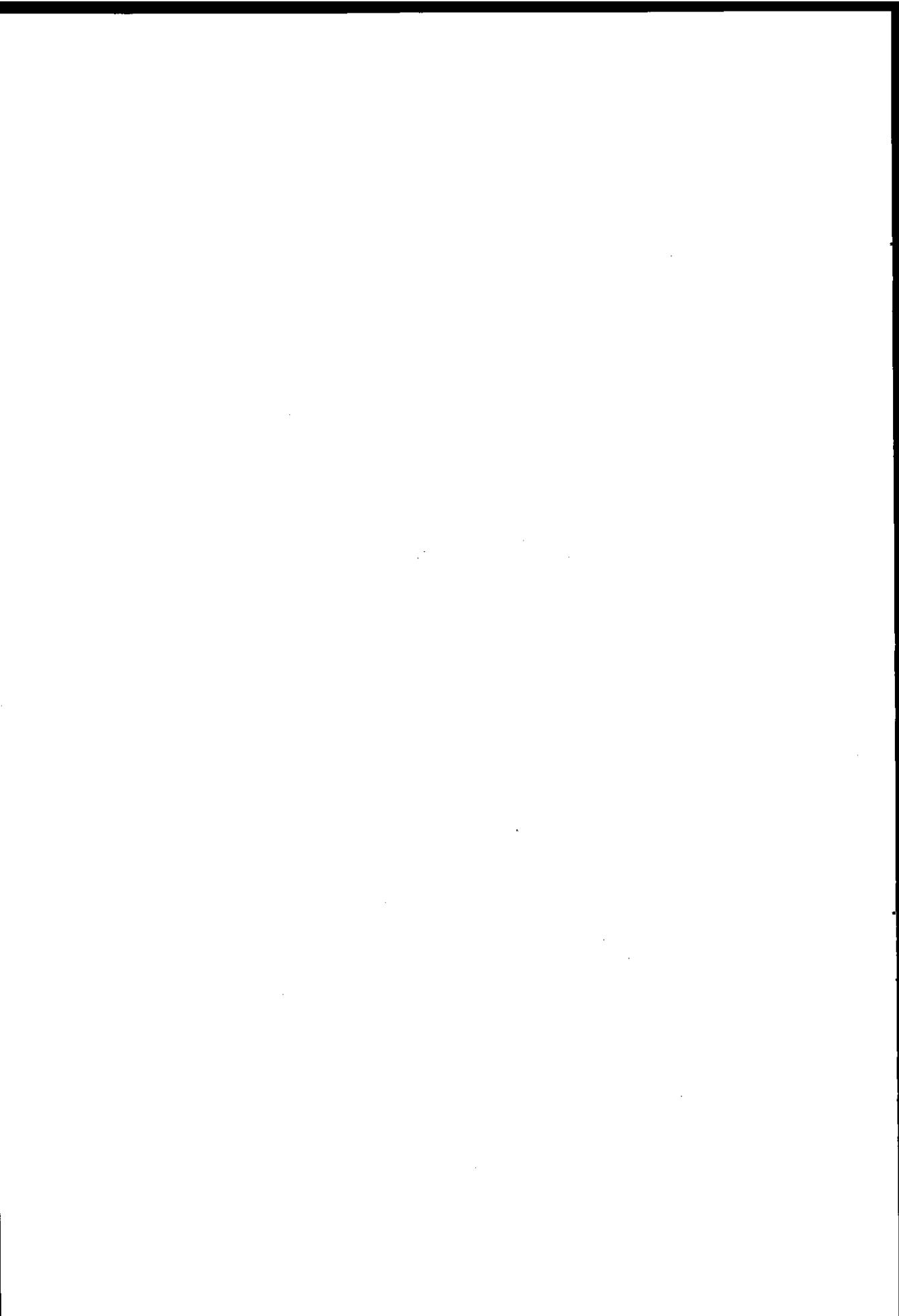
第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条及び第12条の規定は、昭和60年4月1日から施行する。

(会社の在り方の検討)

第2条 政府は、会社の成立の日から5年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



電気通信事業施行令（昭和60年4月1日政75）



電気通信事業法施行令

(昭和60・4・1政令第75号)

内閣は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第21条第3項、第77条第4項、第86条第4項、第93条及び第98条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別第2種電気通信事業の電気通信設備の規模の基準）

第1条 電気通信事業法（以下「法」という。）第21条第3項の政令で定める基準は、第2種電気通信事業者の設置する電気通信設備（当該第2種電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者（以下この項において「利用者」という。）の使用に係る端末設備を除く。以下この項において「設備」という。）に一端が接続される電気通信回線であって他の一端が利用者の使用に係る端末設備又は当該第2種電気通信事業者以外の者の設置する電気通信設備に接続されるもの（設備を相互に接続するためにのみ使用されるものを除く。）の数が1,200ビット毎秒の伝送速度の電気通信回線（次頁において「単位回線」という。）に換算して500であることとする。

二 前項に規定する換算は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 アナログ信号伝送用の電話回線（電話の役務を提供するために用いられる電気通信回線という。以下この項において同じ。）については、単位回線1回線に換算する。
- 2 電話回線以外のアナログ信号伝送用の電気通信回線のうち、周波数帯域の幅が4キロヘルツ以下である回線については、単位回線2回線に換算する。
- 3 電話回線以外のアナログ信号伝送用の電気通信回線のうち、周波数帯域の幅が4キロヘルツを超える回線については、周波数帯域の幅4キロヘルツ当たり（4キロヘルツに満たない端数は、切り捨てるものとする。）単位回線2回線に換算する。
- 4 デジタル信号伝送用の電気通信回線については、各の回線のビット毎秒を単位として表される伝送速度（12,000ビット毎秒を超える伝送速度の回線にあっては、12,000ビット毎秒とする。）の総和を1,200で除して得られる商（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）により単位回線に換算する。

（土地等の使用の対価の額の基準）

第2条 法第77条第2項第5号の対価の額の基準は、別表第1のとおりとする。

（保護区域内の禁止漁業等）

第3条 法第86条第4項の政令で定める漁業は、次に掲げる漁業とする。ただし、第1号から第4号までに掲げる漁業にあっては、動力船により漁具をえい航するものに限る。

- 1 底びき網漁業
 - 2 空釣り漁業
 - 3 鉤^{くわ}引漁業
 - 4 搔^{そうはく}剥漁業
 - 5 まで突き漁業
- 二 法第86条第4項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。
- 1 国、漁港の所在地の地方公共団体若しくは漁港を地区内に有する水産業協同組合が漁港法（昭和25年法律第137号）第4条に規定する漁港修築事業を施行する場合、同法第34条第1項の規定による漁港管理規程に基づく行為を行う場合又は同法第39条第1項若しくは第5項から第8項までの規定による許可その他の処分を受けた者若しくは同条第4項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合
 - 2 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項若しくは第21条第1項若しくは第2項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第10条第2項若しくは第13条第2項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合
 - 3 運輸大臣若しくは港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第1項に規定する港湾管理者が同条第7項に規定する港湾工事を施行する場合、運輸大臣が同条第8項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第37条第1項、第43条の8第2項若しくは第56条第1項の規定による許可を受けた者（同法第37条第3項（同法第43条の8第4項及び第56条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第56条の4第1項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合
 - 4 運輸大臣が飛行場、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設若しくは同法第96条第1項の規定による指示を与えるための管制施設を設置し、若しくはその施設に変更を加える場合又は同法第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づく行為を行う場合
 - 5 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の管理者が道路の管理を行う場合又は同法第21条、第22条第1項、第24条若しくは第71条第1項若しくは第2項の規定による命令その他の処分を受けた者が当該命令等に基づく行為を行う場合
 - 6 河川法（昭和39年法律第167号）第24条から第27条まで又は第75条の規定による許可その他の処分を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

- 7 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行者が当該事業に係る工事を施行する場合
（関係行政機関の長との協議等）

第4条 法第93条の政令で定める郵政省令は、第2種電気通信事業に関し定められる次に掲げる郵政省令とする。

- 1 法第41条第1項の郵政省令
- 2 法第43条第1項の郵政省令
- 3 法第49条第1項の郵政省令（技術基準を定めるものに限る。）
- 4 法第52条第1項第1号の郵政省令
- 5 法第71条第2項の郵政省令（技術基準適合認定の方法を定めるものに限る。）

二 法第93条の政令で定める命令その他の処分は、第2種電気通信事業に関し行われる次に掲げる命令その他の処分とする。

- 1 法第26条第1項の規定に基づく登録の拒否
- 2 法第37条の規定に基づく命令
- 3 法第40条の規定に基づく認可
- 4 法第42条の規定に基づく命令

三 法第93条の政令で定める届出は、次に掲げるものとする。

- 1 法第22条の規定に基づく届出
- 2 法第31条第5項の規定に基づく届出

四 郵政大臣は、第2種電気通信事業に関し、第1項各号の郵政省令を定め、又は第2項各号の命令その他の処分を行う場合には、通商産業大臣その他の関係行政機関の長と協議するものとする。

五 郵政大臣は、第3項各号の届出又は法第24条第2項の規定に基づく登録の申請若しくは法第27条第2項の規定に基づく変更登録の申請があった場合には、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に通知するものとする。

（手数料）

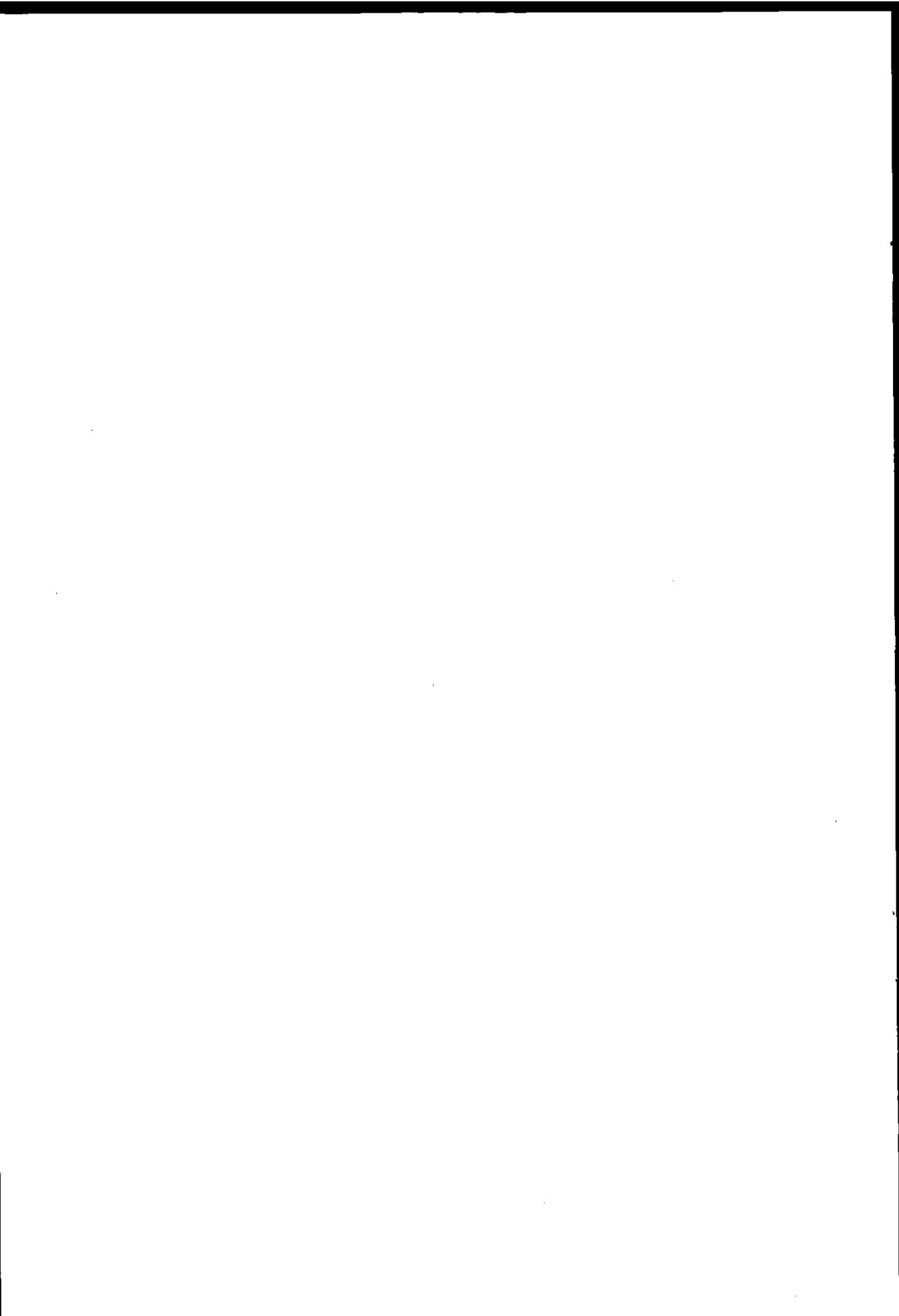
第5条 法第98条第1項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第1条に規定する特別第2種電気通信事業の電気通信設備の規模の基準については、第2種電気通信事業において用いられる電気通信回線設備の信号伝送方式に相当の変化が生じた場合

には、速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（別表略）

電気通信事業法施行規則（昭和60年9月1日郵25）



電気通信事業法施行規則

(昭和60.4.1 郵政省令第25号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 第1種電気通信事業(第3条-第32条)
- 第3章 第2種電気通信事業(第33条-第40条)
- 第4章 土地の使用(第41条-第54条)
- 第5章 雑則(第55条-第69条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 第1種電気通信事業

(事業の許可申請)

第3条 法第9条第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

二 法第9条第2項第2号の電気通信役務の種類は次の表のとおりとする。

| 電気通信役務の種類 | 内 容 |
|-----------|--|
| 電 話 | 音声を送信交換するための電気通信設備(概ね4キロヘルツ帯域のアナログ信号の伝送交換を目的とする電気通信設備)を用いて、主として音声を対象とする通信を行う電気通信役務 |
| 電 信 | 文言を送信交換するための電気通信設備(50ビット毎秒の速度で伝送交換する電気通信設備)を用いて、文言のみを対象とする通信を行う電気通信役務 |
| 専 用 | 特定の者に電気通信設備(データ通信設備を除く。)を専用させる電気通信役務 |

| 電気通信役務の種類 | 内 容 |
|-----------|---|
| データ通信 | データ通信設備（電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等（電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器をいう。）からなる電気通信設備をいう。）を他人の通信の用に供する電気通信役務 |
| デジタルデータ伝送 | デジタル方式により主としてデータを伝送交換する電気通信役務（電信及びデータ通信を除く。） |
| 無線呼出し | 無線によって携帯受信設備の携帯者を呼び出す電気通信役務 |
| そ の 他 | 前各号以外の電気通信役務 |

三 法第9条第3項の事業計画書は、様式第2によるものとする。

四 法第9条第3項の郵政省令で定める書類は、次のとおりとする。

1. 事業開始予定の日以降5年内の日を含む毎事業年度における様式第3の事業収支見積書
2. 業務区域の境界を明示した縮尺5万分の1の地形図
3. 他の第1種電気通信事業者と第1種電気通信設備の接続又は共用を行う場合は、その者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
4. 電気通信業務の一部を委託する場合は、受託者との契約の写し又はその計画を記載した書類
5. 電気通信設備を設置するための土地、建物、その他の工作物の調達の方法及びその見込みを記載した書類
6. 主たる技術者（電気通信主任技術者として選任する予定の者がある場合は、その者）の履歴書
7. 伝送路設備（中継系設備に限る。）及び交換設備その他主要設備配置図
8. 電気通信回線設定一覧表
9. 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
10. 申請者が既存の法人であるときは、次の書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
11. 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

12. 申請者が法人格なき組合であるときは、次に掲げる書類

- イ 組合契約書の写し
- ロ 組合員の資産目録
- ハ 組合員の履歴書

13. 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

- イ 資産目録
- ロ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
- ハ 履歴書

14. 申請者が地方公共団体であるときは、第1種電気通信事業を営むことについての議会の会議録の写し

15. 法第11条の各号に該当しないことを示す書類

16. 電気通信設備の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

（間接に占められる議決権の割合）

第4条 法第11条第7号の郵政省令で定める割合は、当該法人又は団体の議決権の割合の10分の1以上を占める他の法人又は団体（以下単に「他の法人又は団体」という。）が、直接占める当該法人又は団体の議決権の割合に、外国法人等（同条第4号から第6号に掲げる者であって、当該他の法人又は団体の議決権の割合の10分の1以上を占めるものをいう。以下この条において同じ。）の当該他の法人又は団体に対する議決権の割合（外国法人等が2以上あるときは、当該2以上の外国法人等の議決権の割合を合算したものとす。）を乗じて計算した割合とする。この場合において、当該他の法人又は団体が2以上あるときは、当該議決権の割合は、当該2以上の他の法人又は団体につきそれぞれ計算して合算したものとす。

（事業開始の指定期間の延長）

第5条 法第12条第3項（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第4の申請書により行わなければならない。

（技術基準適合確認の手続）

第6条 法第12条第4項（法第14条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の技術基準に適合することについて確認（以下「技術基準適合確認」という。）を受けようとする者は、様式第5の申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。

1. 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図及びこれらの接続構成図
2. 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

3. 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書
4. 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書
5. 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書
6. 停電対策措置に関する説明書
7. 線路設備における誘導対策措置に関する説明書
8. 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書
9. 屋外設備の設置に関する説明書
10. 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書
11. 交換設備及び伝送路設備における了解性漏話対策措置に関する説明書
12. 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書
13. 電気通信設備と利用者又は他の第1種電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置状況に関する説明書
14. 電気通信設備と利用者又は他の第1種電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書
15. 前号の分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書
16. アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第26条のアナログ電話用設備をいう。以下同じ。）における端末設備等の接続条件に関する説明書及び試験結果
17. アナログ電話用設備における通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書
18. アナログ電話用設備における接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書
19. 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧
20. その他前各号を補足するために必要な資料
(技術基準適合確認を要しない設備)

第7条 法第12条第4項の郵政省令で定める技術基準適合確認を要しない電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当する電気通信設備とする。

1. 既に技術基準適合確認を受けた電気通信設備を既に技術基準適合確認を受けた方法により設置した場合（アナログ電話用設備にあつては、通話品質及び接続品質を劣化させることになる場合を除く。）
2. 既に技術基準適合確認を受けた電気通信設備を変更することなく、提供する電気通信役務の種類を変更する場合（従来アナログ電話用設備に該当するものでなかったものが当該変更

によりアナログ電話用設備に該当するものとなる場合を除く。)

3. 法第50条第1項の技術基準適合認定を受けた端末機器を第1種電気通信事業者が設置し、かつ、自己の事業の用に供する電気通信回線設備に接続する場合
(事業開始の届出)

第8条 法第12条第5項の規定による届出をしようとする者は、様式第6の届出書を提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第9条 法第13条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第7の届出書を提出しなければならない。

(変更の許可)

第10条 法第14条第1項の変更の許可を受けようとする者は、様式第8の申請書に、次に掲げる場合に依りて各号に定める書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

1. 電気通信役務の種類又は態様の変更の場合

- イ 電気通信役務の種類又は態様の区分を追加する場合は、変更の日以降5年内の日を含む毎年度におけるその種類又は態様の区分ごとの需要の見込み及び提供の計画を記載した書類
- ロ 変更予定の日以降5年内の日を含む毎事業年度における様式第3による事業収支見積書
- ハ 当該変更に係る電気通信業務の一部を委託し、又はその委託の内容を変更する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ニ 申請者が地方公共団体である場合は、当該変更についての議会の会議録の写し

2. 業務区域の変更の場合

- イ 業務区域が増加する場合は、増加する区域に対し電気通信役務の提供を開始する日以降5年内の日を含む毎年度におけるその区域内の電気通信役務の種類及び態様の区分ごとの需要の見込み及び提供の計画を記載した書類
- ロ 業務区域が増加する場合は、所要資金の額並びに調達方法及び返済計画を記載した書類
- ハ 業務区域が増加する場合は、増加する区域に対し電気通信役務の提供を開始する日以降5年内の日を含む毎事業年度における様式第3の事業収支見積書
- ニ 増加し、又は減少する業務区域の境界を明示した縮尺5万分の1の地形図
- ホ 申請者が地方公共団体である場合は、供給区域の変更についての議会の会議録の写し

3. 電気通信設備の概要の変更の場合

- イ 変更に伴う工事が完了する日(設備の廃止の日)以降5年内の日を含む毎年度における当該変更に係る業務区域に関する需要の見込みを記載した書類
- ロ 所要資金並びに調達方法及び返済計画を記載した書類

ハ 変更に係る電気通信設備の建設計画に関する次の事項を記載した書類

- (1) 概要（主要な設備に限る。）
- (2) 工程（主要な設備に限る。設備の廃止の場合は、廃止の期日を記載した書類）
- (3) 工事費の概算

ニ 当該変更に伴い、他の第1種電気通信事業者と電気通信設備の接続若しくは共用を行う場合又は接続若しくは共用の内容を変更する場合は、その者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

ホ 変更（設備の廃止の場合を除く。）に係る電気通信設備を設置するための土地、建物、その他の工作物の調達の方法及びその見込みを記載した書類

ヘ 変更に係る伝送路設備（中継系設備に限る。）及び交換設備その他主要設備の配置図

ト 電気通信回線設定一覧表

チ 変更について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可書等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

（軽微な変更）

第11条 法第14条第1項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

1. 電気通信役務の態様の変更にあつては、その区分を変更しないもの
2. 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの

イ 端末系伝送路設備については、設置数のみの変更であつて、当該変更によりその設備の設置の区域ごとの数（事業の許可（変更の許可があつた場合は、当該変更の許可）に係る数をいう。）と同数以上の増加又はその20%以上の減少とならないもの及び当該設備の種類の変更に伴う設置数の変更

ロ 中継系伝送路設備については、伝送能力のみの変更であつて、当該変更によりその設備の設置の区間ごとの伝送能力（事業の許可（変更の許可があつた場合は、当該変更の許可）に係る伝送能力をいう。）の20%以上の変更とならないもの及び当該設備の種類の変更に伴う伝送能力の変更

ハ 交換設備にあつては、収容可能回線数のみの変更であつて、当該変更により収容可能回線数（事業の許可（変更の許可があつた場合は、当該変更の許可）に係る収容可能回線数をいう。）の60%以上の増加又は20%以上の減少とならないもの

3. 特定地域において臨時的に変更するもの

（軽微な変更の届出）

第12条 法第14条第2項の規定による届出は、様式第9により行うものとする。

（業務の委託の認可申請）

第13条 法第15条の認可を受けようとする者は、様式第10の申請書に、次の書類を添えて提出

しなければならない。

1. 受託者が第1種電気通信事業者以外の者であるときは、法第11条の各号に該当しないことを示す書類
2. 委託契約書の写し
3. 委託費その他委託の実施方法に関する細目を記載した書類
(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第14条 法第16条第1項の認可を受けようとする者は、様式第11の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡しに関する契約書の写し
2. 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
3. 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
4. 譲受人の譲受けの日以降5年内の日を含む毎年度における様式第3の事業収支見積書
5. 譲受人が第1種電気通信事業者以外の法人であるときは、次の書類
 - イ その法人の定款又は寄附行為
 - ロ 登記簿の謄本
 - ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
 - ニ 役員又は社員の名簿及び履歴書
6. 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次の書類
 - イ その法人の定款又は寄附行為
 - ロ 役員となるべきものの名簿及び履歴書
7. 譲受人が第1種電気通信事業者以外の法人格なき組合であるときは、次の書類
 - イ 組合契約書の写し
 - ロ 組合員の資産目録
 - ハ 組合員の名簿及び履歴書
8. 譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し
9. 譲受人が第1種電気通信事業者以外の者であるときは、法第11条の各号に該当しないことを示す書類
10. 譲渡しに係る電気通信事業に属する電気通信設備の譲渡し又は譲受けについての行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し(承認又は許可の申請をしている場合はその申請書の写し)又はその手続の状況を記載した書類
(合併の認可申請)

第15条 法第16条第2項の認可を受けようとする者は、様式第12の申請書に、次の書類を添え

えて提出しなければならない。

1. 合併に関する契約書の写し
2. 合併の条件に関する説明書
3. 合併の日以降5年内の日を含む毎年度における様式第3の事業収支見積書
4. 当事者の一方が第1種電気通信事業者以外の者であるときは、その者の定款、登記簿の謄本並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
5. 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書並びに当該法人について法第11条第1号第2号、第3号又は第7号に該当しないことを示す書類
6. 合併しようとする法人に属する電気通信設備に関し合併について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可書等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

（相続の認可申請）

第16条 法第17条第2項の認可を受けようとする者は、様式第13の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 申請者と被相続人との続柄を証する書類
2. 申請者の履歴書及び資産目録
3. 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
4. 申請者について法第11条の第1号、第2号、第4号又は第5号に該当しないことを示す書類

（事業の休止及び廃止の認可申請）

第17条 法第18条第1項の許可を受けようとする者は、様式第14の申請書に、次の書類（事業の全部を廃止する場合を除く。）を添えて提出しなければならない。

1. 休止し、又は廃止する事業に係る業務区域の境界を明示した縮尺5万分の1の地形図
2. 休止し、又は廃止する事業に係る電気通信設備の概要を記載した書類
3. 休止又は廃止の日以降5年内の日を含む毎年度における様式第3の事業収支見積書

（法人の解散決議等の認可申請）

第18条 法第18条第3項の認可を受けようとする者は、様式第15の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

（契約約款の認可の申請）

第19条 法第31条第1項の認可（変更の場合を除く。）を受けようとする者は、様式第16の申請書に、契約約款の案及び次の事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

1. 法第32条第2項の規定に基づき揭示することとなる提供条件
2. 料金又は利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明
3. 契約約款の実施の日以降5年内の日を含む毎事業年度における申請に係る電気通信役務の収支見積り

第20条 法第31条第1項の変更の認可を受けようとするものは、様式第16の申請書に、次の事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号の事項は、契約約款の変更が料金又は利用者の負担となるべき金額に係る場合に限る。

1. 法第32条第2項の規定に基づき揭示することとなる提供条件
2. 料金又は利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明
3. 変更後の契約約款の実施の日以降5年内の日を含む毎事業年度における申請に係る電気通信役務の収支見積り
4. 契約約款の新旧対照
(契約約款の認可を要しない提供条件)

第21条 法第31条第1項の郵政省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

1. 電気通信役務の名称及び内容
2. 電気通信役務の提供区域又は提供区間
3. 電気通信役務に関する料金。ただし、次の料金を除く。
 - イ 利用者の範囲が限定されている電気通信役務に関する料金
 - ロ 利用頻度の少ない電気通信役務に関する料金
 - ハ 手数料その他これに類する料金
4. 第1種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
5. 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
6. 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
7. 法第8条第1項の重要通信の取扱方法
8. 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
9. 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件又は第1種電気通信事業者及び利用者の責任に関する事項があるときは、その事項
10. 有効期間を定めるときは、その期間
(料金減免の基準)

第22条 法第31条第4項の郵政省令で定める電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信の減免とする。ただし、第8号に掲げる通信にあっては、当該電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減額することができるものとする。

1. 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する通信

2. 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する通信
3. 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命又は財産の危険を通報する通信
4. 船舶内に傷病者の医療について指示を受けるために発信する通信及びその返信のための通信
5. 災害に際し罹災者より行う通信及び第1種電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信
6. 警察機関に犯罪について通報する通信
7. 消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通信
8. 警察法（昭和29年法律第162号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が1の題号について8,000部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう）若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であって専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

（接続協定等の認可の申請）

第23条 法第38条第1項の認可を受けようとする者は、様式第17の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 協定書の写し
2. 当事者が取得し若しくは負担すべき金額及びその清算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類
3. 接続又は共用の概要を示す図
4. 変更の認可申請の場合は、協定の新旧を対照した書類

（接続等に係る申立て）

第24条 法第39条第1項の申立てをしようとする者は、様式第18の申立書を提出しなければならない。

（接続等に係る裁定の申請）

第25条 法第39条第2項の裁定を申請しようとする者は、様式第19の申請書を提出しなければならない。

（外国政府等との協定等の認可の申請）

第26条 法第40条の認可を受けようとする第1種電気通信事業者は、様式第20の申請書に、

次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 協定書又は契約書の写し
2. 協定の実施方法の細目を記載した書類
3. 変更の認可申請の場合は、協定等の新旧を対照した書類
(外国政府等との協定等における重要事項)

第 27 条 法第 40 条の郵政省令で定める重要な事項であつて第 1 種電気通信事業に係るものは、次のとおりとする。

1. 電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び態様
2. 前号に規定するもののほか、電気通信役務の提供に著しい影響を及ぼすと認められる事項
(管理規程)

第 28 条 法第 43 条第 1 項の規定による届出をしようとする第 1 種電気通信事業者は、様式第 21 の届出書に、管理規程を添えて行わなければならない。

2. 法第 43 条第 2 項の規定による届出をしようとする第 1 種電気通信事業者は、様式第 22 の届出書を提出しなければならない。

第 29 条 法第 43 条第 1 項の規定に基づき第 1 種電気通信事業者の定める管理規程は、次のとおりとする。

1. 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
2. 電気通信主任技術者が疾病、事故その他の事由によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
3. 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する教育に関すること。
4. 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
5. 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。
6. 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
7. 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の報告、記録及び措置に関すること。
8. 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
9. その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項
(技術的条件の認可)

第 30 条 法第 49 条第 1 項及び第 52 条第 1 項第 1 号の規定に基づき郵政大臣の認可を受けて技術的条件を定めようとする者は、様式第 23 の申請書に、その案を添えて提出しなければならない。

(利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

第 31 条 法第49条第 1 項の郵政省令で定める場合は、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続が著しく不適當なもの(法第 31 条第 1 項の認可を受けた場合のものに限る。)の接続の請求を受けた場合とする。

(端末設備の接続の検査)

第 32 条 法第 51 条第 1 項の郵政省令で定める場合は、次のとおりとする。

1. 端末設備を同一の構内において移動するとき。
2. 通話の用に供しない端末設備又は網制御に関する機能を有しない端末設備を増設し、取り替え、又は改造するとき。
3. 防衛庁が、第 1 種電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第 49 条第 1 項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。
4. 第 1 種電気通信事業者が、その端末設備の接続につき検査を省略しても法第49条第 1 項の技術基準に適合しないおそれがないと認められる場合であって、検査を省略することが適当であるとしてその旨を定め公示したものを接続するとき。
5. 第 1 種電気通信事業者が法第 49 条第 1 項の規定に基づき郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること(同項に規定する技術基準に適合していることを含む。)について、郵政大臣が別に告示して指定する者が認定した端末機器を接続したとき。

二 法第 51 条第 2 項の郵政省令で定める場合は、次のとおりとする。

1. 第 1 種電気通信事業者が、利用者の営業時間外及び日没から日出までの間において検査を受けるべきことを求めるとき。
2. 防衛庁が、第 1 種電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第49条第 1 項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。

第 3 章 第 2 種電気通信事業

(一般第 2 種電気通信事業の届出)

第 33 条 法第22条第 1 項の規定による一般第 2 種電気通信事業の届出は、様式第24の届出書書に、様式第25の書類を添えて行うものとする。

二 法第22条第 1 項第 2 号の電気通信役務の種類は、次の表のとおりとする。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 音声伝送役務 | 音声を伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| 画像伝送役務 | 画像を伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| データ伝送役務 | データを伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| 複 合 役 務 | 前各号以外の電気通信役務 |

三 法第22条第2項の規定による同条第1項第1号の事項の変更の届出は、様式第26の届出書により行うものとする。

四 法第22条第3項の規定による同条第1項第2号の事項の変更の届出は、様式第27の届出書により行うものとする。

五 法第22条第3項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更は、電気通信役務の態様のうち提供区域の変更であって変更に係る都道府県の数が5を超えないものとする。

(一般第2種電気通信事業者の地位の承継等の届出)

第34条 法第23条第2項の規定による地位の承継の届出は、様式第28の届出書により行うものとする。

二 法第23条第3項の規定による休止又は廃止の届出は、様式第29の届出書により行うものとする。

三 法第23条第4項の規定による解散の届出は、様式第30の届出書により行うものとする。

(特別第2種電気通信事業の登録申請)

第35条 第24条第4項の申請は、様式第31によるものとする。

二 法第24条第2項第2号の電気通信役務の種類は、次の表のとおりとする。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 音声伝送役務 | 音声を伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| 画像伝送役務 | 画像を伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| データ伝送役務 | データを伝送交換することを主たる目的とする電気通信役務 |
| 複 合 役 務 | 前各号以外の電気通信役務 |

三 法第24条第3項の事業計画書は、様式第32によるものとする。

四 法第24条第3項の郵政省令で定める書類は、次のとおりとする。

1. 主たる技術者（電気通信主任技術者として選任する予定の者がある場合は、その者）の履歴書

2. 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類。ただし、ロ及びハに掲げるものについては、金融機関が発行する当該法人の資金調達能力を示す書類又はこれに準ずる書類をもって代えることができる。

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

- ロ 最近の事業年度における貸借対照表
- ハ 最近の三事業年度における損益計算書
- 3. 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 金融機関が発行する当該法人を設立しようとする者の資金調達能力を示す書類又はこれに準ずる書類
- 4. 法第26条第1項第1号から第3号までに該当しないことを示す様式第33の書類
(変更登録等)

第36条 法第27条第1項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 1. 電気通信役務の態様のうち提供区域の変更であって、変更に係る都道府県の数を超えないもの。
 - 2. 電気通信設備の変更であって、その変更に伴う当該設備の回線収容能力(当該第2種電気通信事業の用に供される電気通信設備の電気通信回線の収容能力をいう。)の増加又は減少が1,200ビット毎秒の伝送速度の電気通信回線に換算して250回線を超えないもの
- 二 法第27条第2項の変更登録の申請書は、様式第34によるものとする。
- 三 法第27条第4項の規定による変更の届出は、様式35の届出書により行うものとする。
(特別第2種電気通信事業者の地位の承継等の届出)

第37条 法第30条において準用する法第23条第2項の規定による地位の承継の届出は、様式第36の届出書により行うものとする。

- 二 法第30条において準用する法第23条第3項の規定による休止又は廃止の届出は、様式第37の届出書により行うものとする。
- 三 法第30条において準用する法第23条第4項の規定による解散の届出は、様式第38の届出書により行うものとする。
(契約約款の届出を要しない提供条件)

第38条 法第31条第5項の郵政省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

- 1. 電気通信役務の名称及び内容
- 2. 電気通信役務の提供区域
- 3. 電気通信役務に関する料金(軽微なものを除く。)
- 4. 特別第2種電気通信事業者及び利用者の責任に関する事項
- 5. 法第8条第1項の重要通信の取扱方法
- 6. 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- 7. 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件又は第1種電気通信事業者及び利用者の責任に関する事項があるときは、その事項

8. 有効期間を定めるときは、その期間

(特別第2種電気通信事業者の外国政府等との協定)

第39条 法第40条の郵政省令で定める重要な事項であつて、特別第2種電気通信事業者に関するものは、電気通信事業を行う外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の国際電気通信役務の提供に関する提携とする。

(準用)

第40条 第22条(第8号を除く。)、第26条、第28条及び第29条の規定は、特別第2種電気通信事業者について準用する。

第4章 土地の使用

(土地等の使用の認可の申請)

第41条 第1種電気通信事業者は、法第73条第1項の認可を受けようとするときは、様式第39の申請書を、その土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下単に「土地等」という。)の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第42条 第1種電気通信事業者及び土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)は、法第73条第1項の規定による協議が調った場合において、同条第5項の届出をしようとするときは、その協議が調った日から10日以内に、様式第40の届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第43条 第1種電気通信事業者は、法第74条第1項の裁定を申請しようとするときは、様式第41の申請書の正本1通及び副本1通(使用しようとする土地等が所在する市町村が2以上であるときは、その数と同数)にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあつては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

二 前項及び第45条の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区」と、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては「区」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合」とする。

(土地等の一時使用等の許可の申請)

第44条 第1種電気通信事業者は、法第78条第2項(法第79条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けようとするときは、様式第42の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(植物の伐採等の許可の申請)

第 45 条 第 1 種電気通信事業者は、法第 81 条第 1 項の許可を受けようとするときは、様式第 43 の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(損失補償の裁定の申請)

第 46 条 第 1 種電気通信事業者又は損失を受けた者は、法第 82 条第 2 項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から 6 月以内に、様式第 44 の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(線路の移転等の裁定の申請)

第 47 条 第 1 種電気通信事業者又は土地等の所有者は、法第 83 条第 3 項の裁定を申請しようとするときは、様式第 45 の申請書の正本一通及び副本一通(線路の設置されている土地等が所在する市町村が 2 以上であるときは、その数と同数)を都道府県知事に提出しなければならない。

(公用水面の使用に係る認可の申請)

第 48 条 第 1 種電気通信事業者は、法第 85 条第 3 項の認可を受けようとするときは、様式第 46 の申請書の正本一通及び副本一通(同条第 2 項の通知を発した関係都道府県知事が 2 人以上であるときは、その数と同数)を郵政大臣に提出しなければならない。

(水底線路の保護区域の指定の申請等)

第 49 条 第 1 種電気通信事業者は、法第 86 条第 1 項の規定による保護区域の指定を受けようとするときは、様式第 47 の申請書に水底線路の位置を表示する図面を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

二 第 1 種電気通信事業者は、法第 86 条第 1 項の規定により指定された保護区域について、その指定を要しなくなったときは、速やかにその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(陸標の設置)

第 50 条 第 1 種電気通信事業者は、保護区域の指定があった日から 2 週間以内に、法第 86 条第 3 項の陸標を水底線路の陸揚地点の付近に、その保護区域が示されるように設置しなければならない。

二 前項の陸標の形式は、様式第 48 のとおりとする。

(陸標の位置の公告)

第 51 条 第 1 種電気通信事業者は、保護区域の指定があった日から 3 週間以内に、前条の陸標の位置を日刊新聞紙への掲載その他関係漁業者等に周知されるような方法により、公告しなければならない。

(保護区域の指定の解除による陸標の撤去等の措置)

第 52 条 第 1 種電気通信事業者は、保護区域の指定の廃止があったときは、速やかに陸標を撤

去しなければならない。

二 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(標識の形式)

第 53 条 法第 88 条の浮標に掲げる標識の形式は、様式第 49 のとおりとする。

(水底線路の敷設等による航行禁止の範囲)

第 54 条 法第 88 条の郵政省令で定める範囲は次のとおりとする。

1. 水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものからの範囲

イ 航行する船舶が総トン数 1 万トン以上の場合にあつては、1,000メートル

ロ 航行する船舶がイ以外の場合にあつては、750メートル

2. 敷設又は修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてあるものからの範囲

イ 航行する船舶が総トン数 1 万トン以上の場合にあつては、400メートル

ロ 航行する船舶がイ以外の場合にあつては、300メートル

二 水底線路の敷設又は修理に支障がないと認められる場合であつて、当該水底線路の敷設又は修理に従事している船舶の船長が前項に定める範囲の内において航行を承諾したときは、前項の規定にかかわらず、その承諾した部分を除く範囲とする。

第 5 章 雑 則

(緊急に行うことを要する通信)

第 55 条 法第 8 条第 1 項の郵政省令で定める通信は、次の表の左欄に掲げる事項を内容とする通信であつて、同表の右欄に掲げる機関等において行われるものとする。

| 通 信 の 内 容 | 機 関 等 |
|---|---|
| 1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 予防、救援、復旧等に直接関係がある機関相互間 (2) 左記の事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間 |
| 2. 治安の維持のため緊急を要する事項 | (1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間 |
| 3. 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項 | 選挙管理機関相互間 |

| | |
|---|--------------|
| 4. 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの | 新聞社等の機関相互間 |
| 5. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急に通報することを要する事項 | 気象機関相互間 |
| 6. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 | 左記の通信を行う者相互間 |

(業務の停止)

第 56 条 法第 8 条第 2 項の郵政省令で定める基準は、次のとおりとする。

1. 次に掲げる機関等が重要通信（法第 8 条第 1 項に定める事項を内容とする通信をいう。以下同じ。）を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

- | | | | |
|----------------------------|-------------------|--------|----------|
| イ 気象機関 | ロ 水防機関 | ハ 消防機関 | ニ 災害救助機関 |
| ホ 秩序の維持に直接関係がある機関 | ヘ 防衛に直接関係がある機関 | | |
| ト 海上の保安に直接関係がある機関 | チ 輸送の確保に直接関係がある機関 | | |
| リ 通信役務の提供に直接関係がある機関 | ヌ 電力の供給に直接関係がある機関 | | |
| ル 水道の供給に直接関係がある機関 | ヲ ガスの供給に直接関係がある機関 | | |
| ワ 新聞社等の機関 | カ 金融機関 | | |
| ヨ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関 | | | |

2. 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。

(業務の停止等の報告)

第 57 条 法第 35 条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知った後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の左欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる報告期限までに様式 50 の報告書を提出しなければならない。

| 報 告 の 事 由 | 報 告 期 限 |
|----------------------------------|---|
| 1. 法第 8 条第 2 項の規定により電気通信業務の一部の的止 | 法第 8 条第 2 項の規定により電気通信業務の一部を停止した日から 30 日以内 |
| 2. 通信の秘密の漏えい | 電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知った日から 30 日以内 |
| 3. 第 58 条で定める重大な事故 | その重大な事故が発生した日から 30 日以内 |

(報告を要する重大な事故)

第 58 条 法第35条の郵政省令で定める重大な事故であって第1種電気通信事業に関するものは、次のとおりとする。

1. 電気通信設備の故障により電気通信役務の提供を停止させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であって、次に掲げる範囲のもの

イ 加入者線系の電気通信設備の故障の場合にあつては、当該電気通信設備の故障によって電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が3万以上であり、かつ、その停止時間が2時間以上のもの

ロ 中継線系の電気通信設備の故障の場合にあつては、当該電気通信設備の事故によって、電気通信役務の提供を2時間以上停止させたもの。ただし、線路設備については、その故障が3千回線を超えるものに限る。

2. 電気通信事業者が設置した衛星、海底同軸ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が2時間以上不能となる事故

二 法第35条の郵政省令で定める重大な事故で第2種電気通信事業に関するものは、電気通信役務の提供を停止された利用者の数が当該第2種電気通信事業の利用者の数の半数を超える事故であつてその停止期間が2時間以上のものとする。

(規模の基準)

第 59 条 法第90条第1項第2号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が5キロメートルであることとする。

(株式及び公告)

第 60 条 法第91条第1項の郵政省令で定める株式は、証券業協会（証券取引法（昭和23年法律第25号）第67条第1項に規定する証券業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録された株式とする。

二 法第91条第1項の郵政省令で定める割合は、1の者について10分の1とする。

三 法第91条第2項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により定時株主総会ごとに行うものとする。

四 法第91条第2項ただし書の郵政省令で定める割合は、4分の1とする。

(立入検査の身分証明書)

第 61 条 法第92条第3項の証明書は、様式第51によるものとする。

(聴聞の公告及び予告)

第 62 条 郵政大臣は、法第95条又は第96条に規定する聴聞をしようとするときは、聴聞会の期日、場所及び事案の要旨を聴聞開始の日の10日前までに公告するものとする。

二 郵政大臣は、聴聞しようとするときは、聴聞開始の日の10日前までに、聴聞会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその異議申立人若しくは審査請求人に予告しなければならない。

(聴聞会)

第 63 条 聴聞会は、郵政大臣の指名する職員が議長として主宰する。

二 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他参考人に対し、聴聞会に出席を求めることができる。

三 利害関係人又はその代理人として聴聞会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

四 聴聞会においては、異議申立て又は審査請求の場合にあっては、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させ、その他の場合にあっては、議長が最初に当該処分の要旨及び理由を説明しなければならない。

五 異議申立て又は審査請求に係る聴聞会においては、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は異議申立て又は審査請求の朗読をもってその陳述に代えることができる。

六 処分に係る者、異議申立人若しくは審査請求人、これらの利害関係人又はこれらの代理人は、聴聞会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

七 議長は、処分に係る者の申請により、聴聞会を非公開とすることができる。

八 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

九 議長は、聴聞会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

十 議長は、必要があると認めるときは、聴聞会を延長し、又は続行することができる。

十一 議長は、前項の規定により聴聞会を延期し、又は続行する場合は、次回の聴聞会の期日及び場所を定め、これを公告し、処分に係る者、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第 64 条 議長は、聴聞に際しては、調書を作成しなければならない。

二 調書には、次の事項を記載し、議長が署名しなければならない。

1. 事案の件名
2. 聴聞会の期日及び場所
3. 議長の職名及び氏名
4. 処分に係る者、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人の住所及び氏名

5. 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
6. 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
7. 陳述の要旨
8. 証拠が提示されたときは、その旨
9. その他参考となるべき事項

三 処分に係る者、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

(電報)

第 65 条 法附則第 5 条第 2 項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。

1. 日本電信電話株式会社（以下「日本電電」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）は、電報の事業に係る業務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託すること
2. 日本電電又は国際電電は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の条件に適合する者に当該業務を委託すること
 - イ 法第11条第1号から第3号までの各号の1に該当する者でない者
 - ロ 通信の秘密の確保に支障が生ずるおそれのない者
 - ハ 委託に係る地域の事情に明るい者その他確実かつ安定的に委託業務を遂行できる者

第 66 条 日本電電又は国際電電は、法第31条第1項の規定に基づき、郵政大臣の認可を受けて定める契約定款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

二 電報の誤配達を受けた者が日本電電又は国際電電にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、日本電電又は国際電電は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

(旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件)

第 67 条 法附則第 9 条第 2 項の郵政省令で定める要件は、次の各号に適合することを条件として郵政大臣が指定する電話の役務の提供を受ける契約に基づく権利であることとする。

1. その交換に関する事務が日本電電の事務所において行われる電話であること。
2. 自動車、船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話でないこと。
3. 日本電電と特定の者との契約により設置する電話であること。

二 前項の指定は、法第31条第1項の規定に基づく第1種電気通信事業者たる日本電電の定める

契約約款の認可に関する処分の際に告示により行うものとする。

三 第2項の規定にかかわらず、法附則第8条第2項の規定に基づき日本電電が従前の条件でその電気通信役務を提供している間は、その従前の条件において法附則第3条の規定により廃止された公衆電気通信法（昭和28年法律第97号。以下「旧公衆法」という。）の加入電話加入契約と同一の条件が適用される契約に基づく権利を法附則第9条第2項の要件に該当するものとする。

（電話加入権等に関する帳簿の備付け等）

第68条 日本電電は、法附則第9条第1項の電話加入権及び同条第2項の権利（以下「電話加入権」と総称する。）に関する次の事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を備え付けるものとする。

1. 契約の締結年月日
2. 電話番号
3. 利用者の住所又は居所及び氏名
4. 電話の設置場所
5. 電話の種類
6. 電話加入権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
7. 電話加入権の譲渡の請求があったとき又は差押え（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）によるものの場合にあっては、参加差押えを含む。）、仮差押え若しくは仮処分の通知があったときは、法の施行後に法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するとされ、又は同条第2項の規定によりその規定の例によるとされる旧公衆法第38条の3第1項の規定により記載した受付の年月日及び受付番号

二 前項の帳簿は、当該契約に関する事務を取り扱う日本電電の事務所に備え付けなければならない。ただし、帳簿を電磁的記録により調製する場合であって、当該契約に関する事務を取り扱う事務所において直ちに記録された事項を知り得るときは、この限りでない。

三 利害関係人は、日本電電が定める手数料を支払って、第1項の帳簿に記載した事項の証明を請求することができる。

（申請等の方法）

第69条 次の表の左欄に掲げる申請、届出又は申立て（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をそれぞれ同表右欄に掲げる地方電気通信監理局長（沖縄郵政管理事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

| 申 請 等 | 地方電気通信監理局長 |
|---|---|
| <p>1. 法第9条第1項、第14条第1項若しくは第18条の許可の申請、法第15条第1項、第16条第1項若しくは第2項、第17条第2項若しくは第18条第3項の認可の申請、法第12条第3項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）の申請又は法第12条第5項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）第13条若しくは第14条第2項の規定による届出</p> | <p>当該第1種電気通信事業に係る業務区域を管轄する地方電気通信監理局長（業務区域が2以上の地方電気通信監理局長の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか1の地方電気通信監理局長）</p> |
| <p>2. 法第22条、第23条第2項から第4項まで、第27条第4項若しくは第30条において準用する第23条若しくは第31条の規定による届出、法第24条第1項の登録若しくは第27条第1項の変更登録の申請又は法第40条の認可（特別第2種電気通信事業に係るものに限る。）の申請</p> | <p>当該申請等を行う者の住所を管轄する地方電気通信監理局長</p> |
| <p>3. 法第31条第1項、第49条第1項若しくは第52条第1項第1号の認可又は法第40条の認可（第1種電気通信事業に係るものに限る。）の申請</p> | <p>当該第1種電気通信事業者の業務区域を管轄する地方電気通信監理局長（業務区域が2以上の地方電気通信監理局長の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか1の地方電気通信監理局長）</p> |
| <p>4. 法第12条第4項（法第14条第4項において準用する場合を含む。）の確認の申請、法第38条若しくは第85条第3項の認可の申請、法第39条第1項の中立て、同条第2項の裁定の申請、法第43条第1項若しくは第2項若しくは第85条第1項の規定による届出又は法第86条第1項の指定の申請</p> | <p>当該申請等に係る電気通信設備の設置の場所を管轄する地方電気通信監理局長（設置の場所が2以上の地方電気通信監理局長の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか1の地方電気通信監理局長）</p> |

附 則

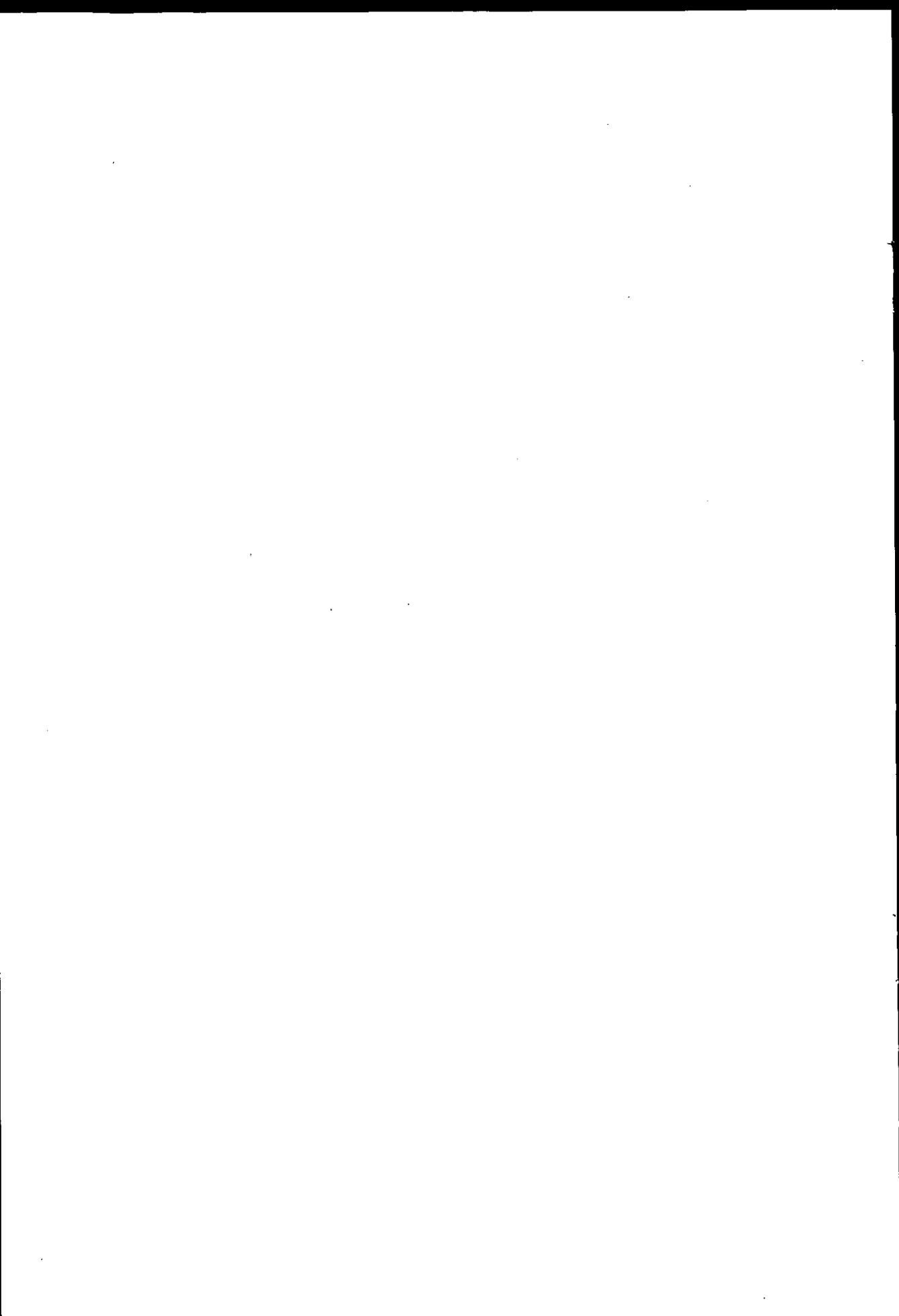
- 一 この省令は、法の施行の日（昭和60年4月1日）から施行する。
- 二 次の郵政省令は、廃止する。
 1. 公衆電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第38号）
 2. 公衆電気通信法第55条の13第2項の場合等を定める臨時暫定措置に関する省令（昭和57年郵政省令第55号）
- 三 法附則第4条第3項の規定による届出は、様式第1の申請書を同項の規定による届出をして適宜読み替えた届出書に、次の書類を添えて行わなければならない。
 1. 次の事項を記載した書類
 - イ 昭和60年4月1日以降の5年内の日を含む毎事業年度における電気通信役務の種類及び

- その態様の区分ごとの需要見込み及び提供の計画
- ロ 所要資金の額並びにその調達方法及び返済計画
 - ハ 電気通信設備の建設計画の概要及び工程（主要な設備に限る。）並びにこれに係る工事費の概算
2. 第3条第4項各号（第10号から第15号までを除く。）に掲げる書類
（様式略）

資料 12

日本電信電話株式会社法施行規則

(昭和60年4月1日郵23)



日本電信電話株式会社法施行規則

(昭和60・4・1 郵政省令第23号)

(附帯業務)

第1条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)が日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号。以下「法」という。)第1条第2項の規定により同条第1項の事業に附帯する業務を営む場合は、当該業務に係る収支を明確にした上で、収支相償うように営むものとし、当該業務開始前に次の事項を郵政大臣に届け出なければならない。

1. 業務の内容
2. 業務の開始の時期
3. 業務の収支の見込み
4. 業務を営む理由

(目的達成業務の認可)

第2条 会社は、法第1条第2項の規定により会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

1. 業務の内容
2. 業務の開始の時期
3. 業務の収支の見込み
4. 業務を営む理由

(新株発行等の認可)

第3条 会社は、法第4条第3項前段の規定により新株の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に新株の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

1. 新株の種類及び数
2. 新株の発行価額
3. 新株の払込期日
4. 現物出資をしようとする者があるときは、その氏名又は名称及び住所、出資の目的となる財産及びその価格、並びにその者に対して与える株式の種類及び数
5. 新株の発行価額のうち資本に組み入れない額
6. 株主に新株引受権を与えようとするときは、その新株の種類及び数並びにその割当日
7. 株主以外の者に特に有利な発行価額により新株を発行しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び住所、その新株の種類及び数並びにその理由

8. 新株の募集の方法
 9. 払込みを取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
 10. 新株の発行により取得する金額の用途
 11. 新株発行の理由
- 二 会社は、法第4条第3項後段の規定により転換社債又は新株引受権付社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に転換社債又は新株引受権付社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び最終の貸借対照表を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。
1. 社債の種類
 2. 社債の総額及び各社債の金額
 3. 社債の発行価額、利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
 4. 転換社債であるときは、次の事項
 - イ 転換の条件
 - ロ 転換により発行する株式の種類及び数
 - ハ 転換を請求することができる期間
 - ニ 転換により発行する株式の発行価額のうち資本に組み入れない額
 - ホ 株主に転換社債の引受権を与えようとするときは、その転換社債の額
 - ヘ 株主以外の者に特に有利な転換の条件を付した転換社債を発行しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び住所、その転換社債の額並びにその理由
 5. 新株引受権付社債であるときは、次の事項
 - イ 各新株引受権付社債に付す新株の引受権の内容
 - ロ 新株の引受権を行使することができる期間
 - ハ 新株の引受権の行使により発行する株式の発行価額のうち資本に組み入れない額
 - ニ 株主に新株引受権付社債の引受権を与えようとするときは、その新株引受権付社債の額
 - ホ 株主以外の者に特に有利な内容の新株引受権を付した新株引受権付社債を発行しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び住所、その新株引受権付社債の額並びにその理由
 6. 社債の募集の方法
 7. 前に社債を募集したことがあるときは、その償還を終えていない総額
 8. 社債により取得する金額の用途
 9. 社債発行の理由
- (取締役等の選任等の決議の認可)

第4条 会社は、法第9条の規定により取締役又は監査役の選任の決議の認可を受けようとする

ときは、次の事項を記載した申請書に選任に関する株主総会の議事録の写し及び選任しようとする取締役又は監査役の履歴書を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

1. 選任しようとする取締役又は監査役の氏名及び住所
2. 前号に掲げる者が会社と利害関係を有するときは、その明細
3. 選任の理由

二 会社は、法第9条の規定により取締役又は監査役の解任の決議の認可を受けようとするときは、解任しようとする取締役又は監査役の氏名及びその者を解任しようとする理由を記載した申請書に解任に関する株主総会の議事録の写しを添えて、郵政大臣に提出しなければならない。
(定款の変更の決議の認可)

第5条 会社は、法第10条第1項の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、郵政大臣に提出しなければならない。
(利益の処分の決議の認可)

第6条 会社は、法第10条第1項の規定により利益の処分の決議の認可を受けようとするときは、利益の総額及びその処分の内訳を記載した申請書に貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表及び利益の処分に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、郵政大臣に提出しなければならない。
(合併又は解散の決議の認可)

第7条 会社は、法第10条第1項の規定により合併又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第1号、第4号及び第5号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

1. 合併の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所、解散の場合にあっては、清算人の氏名及び住所
2. 合併の方法及び条件
3. 合併に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数
4. 合併又は解散の時期
5. 合併又は解散の理由

二 前項の申請書には、次の書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第1号の書類に限る。）を添えなければならない。

1. 合併又は解散に関する株主総会の議事録の写し
2. 合併契約書の写し
3. 合併の主要な条件の決定に関する説明書

4. 合併契約書の作成の時における会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書
5. 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款
(事業計画の認可)

第8条 会社は、法第11条前段の規定により毎営業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に収支計画書及び資金計画書を添えて、毎営業年度開始の日の一月前までに郵政大臣に提出しなければならない。

二 会社は、法第11条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した収支計画書又は資金計画書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(重要な設備の譲渡等の認可)

第9条 会社は、法第13条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に譲渡することを証する書面を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

1. 譲渡しようとする設備の内容
2. 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
3. 所有権以外の権利の目的となっているときは、その権利の種類
4. 対価の額
5. 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件
6. 譲渡の理由

二 会社は、法第13条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に担保に供することを証する書面を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

1. 担保に供しようとする設備の内容
2. 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所
3. 設備を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所
4. 権利の種類
5. 担保される債権の額
6. 担保に供する理由

(業務に関する規程の届出)

第10条 会社は、職制その他組織に関する規程、物品の取扱いに関する規程並びに会計及び財務に関する規程を制定しようとするときは、その内容を明らかにしてこれらの規程を実施する日の十日前までに郵政大臣に届け出なければならない。

二 会社は、前項の規程を改廃しようとするときは、その内容及び理由を明らかにして当該規程を改廃する日の十日前までに郵政大臣に届け出なければならない。

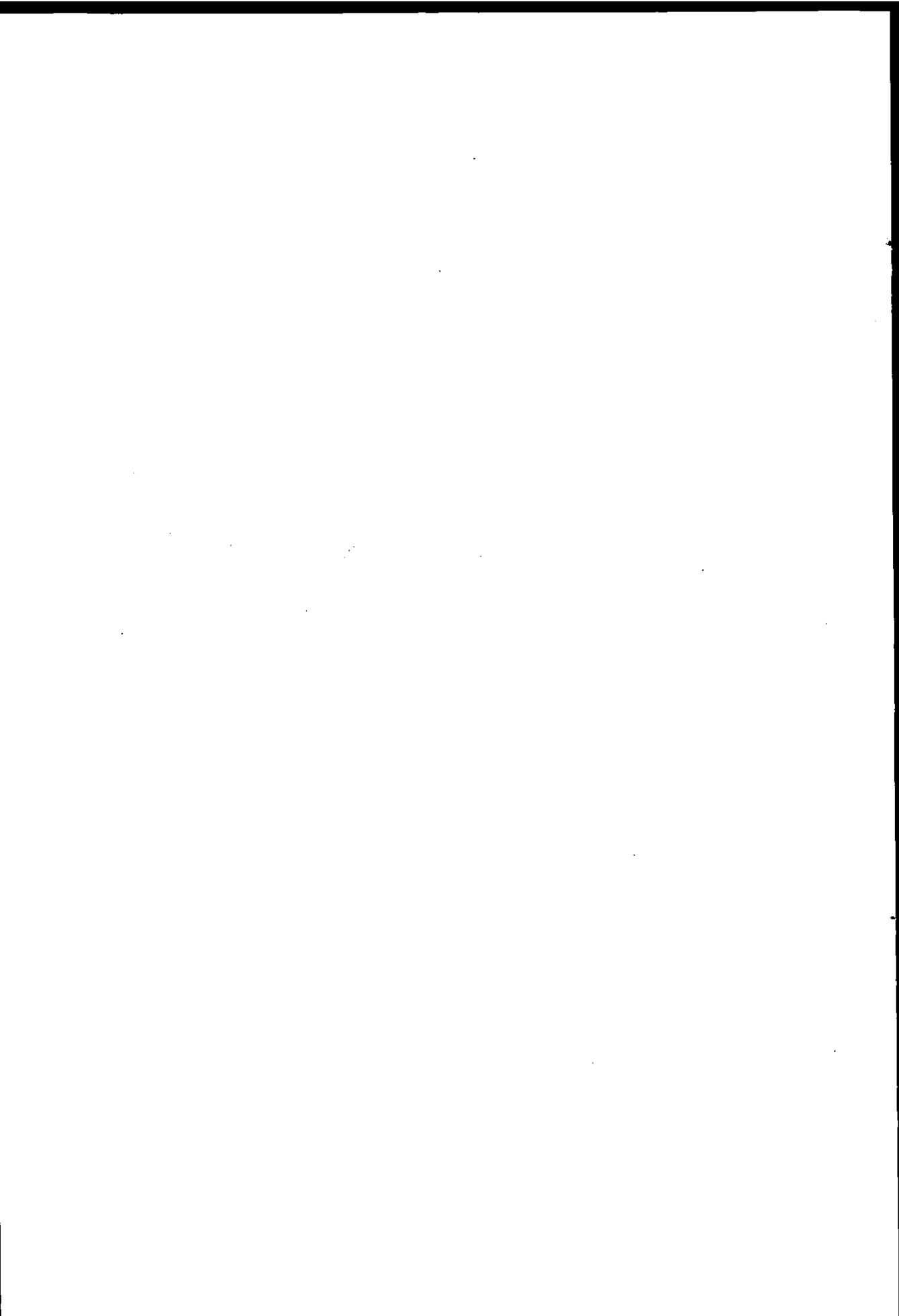
附 則

この省令は、昭和60年4月1日から施行する。



新通信法関係諸規則・告示一覧表

(昭和60年4月1日公布分)



- 日本電信電話株式会社法施行規則（郵政23）
- 国際電信電話株式会社法施行規則（同24）
- 電気通信事業法施行規則（同25）
- 電気通信事業会計規則（同26）
- 電気通信主任技術者規則（同27）
- 工事担任者規則（同28）
- 端末機器の技術基準適合認定に関する規則（同29）
- 事業用電気通信設備規則（同30）
- 端末設備等規則（同31）
- 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則の一部を改正する省令（同32）
- 有線放送電話規則の一部を改正する省令（同33）
- 有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（同34）
- 有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例の一部を改正する省令（同35）
- 有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例の一部を改正する省令（同36）
- 日本電信電話公社関係省令等準用規則等を廃止する省令（同37）
- 有線電気通信法第3条等2項の規定による届出を要しない有線電気通信設備を定める件（郵政223）
- 工事担当者を要しない端末機器の接続の方式を定める件（同224）
- 工事担任者の養成課程の実施要目を定める件（同225）
- 工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件（同226）
- 工事担任者の学校等の認定の基準を定める件（同227）
- 事業用電気通信設備規則の細目を定める件（同228）
- 通話品質の測定方法を定める件（同229）
- 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なアナログ電話端末及びその条件を定める件（同230）
- 電気通信主任技術者選任の範囲を定める件（同231）
- 電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件（同232）
- 電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件（同233）
- 技術基準適合認定の対象となるその他端末機器を定める件（同234）

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

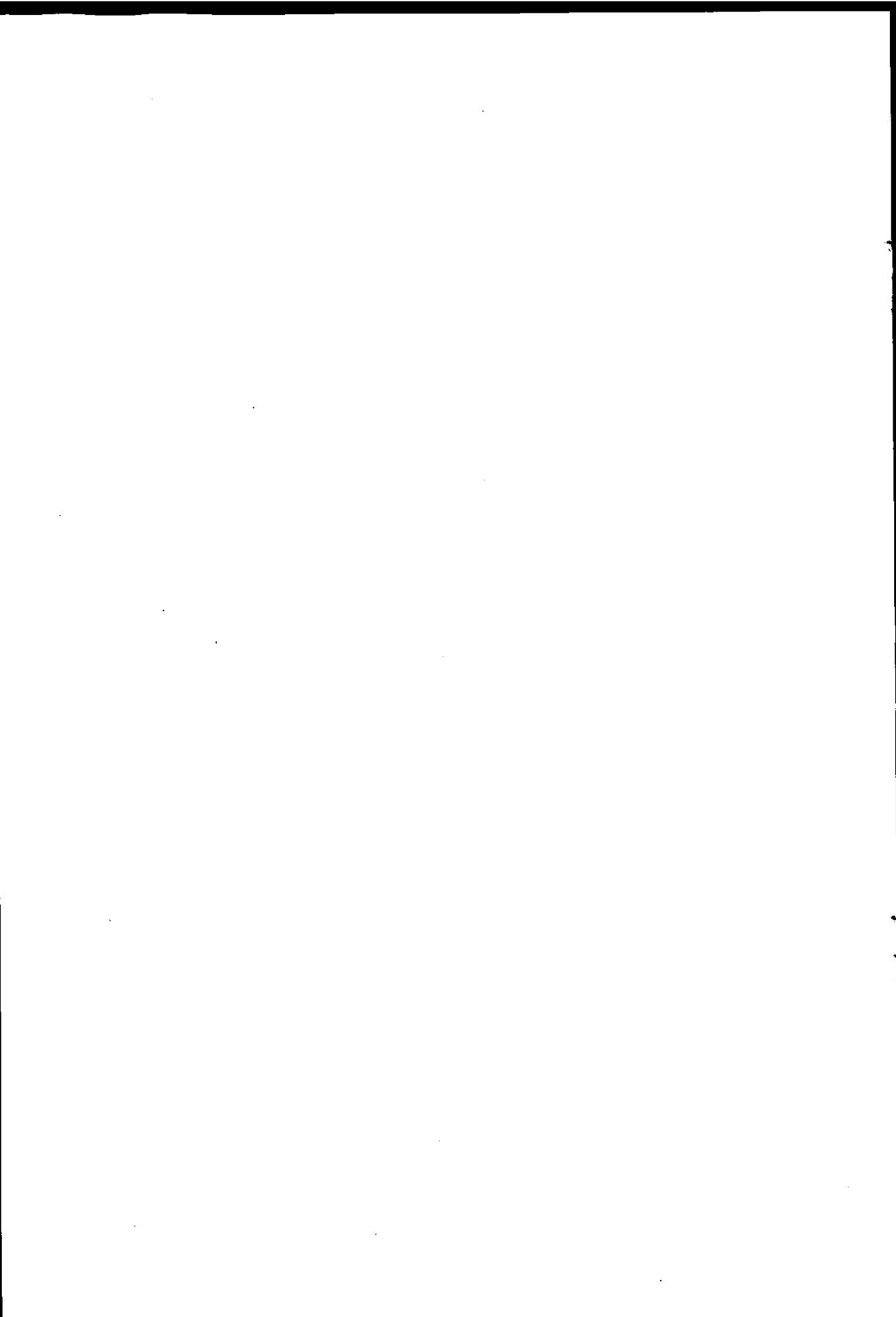
2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

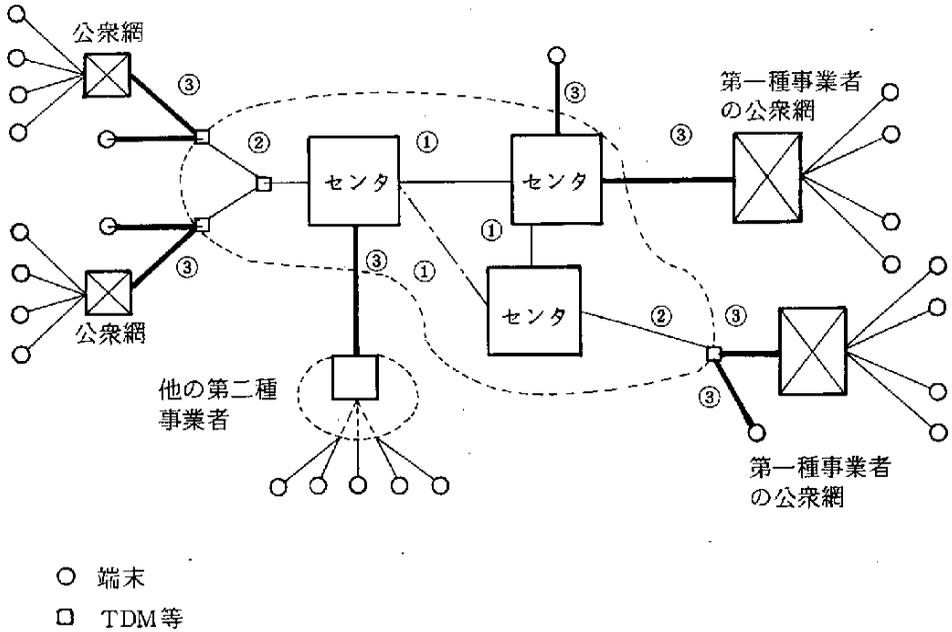
4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the data management processes remain effective and aligned with the organization's goals.

第二種電気通信事業法の一般・特別区分のための
回線数算定法



収容能力の算定の対象となる電気通信回線



算定の対象となるのは、上図の太線の部分の電気通信回線である。

すなわち、電気通信回線の収容能力と言う場合における収容される電気通信回線とは、第二種電気通信事業等の設備に設統されている回線 (①, ②, ③) のうち、端末からの通信を直接受けるために使用される回線 (③) を指している。したがって、他の事業者等の設備に接続されている場合は、端末側の回線を対象とするのではなく、当該設備に接続されている回線を対象とする。(上図において、第一種電気通信事業者の公衆網を介して端末を収容している部分については、公衆網から見てセンタ側の回線のみが算定の対象となる。)

具体的換算方法

| | | | |
|-------------------------|--|--|----------------|
| アナログ信号伝送用 電話通信回線 | 電 話 回 線 | | 単位回線 1回線 に換算する |
| | 電話回線以外 | 周波数帯域 4キロヘルツ 以下 | 単位回線 2回線 に換算する |
| | | 4キロヘルツ を超える回 線について、 幅 4キロヘル ツ当たり(注1) | 単位回線 2回線 に換算する |
| デジタル信号 伝送用 電気通信回線 | (注2) Σ 各回線の伝送速度 (b/s) = 単位回線 (注3) 1,200 | | |

(注1) 幅4キロヘルツに満たない端数は切り捨てるものとする。
 (注2) 12,000b/sを超える伝送速度の回線については、12,000b/sとする。
 (注3) 1に満たない端数は切り捨てる。

1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900

1901
1902
1903
1904
1905
1906
1907
1908
1909
1910
1911
1912
1913
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950

1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000

禁無断転載

昭和60年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館内

TEL (434) 8211 (代表)

印刷所 株式会社 正文社

東京都文京区本郷3-38-14

TEL 03 (815) 7271~3

